

# 農業競争力強化農地整備事業実施要領

制定 平成30年 3月30日付け29農振第2605号  
平成30年 3月30日付け29生畜第1500号  
最終改正 令和 2年 3月31日付け元農振第3553号  
令和 2年 3月31日付け元生畜第2047号

各地方農政局長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事  
㈱日本政策金融公庫代表取締役総裁  
沖縄振興開発金融公庫理事長

殿

農林水産省農村振興局長  
農林水産省生産局長

## 第1 趣旨

本事業の実施に当たっての運用及び取扱いについては、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年 3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 事業の内容

- 1 要綱第2の1の農地整備事業（以下「農地整備事業」という。）に係る運用及び取扱いは、それぞれ別紙1-1及び別紙1-2によるものとする。
- 2 要綱第2の2の実施計画等策定事業（以下「実施計画等策定事業」という。）に係る運用は、別紙2によるものとする。
- 3 要綱第2の3の草地畜産基盤整備事業（以下「草地畜産基盤整備事業」という。）に係る運用は、別紙3によるものとする。
- 4 要綱第2の4の農村環境計画策定事業（以下「農村環境計画策定事業」という。）に係る運用は、別紙4によるものとする。
- 5 要綱第2の5の農業基盤整備促進事業（以下「農業基盤整備促進事業」という。）に係る運用は、別紙5によるものとする。

## 第3 計画の作成

- 1 要綱第5の農業競争力強化基盤整備計画は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、それぞれの様式により作成するものとする。
  - (1) 国営事業関連区分 様式1
  - (2) 農地集積促進区分 様式2

(3) 高付加価値化等促進区分 様式3 (地域雇用創出型) 様式4 (地域活性化用地創出型)

2 要綱第5の農業基盤整備計画は、別紙5に定めるところにより作成するものとする。

#### 第4 採択要件

第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用又は取扱いに定めるところによるほか、農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 第3の1の(1)の国営事業関連区分により事業を実施する場合にあっては、当該事業が国営土地改良事業又は水資源機構営事業と一体的に事業を行うことで事業効果を高めるものであること。
- 2 第3の1の(2)の農地集積促進区分により事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業等(別紙1-1別表の区分の欄の1から3までの事業をいう。)の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合(以下「担い手農地利用集積率」という。)が50パーセント以上(別紙1-1の第3の3により中山間傾斜農地型を実施する場合にあっては30パーセント以上)となることが確実と見込まれるものであること。なお、担い手及び経営等農用地の定義は、別紙1-1によるものとする。
- 3 第3の1の(3)の高付加価値化等促進区分により事業を実施する場合にあっては、高収益作物の導入・生産拡大、集落営農組織等の設立・法人化又は農業用施設や地域活性化施設を用途とする用地を創出するものであること。
- 4 農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業を総合的に施行する場合にあっては、それぞれの事業の受益面積の重複がおおむね30パーセント以上であること。

#### 第5 事業の審査

要綱第7の2の審査については、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)に基づく事業を実施する場合には、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

- 1 事業の実施が技術的に可能であること。
- 2 事業の効果が費用を償うものであり、かつ、周辺地域に波及する見込みがあること。
- 3 地域農業の方向に沿ったものであること。
- 4 水利権その他の各種権利関係が調整される見通しがあること。
- 5 関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。
- 6 用水及び排水の計画基準が適正であること。
- 7 工事に係る工事費が経済的となるよう考慮されていること。
- 8 地域の環境との調和に配慮されていること。

## 第6 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに要綱第7に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについてはこの限りではない。
  - (1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
  - (2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、発電電力を管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。

### 附 則

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 別紙1-1の第3の2の耕作放棄地型については、令和2年度以降の新規採択を行わないものとする。なお、令和元年度以前に採択され、令和2年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

(様式1)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画（国営事業関連区分）						
事 項	内 容					
1. 地区の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：					
2. 関連する国営事業等	・整備状況（関連する国営事業、前歴事業等）					
3. 地区における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現況及び問題点					
4. 地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等					
5. 生産基盤整備の内容	・基盤整備計画					
	事業種					
	事業別面積(ha)					
	備考					
6. 営農支援の体制						

(様式 2)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画（農地集積促進区分）																							
事 項	内 容																						
1. 地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区名：</li> <li>・所在地：</li> <li>・地区面積：</li> </ul>																						
2. 担い手への農地利用集積方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手への農地集積に向けた取組み方針等</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">担い手数</th> <th style="width: 20%;">担い手の経営等農用地面積 (ha)</th> <th style="width: 30%;">担い手農地利用集積率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始時</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生産基盤整備事業等の完了時</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>増加ポイント</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)	担い手農地利用集積率 (%)	事業開始時				生産基盤整備事業等の完了時				増加ポイント					
	担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)	担い手農地利用集積率 (%)																				
事業開始時																							
生産基盤整備事業等の完了時																							
増加ポイント																							
3. 地区における農用地の現況及び問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区農用地の現況及び問題点</li> <li>・整備状況（関連する国営事業、前歴事業等）</li> </ul>																						
4. 地域における農業の振興方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作付作物、土地利用体系、作業体系等</li> </ul>																						
5. 生産基盤整備の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤整備計画</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業種</th> <th style="width: 15%;">事業別面積 (ha)</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>					事業種	事業別面積 (ha)											備考					
事業種	事業別面積 (ha)																						
備考																							
6. 営農支援の体制																							

(様式3)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画（高付加価値化等促進区分（地域雇用創出型））																			
事項	内容																		
1. 地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区名：</li> <li>・所在地：</li> <li>・地区面積：</li> </ul>																		
2. 地区における農用地の現況及び問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区農用地の現況及び問題点</li> <li>・整備状況（関連する国営事業、前歴事業等）</li> </ul>																		
3. 地域における農業の振興方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作付作物、土地利用体系、作業体系等</li> </ul>																		
4. 生産基盤整備の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤整備計画</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>事業種</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業別面積(ha)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事業種						事業別面積(ha)						備考					
事業種																			
事業別面積(ha)																			
備考																			
5. 営農の展開方向	<table border="1"> <tr> <td>営農展開方向</td> <td>① 高収益作物の導入・生産拡大      ② 集落営農組織の設立・法人化</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入・生産拡大予定の高収益作物（名称、面積等）</li> <li>・設立（法人化）予定の集落営農組織の概要（組織の概要、法人化予定、構成員、組織図等）</li> </ul>	営農展開方向	① 高収益作物の導入・生産拡大      ② 集落営農組織の設立・法人化																
営農展開方向	① 高収益作物の導入・生産拡大      ② 集落営農組織の設立・法人化																		
6. 高付加価値化等方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高付加価値化等に向けた取組方針</li> </ul> <p>※高収益作物の導入・生産拡大、加工・販売、販路開拓、新商品の開発、ブランド化（環境保全型農業の取組を含む。）等の方針を記載</p>																		
7. 地域雇用創出方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用創出に向けた取組方針</li> </ul> <p>※後継者、新規参入者、雇用就農者の確保・育成や集落営農組織等におけるオペレータ、その他の雇用機会の確保等の方針を記載（青年就農給付金等の施策の活用を計画している場合には、その旨も記載）</p>																		
8. 高付加価値化等に向けた支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援体制図</li> </ul>																		

(様式4)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画（高付加価値化等区分（地域活性化用地創出型））						
事項	内容					
1. 地区の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：					
2. 地区における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現況及び問題点 ・整備状況（関連する国営事業、前歴事業等）					
3. 地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等					
4. 生産基盤整備の内容	・基盤整備計画					
	事業種					
	事業別面積(ha)					
	備考					
5. 用地創出の概要	用地名					
	用途					
	面積 (ha)					
	創出する用地の位置（図面）					
6. 地域活性化の方向（農業用施設、地域活性化施設の用途等）	・創出した用地を活用した農業の高付加価値化等による地域活性化方策					
7. 地域活性化に向けた支援体制	・支援体制図					

## 別紙1-1（農地整備事業に係る運用）

### 第1 趣旨

要綱第2の1に掲げる農地整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

### 第2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 農地所有適格法人等 農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）をいう。
- 2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（4に定める基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。
- 3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。
  - (1) 農業者（農地所有適格法人を含む。）の場合

認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること）。

イ その者が現に農業経営者として農業に従事しているか、新規就農希望者（農業後継者を含む。）又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であつて、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。

ウ 生産基盤整備事業等の完了時における経営等農用地の面積（農地所有適格法人にあつては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積）が、おおむね3.5ヘクタール（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあつては作物ごとに市町村長が都道府県知事と協議して定める面積、北海道にあつては北海道知事があらかじめ農村振興局長の意見を聴いて地域ごとに定める面積）を超えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあつては、市町村長が都道府県知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができるが、この協議に際



して都道府県知事はあらかじめ地方農政局長等の意見を聴くものとする。

エ 事業実施地区について、第6の1により市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下「促進計画」という。）及び第6の3により市町村が作成する特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画（以下「特定地域導入促進計画」という。）の目標年度又は第3の2の耕作放棄地型の事業完了年度（耕作放棄地解消・集積促進事業（別表の区分の欄の4の（3）のイの耕作放棄地解消・集積促進事業をいう。以下同じ。）を実施する場合にあっては、第6の2により知事が作成する遊休農地利用増進土地改良整備計画（以下「遊休農地利用増進整備計画」という。）の目標年度。以下同じ。）までに認定農業者となることが確実に見込まれること。

なお、促進計画及び特定地域導入促進計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

## （2）生産組織の場合

次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械・施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

イ 主たる従事者の中に、（1）のア及びイの要件を満たす者がいること。  
また、生産基盤整備事業等の完了時において、基幹ほ場3作業についてそれぞれのオペレーターの作業面積（生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。）が（1）のウに定める基準を超えていること。

ウ 促進計画若しくは特定地域導入促進計画の目標年度又は耕作放棄地型の事業完了年度までに法人となり認定農業者となることが確実に見込まれること。

## （3）集落営農の場合

特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体をいう。以下同じ。）又は次に掲げる全ての要件を満たす組織（以下「特定農業団体等」という。）であることが確実に見込まれること。

ア 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農地所有適格法人となることに関する計画であって、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実に見込まれること。

（ア）農地所有適格法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日（以下「計画策定日」という。）から起算して

5年を経過する日前であること。

(イ) 当該団体が農地所有適格法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(ウ) 当該団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が、市町村基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

(エ) 当該団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、市町村基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

ウ その耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担していること。

エ その耕作に係る利益を全ての構成員に対し配分していること。

オ 市町村基本構想において定められた農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農地の利用の集積の目標（計画策定日から起算して5年を経過する日前に、当該区域内の農地の面積の3分の2以上（当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について主な基幹作業（水稻については耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。）の委託を受ける場合にあっては、2分の1以上）の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。）が定められており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(4) 法人（農地所有適格法人を除く。）の場合

促進計画若しくは特定地域導入促進計画の目標年度又は耕作放棄地型の事業完了年度において認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5) 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2の（1）に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）に位置づけられていること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

4 2の「基幹ほ場3作業」とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつては(1)、(3)又は(4)のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

- (1) 耕起
- (2) 代かき
- (3) 田植え又は播種
- (4) 収穫

### 第3 事業の内容

農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

#### 1 経営体育成型

- (1) 生産基盤整備事業(別表の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。以下同じ。)の事業種類の欄の(4)又は(5)に掲げるものを実施するもの
- (2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(6)までに掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの
- (3) (1)又は(2)の生産基盤整備事業と別表の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものごとを併せて一体的に実施するもの

#### 2 耕作放棄地型

- (1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)まで又は(7)に掲げるものを実施するもの
- (2) (1)の生産基盤整備事業と別表の区分の欄の2から4までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものごとを一体的に実施するもの

#### 3 中山間地域型

- (1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(4)又は(5)に掲げるものを中山間地域(別紙1-2第2に定める地域をいう。以下同じ。)において実施するもの
- (2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるもののうち2以上を総合的に中山間地域において実施するもの
- (3) (1)又は(2)の生産基盤整備事業と別表の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものごとを併せて一体的に中山間地域において実施するもの

#### 4 中山間傾斜農地型

- (1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(4)又は(5)に掲げるものを中山間地域であつて別紙1-2第2に定める地域において実施するもの
- (2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるもののうち

ち2以上を総合的に中山間地域であって別紙1-2第2に定める地域において実施するもの

- (3) (1) 又は (2) の生産基盤整備事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(6)から(8)までに掲げるもの並びに別表の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとの併せて一体的に中山間地域であって別紙1-2第2に定める地域において実施するもの

#### 5 国営事業促進型

国営農地再編整備事業（国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）又は国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる事業をいう。以下同じ。）と一体的に実施する別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(3)のアに掲げる事業

### 第4 事業実施主体

農地整備事業に係る要綱第4の農村振興局長等が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

- 1 農地整備事業の事業実施主体は、2から5までに定める場合を除き、都道府県とする。
- 2 指導事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)のア及び(2)のアの指導事業をいう。以下同じ。）の事業実施主体は、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会とする。
- 3 調査・調整事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)のイ及び(2)のイの調査・調整事業をいう。以下同じ。）及び耕作放棄地活用推進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(5)の耕作放棄地活用推進事業をいう。以下同じ。）の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。
- 4 農業経営高度化促進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(3)の農業経営高度化促進事業をいう。以下同じ。）の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。
- 5 耕地利用高度化推進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(4)の耕地利用高度化推進事業をいう。以下同じ。）の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

### 第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

#### 1 経営体育成型

- (1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものの受

益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。

(2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)の事業（以下「高度土地利用調整事業」という。）を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ次のとおり増加することが確実に見込まれること。

(ア) 事業開始時における担い手農地利用集積率が40パーセント未満である場合にあつては、これが50パーセント以上となること。

(イ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が40パーセント以上50パーセント未満である場合にあつては、これが10パーセントポイント以上増加すること。

(ウ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が50パーセント以上55パーセント未満である場合にあつては、これが60パーセント以上となること。

(エ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が55パーセント以上90パーセント未満である場合にあつては、これが5パーセントポイント以上増加すること。

(オ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が90パーセント以上95パーセント未満である場合にあつては、これが95パーセント以上となること。

(カ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が95パーセント以上である場合にあつては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。

イ 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、別紙1-2第3に定める集約化要件を満たす農地面積（以下「担い手農地集約化面積」という。）の割合（以下「担い手農地集約化率」という。）が、次のとおり増加することが確実に見込まれること。

(ア) 事業開始時における担い手農地集約化率が23パーセント未満である場合にあつては、これが30パーセント以上となること。

(イ) 事業開始時における担い手農地集約化率が23パーセント以上35パーセント未満である場合にあつては、これが7パーセントポイント以上増加すること。

(ウ) 事業開始時における担い手農地集約化率が35パーセント以上38.5パーセント未満である場合にあつては、これが42パーセント以上となること。

(エ) 事業開始時における担い手農地集約化率が38.5パーセント以上63パーセント未満である場合にあつては、これが3.5パーセントポイント以上増加すること。

(オ) 事業開始時における担い手農地集約化率が63パーセント以上66.5パーセント未満である場合にあつては、これが66.5パーセント以上となること。

(カ) 事業開始時における担い手農地集約化率が66.5パーセント以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への集約化が図られること。

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

(ア) 事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること。

① 農地所有適格法人が存在しない地区

事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱（平成22年経営第7133号）第7に基づき交付金の交付を受ける農業者（以下「経営所得安定対策の加入者」という。）となる農地所有適格法人が設立されることが確実と見込まれること。

② 農地所有適格法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実と見込まれること。

(イ) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める(ア)の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、50パーセント以上となることが確実と見込まれること。

(3) 中心経営体農地集積促進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(3)のアの中心経営体農地集積促進事業をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合（以下「中心経営体集積率」という。）が55パーセント以上となること。

## 2 耕作放棄地型

(1) 別紙1-2第3の2の(1)に定めるところにより、耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（以下「整備基本構想」という。）が市町村により策定されていること。

(2) 生産基盤整備事業における受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。

(3) 生産基盤整備事業における受益面積に占める耕作放棄地及び別紙1-2第3の2の(3)に定める基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が6パーセント以上（受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50パーセント以上の場合にあっては、3パーセント以上）であること。

(4) 耕作放棄地解消・集積促進事業（別表の区分の欄の4の(3)のイの耕作放棄地解消・集積促進事業をいう。）を行う場合にあっては、別紙1-2第3に定める要件を満たすこと。

### 3 中山間地域型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。

(2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地利用集積率が、次のとおり増加することが確実に見込まれること。

(ア) 事業開始時における担い手農地利用集積率が40パーセント未満である場合にあっては、これが50パーセント以上となること。

(イ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が40パーセント以上50パーセント未満である場合にあっては、これが10パーセントポイント以上増加すること。

(ウ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が50パーセント以上55パーセント未満である場合にあっては、これが60パーセント以上となること。

(エ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が55パーセント以上90パーセント未満である場合にあっては、これが5パーセントポイント以上増加すること。

(オ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が90パーセント以上95パーセント未満である場合にあっては、これが95パーセント以上となること。

(カ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が95パーセント以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。

イ 生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地集約化率が、次のとおり増加することが確実に見込まれること。

(ア) 事業開始時における担い手農地集約化率が23パーセント未満である場合にあっては、これが30パーセント以上となること。

(イ) 事業開始時における担い手農地集約化率が23パーセント以上35パーセント未満である場合にあっては、これが7パーセントポイント以上増加すること。

(ウ) 事業開始時における担い手農地集約化率が35パーセント以上38.5パーセント未満である場合にあっては、これが42パーセント以上となること。

(エ) 事業開始時における担い手農地集約化率が38.5パーセント以上63パーセント未満である場合にあっては、これが3.5パーセントポイント以上増加すること。

(オ) 事業開始時における担い手農地集約化率が63パーセント以上66.5パーセント未満である場合にあっては、これが66.5パーセント以上となること。

(カ) 事業開始時における担い手農地集約化率が66.5パーセント以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への集約化が図られること。

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

(ア) 事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること。

① 農地所有適格法人が存在しない地区

事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人が設立されることが確実と見込まれること。

② 農地所有適格法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実と見込まれること。

(イ) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める(ア)の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、50パーセント以上となることが確実と見込まれること。

(3) 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあつては、促進計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55パーセント以上となること。

#### 4 中山間傾斜農地型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。

(2) 第6の3により市町村が作成する特定地域導入促進計画に定める目標年度において、次に定める要件を全て満たすこと。

ア 高収益作物の作付面積割合が事業の受益面積に対し3パーセントポイント以上増加すること。

イ 高収益作物の作付面積割合が当該担い手に係る受益面積に対し5パーセントポイント以上増加する担い手が1戸以上となること。

(3) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地利用集積率が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。

(ア) 事業開始時における担い手農地利用集積率が20パーセント未満である場合にあつては、これが30パーセント以上となること。

(イ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が20パーセント以上50パーセント未満である場合にあつては、これが10パーセントポイント以上増加すること。

(ウ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が50パーセント以上55パーセント未満である場合にあつては、これが60パーセント以上となること。

(エ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が55パーセント以上90パーセント未満である場合にあつては、これが5パーセントポイント以上増



加すること。

(オ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が90パーセント以上95パーセント未満である場合にあっては、これが95パーセント以上となること。

(カ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が95パーセント以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。

イ 生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地集約化率が、次のとおり増加することが確実に見込まれること。

(ア) 事業開始時における担い手農地集約化率が13パーセント未満である場合にあっては、これが20パーセント以上となること。

(イ) 事業開始時における担い手農地集約化率が13パーセント以上35パーセント未満である場合にあっては、これが7パーセントポイント以上増加すること。

(ウ) 事業開始時における担い手農地集約化率が35パーセント以上38.5パーセント未満である場合にあっては、これが42パーセント以上となること。

(エ) 事業開始時における担い手農地集約化率が38.5パーセント以上63パーセント未満である場合にあっては、これが3.5パーセントポイント以上増加すること。

(オ) 事業開始時における担い手農地集約化率が63パーセント以上66.5パーセント未満である場合にあっては、これが66.5パーセント以上となること。

(カ) 事業開始時における担い手農地集約化率が66.5パーセント以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への集約化が図られること。

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

(ア) 事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実に見込まれること。

① 農地所有適格法人が存在しない地区

事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人が設立されることが確実に見込まれること。

② 農地所有適格法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程に定められることが確実に見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実に見込まれること。

(イ) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める(ア)の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、

30パーセント以上となることが確実に見込まれること。

(4) 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあつては、特定地域導入促進計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55パーセント以上となること。

(5) 中山間担い手育成支援事業(別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(3)のウの中山間担い手育成支援事業をいう。以下同じ。)を行う場合にあつては、対象とする中心経営体の中に、特定地域導入促進計画に定める目標年度において当該中心経営体の経営等農用地面積に対する高収益作物の作付面積の増加割合が5パーセントポイント以上となる中心経営体があること。

(6) 採択期間は、平成33年度までとする。

## 5 国営事業促進型

中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあつては、国営農地再編整備事業の農地集積に係る計画の目標年度において中心経営体集積率が55パーセント以上となること。

## 第6 計画の作成

農地整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長等が別に定める書類は、次に定めるとおりとする。

### 1 経営体育成型及び中山間地域型

都道府県知事は、経営体育成型又は中山間地域型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から促進計画の提出を受けた上で、令第50条第3項の農用地利用集積促進土地改良整備計画(以下「集積促進整備計画」という。)及び必要に応じて4の高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

#### (1) 集積促進整備計画

ア 農地整備事業に係る令第50条第3項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

(ア) 次に掲げる事項が明らかなものであること。

①計画区域の現況

②担い手等の見通し

③担い手の経営規模の拡大の見通し並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積の内容

(イ) 経営体育成型にあつては第5の1の(2)、中山間地域型にあつては第5の3の(2)の要件をそれぞれ満たすことが確実に見込まれるものであること。

イ 集積促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 農業構造改善目標

(イ) 担い手等の見通し

(ウ) 農地の流動化計画

(エ) 経営体育成型計画又は農地所有適格法人等育成計画

(オ) 土地利用計画

(カ) 農業生産基盤整備計画

(2) 促進計画

ア 促進計画は、市町村基本構想に基づき作成するものとする。

イ 促進計画は、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、1から数集落を対象とする。

ウ 促進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 農業構造再編の目標

(イ) 農地の流動化計画

(ウ) 経営体育成計画

(エ) 農地所有適格法人等育成計画

(オ) 土地利用計画

(カ) 農業機械利用計画

(キ) ほ場の整備計画

(ク) 農業生産基盤の整備目標

(ケ) 関連事業計画

(コ) 推進体制整備計画

(サ) 営農環境の整備目標

(シ) 土地改良施設等の管理計画

(ス) 農業農村整備事業管理計画

(セ) その他必要な事項

エ 促進計画の作成に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するとともに、第8の規定について十分な周知を図るものとする。

オ 促進計画の策定に当たっては、次の計画等との整合を図るものとする。

(ア) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第4条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第8条に規定する市町村農業振興地域整備計画

(イ) 農業農村整備事業管理計画について（平成3年6月24日付け3構改D第400号構造改善局長通知）に定める事業管理計画

2 耕作放棄地型

都道府県知事は、耕作放棄地型を実施しようとするときは、別紙1-2第4の2に定めるところにより、令第50条第8項の遊休農地利用増進整備計画を作成するものとする。

3 中山間傾斜農地型

都道府県知事は、中山間傾斜農地型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から(2)の特定地域導入促進計画の提出を受けた上で、令附則第3条第2項の特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画（以下「特定地域集積等促進整備計画」という。）及び必要に応じて4の高付加価値農業振

興計画を作成するものとする。

(1) 特定地域集積等促進整備計画

ア 農地整備事業に係る令附則第3条第2項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

(ア) 次に掲げる事項が明らかなものであること。

①計画区域の現況

②担い手等の見通し

③担い手の経営規模の拡大の見通し並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積の内容

④高収益作物の導入の見通し

(イ) 第5の4の(2)及び(3)の要件を満たすことが确实と見込まれるものであること。

イ 特定地域集積等促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 農業構造改善目標

(イ) 担い手等の見通し

(ウ) 農地の流動化計画

(エ) 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画

(オ) 高収益作物導入促進計画

(カ) 土地利用計画

(キ) 農業生産基盤整備計画

(2) 特定地域導入促進計画

ア 特定地域導入促進計画は、市町村基本構想に基づき作成するものとする。

イ 特定地域導入促進計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や生産性の高い農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、1から数集落を対象とする。

ウ 特定地域導入促進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 農業構造再編の目標

(イ) 農地の流動化計画

(ウ) 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画

(エ) 高収益作物導入促進計画

(オ) 土地利用計画

(カ) 農業機械利用計画

(キ) ほ場の整備計画

(ク) 農業生産基盤の整備目標

(ケ) 関連事業計画

(コ) 推進体制整備計画

(サ) 営農環境の整備目標

- (シ) 土地改良施設等の管理計画
- (ス) 農業農村整備事業管理計画
- (セ) その他必要な事項

エ 特定地域導入促進計画の作成に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するとともに、第8の規定について十分な周知を図るものとする。

オ 特定地域導入促進計画の策定に当たっては、次の計画等との整合を図るものとする。

- (ア) 農業振興地域の整備に関する法律第4条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第8条に規定する市町村農業振興地域整備計画
- (イ) 農業農村整備事業管理計画について定める事業管理計画

#### 4 高付加価値農業振興計画

都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業（別表の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の（2）の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下同じ。）を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

(1) 高付加価値農業振興計画は、優良農地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

- ア 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし
- イ 品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入
- ウ 農作物の加工を通じた地域特産物の開発
- エ その他適当と認められる手法

(2) 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 農業振興の構想

- ① 農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想
- ② 高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等に与える影響

イ 高付加価値農業形成計画

- ① 高付加価値農業に関する営農計画
- ② 土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方
- ③ 農地の権利移動状況
- ④ 各種計画との調整

#### 5 農業経営高度化計画

都道府県知事は、農地整備事業において、農業経営高度化支援事業（耕作放棄

地型を除く。)を行うときは、別紙1-2第4の4に定めるところにより、農業経営高度化計画を作成するものとする。

## 第7 事業の申請等

- 1 要綱第7の1の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに提出するものとする。
  - (1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合
  - (2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとする場合
  - (3) 農地中間管理事業と連携する場合((1)又は(2)の場合を除く。)
- 2 1の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、1の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 3 1の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 4 1の(3)の場合においては、事業採択申請書等の提出期限を1月末日とする。
- 5 農地整備事業に係る要綱第7の1の事業採択申請書は別記様式1号、要綱第7の2の事業採択通知書は別記様式第2号により作成するものとする。

## 第8 事業の中間審査

- 1 都道府県知事は、経営体育成型(第5の1の(2)のウの要件により採択された事業実施地区を除く。)、中山間地域型(第5の3の(2)のウの要件により採択された事業実施地区を除く。)及び中山間傾斜農地型(第5の4の(3)のウの要件により採択された事業実施地区を除く。)においては、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度まで、経営体育成型及び中山間地域型においては集積促進整備計画、中山間傾斜農地型においては特定地域集積等促進整備計画を踏まえ、経営体育成基盤整備事業計画審査表(以下「計画審査表」という。)を作成し、計画審査表に定められた事項の達成状況について審査を行い、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1の審査の結果、計画審査表に定められた事項の達成状況に関して、別紙1-2第5に定める基準に達しない場合には、都道府県知事は、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の報告において別紙1-2第5に基準に達しない場合には、都道府県知事に対して、事業の実施方針の検討を指示するものとする。
- 4 都道府県知事は、地方農政局長等から3の指示を受けた場合には、事業の実施方針を決定し、地方農政局長等に報告するものとする。なお、事業の実施方針の策定に当たっては、都道府県知事は、学識経験者等の第三者の知見を活用するこ

と等により、事業の効果的かつ適正な執行の確保を図るものとする。

- 5 地方農政局長等は4の報告について評価を行い、その結果、計画審査表に定められた事項の達成が困難と見込まれる場合にあつては、当該事業について、当該年度の次年度以降の補助金を充当できないものとする。

この場合、地方農政局長等は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

## 第9 計画の変更等

- 1 都道府県知事は、経営体育成型及び中山間地域型においては促進計画、中山間傾斜農地型においては特定地域導入促進計画の変更があつた場合（別紙1-2に定める場合に限る。）には、その内容を踏まえて、経営体育成型及び中山間地域型においては集積促進整備計画、中山間傾斜農地型においては特定地域集積等促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあつては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、耕作放棄地型において、遊休農地利用増進整備計画の変更があつた場合には、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

## 第10 事業の達成状況報告等

都道府県知事は、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況について報告するものとする。なお、国営事業促進型において市町村又は土地改良区が事業実施主体となる場合にあつては、市町村長又は土地改良区は、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。

## 第11 助成

農地整備事業に係る要綱第8の経費とは、別記に掲げる費用とする。

## 別記

- 1 工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）
  - ア 純工事費
  - イ 測量設計費
  - ウ 用地費及び補償費
  - エ 船舶機械器具費
  - オ 全体実施設計費
  - カ 換地費
- 2 促進費
- 3 調査・調整費

## 別表

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) 客土事業 (4) 暗渠排水事業 (5) 区画整理事業 (6) 除礫 (7) 農用地造成 (8) 農地保全	農業用排水施設の新設、廃止又は変更  農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更  農地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等  農地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工  農地等の区画形質の変更  除礫  農地の造成  農地の保全のため必要な事業	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1) 土壌改良事業 (2) 高付加価値農業施設移転等事業 (3) 交換分合 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備	土壌改良資材の投入等  事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業  農地等の交換分合  障害物の除去、除礫、深耕、整地、農産物被害防止施設の設置等	
3 営農環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業  (2) 農業集落排水施設整備事業  (3) 農業集落防災安全施設整備事業  (4) 農業集落環境管理施設整備事業  (5) 用地整備事業  (6) 環境整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備  農業用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備  農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備  農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備  区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備  親水・景観保全のための施設としての親水護	



	<p>(7) 生態系保全空間整備事業</p> <p>(8) 営農用水施設</p> <p>(9) 農作業準備休憩施設</p> <p>(10) 地域資源利活用基盤</p>	<p>岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備</p> <p>多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備</p> <p>農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの</p> <p>農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備</p> <p>地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備</p>	
4 農業経営高度化支援事業	<p>(1) 高度土地利用調整事業</p> <p>ア 指導事業</p> <p>イ 調査・調整事業</p> <p>(2) 耕作放棄地解消支援事業</p> <p>ア 指導事業</p> <p>イ 調査・調整事業</p> <p>(3) 農業経営高度化促進事業</p> <p>ア 中心経営体農地集積促進事業</p>	<p>土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動</p> <p>関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動</p> <p>耕作放棄地解消のための関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援</p>	<p>経営体育成型、中山間地域型及び中山間傾斜農地型に限る</p> <p>経営体育成型、中山間地域型及び中山間傾斜農地型に限る</p> <p>耕作放棄地型に限る</p> <p>耕作放棄地型に限る</p> <p>経営体育成型、中山間地域型、中山間傾斜農地型及び国営事業促進型に限る</p>

	イ 耕作放棄地解消・集積促進事業	担い手への耕作放棄地の利用の集約化に向けた促進支援	耕作放棄地型に限る
	ウ 中山間担い手育成支援事業	地域の農業を牽引する中心経営体の育成支援	中山間傾斜農地型に限る
	(4) 耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査	経営体育成型、中山間地域型及び中山間傾斜農地型に限る
	(5) 耕作放棄地活用推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、耕作放棄地活用のための条件整備活動、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	耕作放棄地型に限る
5 特認事業	特認事業	地方農政局長等が特に認める事業	

(別記様式1)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長〕  
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

農業競争力強化農地整備事業（〇〇〇）採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号）第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
2. 農業競争力強化基盤整備計画
3. その他
- [4. 費用負担者の同意書]
- [5. 施設の管理者の同意書]

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農地整備事業 (経営体育成型)				ha	百万円	

注1：〔 〕は、土地改良事業に該当しない営農環境整備事業を実施する場合に添付する。

注2：別紙1-1の第3の5の国営事業促進型を実施する地区にあつては、添付資料を1. 事業計画概要書及び3. その他のみとすることができる。

(別記様式2)

番 号  
年 月 日

事業採択通知書

都道府県知事 殿

〔農林水産省農村振興局長  
農林水産省〇〇農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
農地整備事業 (経営体育成型)				ha	百万円	

## 別紙1-2（農地整備事業に係る取扱い）

### 第1 趣旨

要綱第2の1に掲げる農地整備事業の取扱いについては、要綱及び要領本文によるほか、別紙1-1及びこの取扱いの定めるところによる。

### 第2 事業の内容

別紙1-1の農地整備事業に係る運用（別紙1-2において「運用」という。）第3に規定する事業及び運用別表中の各事業の内容は、次の条件に適合することを要するものとする。

#### 1 経営体育成型

(1) 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。

ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なもののうち、担い手又は農地所有適格法人等への農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りでない。

(2) 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が30アール（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。）を含む。）、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づく指定地域及び山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村及び棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域において行うものにあつては、20アール）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね2/3以上であること。

ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域（次のいずれかに該当する区域）については、その区域の面積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。

ア 畑作についての営農計画が樹立されている区域（畑地、樹園地、田畑輪換区域等）

イ 30アール以上の区画とすることによって土層の厚さが30cm以下となり不良土層（基岩、盤層、礫層、泥炭層等）の出現のおそれのある区域

ウ 30アール以上の区画とすることによって田差がおおむね1.0m以上となり農地の保全上好ましくないと認められる区域

エ 30アール以上の区画とすることによって著しく排水条件を悪化（地下水層の切断等）させる区域

(3) 農道整備事業において整備する事業実施地区外の関連農道については、次の条件を満すものについて施行することができるものとする。

ア ほ場と集落及び既設基幹道路等を連結するものであること。

イ 1路線の延長がおおむね500m未満であること。

ウ 連絡する農道の幅員は、おおむね5m以上であること。

(4) 高付加価値農業施設移転等事業を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあっては、(2)にかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする。

## 2 中山間地域型

(1) 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、ほ場の整備が図られること。

(2) 運用第3の3の(1)に定める中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。

ア 離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島

イ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された地域

ウ 山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された地域

エ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された地域

オ 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域と見なされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村(同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村と見なされる区域)を含む。)

カ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域

キ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。)

ク 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

ケ アからクまでに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

## 3 中山間傾斜農地型

(1) 水田地帯において区画整理事業等の実施により、ほ場の整備が図られること。

(2) 運用第3の4の別に定める地域とは、主傾斜がおおむね100分の1以上の農地の面積が当該事業の実施区域の全農地の面積の50パーセント以上を占める地域とする。

## 4 共通事項

(1) 営農環境整備事業

ア 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び

農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

イ 農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。

エ 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

(ア) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって農地整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。

(イ) 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、農地整備事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。

(ウ) 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。

(エ) 農施設の撤去又は移転であって、農地整備事業の効率が高められ、かつ、農地整備事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。

オ 営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね 10戸以上、かつ、末端の受益戸数が 2戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

## (2) 農業経営高度化支援事業

ア 高度土地利用調整事業のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 農業経営高度化支援事業の啓発普及

(イ) 農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

(ウ) 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

(エ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農業経営高度化促進事業又は耕地利用高度化推進事業に関する助言又は指導

イ 高度土地利用調整事業のうち指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画又は特定地域導入促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあ

っては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。

- (ア) 関係農家の意向調査活動
- (イ) 土地利用調整活動
- (ウ) 農地流動化についての関係機関との調整活動
- (エ) 農業機械の利用再編に関する活動
- (オ) 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動
- (カ) 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動
- (キ) その他農地流動化に係る調査・調整活動

エ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画又は特定地域導入促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

オ 耕作放棄地解消支援事業のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。

- (ア) 本事業の啓発普及
- (イ) 本事業の実施状況の確認及び報告
- (ウ) 本事業の総合的な実施のための関係機関との調整
- (エ) 市町村、土地改良区若しくは農業協同組合が行う耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業に関する助言若しくは指導、耕作放棄地活用推進事業に関する助言若しくは指導又は市町村が行う耕作放棄地解消・集積促進事業に関する助言若しくは指導
- (オ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合に対して行う耕作放棄地解消・発生防止のための技術研修
- (カ) 耕作放棄地解消・発生防止の取組を広めるための調査・普及活動
- (キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に関する指導等の活動

カ 耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。

- (ア) 関係農家、耕作放棄地所有者及び新規参入者の意向調査活動
- (イ) 土地利用調整活動
- (ウ) 関係機関との調整活動
- (エ) 新規参入促進のための広報活動、研究会等の開催
- (オ) 農業機械の利用再編に関する活動
- (カ) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動
- (キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に係る調査・調整活動

キ 耕作放棄地解消支援事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度。以下同じ。）まで実施することができるものとする。

ク 農業経営高度化促進事業の実施に当たっては、次のとおりとする。

- (ア) 中心経営体農地集積促進事業  
中心経営体への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮す



るものとする。

(イ) 耕作放棄地解消・集積促進事業

耕作放棄地の解消・発生防止及び担い手への農地の集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

(ウ) 中山間担い手育成支援事業

① 地域の農業を牽引する中心経営体の育成に資するものとなるよう配慮するものとする。

② 高収益作物の作付面積の増加に資するものとなるよう配慮するものとする。その際、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日経営第7133号農林水産事務次官依命通知）のⅣの第2の6（1）①に定める戦略作物を優先して高収益作物に転換するものとする。

ケ 耕地利用高度化推進事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

(イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え

(ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

(エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

(オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

(カ) 転作後に必要な田面整地作業

(キ) その他農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

(ク) 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査

コ 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画又は特定地域導入促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

サ 耕作放棄地活用推進事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

(イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え

(ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

(エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

(オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

(カ) 転作後に必要な田面整地作業

(キ) 新たな営農展開や経営拡大を促進するための追加・補助的な整備

(ク) 担い手の確保までの間に暫定的に行う農地の維持・管理

(ケ) 事業による耕作放棄地の解消効果を普及するための実証整備

(コ) その他耕作放棄地の解消及び発生防止に必要な条件整備等

シ 耕作放棄地活用推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合は、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度）まで実施することができるものとする。

ス 耕作放棄地活用推進事業は、整備基本構想の範囲内で実施するものとする。

(3) 事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、農地

整備事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

### 第3 採択要件

#### 1 経営体育成型

- (1) 運用第5の1の(1)の受益面積の確認に当たっては、受益地は地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とするが、次に掲げる要件を全て満たす場合はこの限りでない。
- ア 集約化を進める基本的な方針（以下「基本方針」という。）が事業実施地区に係る市町村により策定されていること。
  - イ 事業の受益地を含む営農上のまとまりのある一定区域（以下「営農区」という。）の規模の合計が60ヘクタール以上であること。
  - ウ 農用地集積加速化整備構想（以下「整備構想」という。）が地域の農業者や市町村、土地改良区、農業協同組合等の農業関係者等により策定されていること。
- (2) (1)のアに定める「基本方針」については、次のとおりとする。
- ア 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - (ア) 集約化の実施に関する基本的な事項
    - (イ) 集約化を進める区域（農地の保有及び利用の現況、将来の見通し等からみて認定農業者等に対する集約化を進めることが特に必要な区域）として設定する区域
    - (ウ) 集約化の推進体制に関する事項
    - (エ) 農業経営基盤強化促進法第4条の第2項から第4項までに規定する事業との連携を予定している場合にあっては、当該事業との連携に関する事項
  - イ 事業実施地区に係る市町村は、(1)に掲げる事項を定めるときは、農業委員会等の関係機関と十分に調整するものとする。
  - ウ 基本方針の様式は、別記様式第1号のとおりとする。
- (3) (1)のウの「整備構想」については、次のとおりとする。
- ア 整備構想は、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。
    - (ア) 事業実施区域の概要
    - (イ) 事業実施区域における農地の現況及び問題点
    - (ウ) 地域における農業の振興方向
    - (エ) 整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容
    - (オ) その他必要な事項
  - イ 整備構想の作成に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合その他経営体育成型と密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。
  - ウ 整備構想の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- (4) 運用第5の1の(2)のイの「集約化要件」は、同一の農業者の経営等農用地であって、1ヘクタール（北海道では3ヘクタール。都道府県知事があらかじめ各地方農政局長等の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めるときは、その面積）以上のまとまりを有する農地であることをいう。

まとまりを有する農地とは、2つ以上の農地であって、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの
- イ 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの
- ウ 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- エ 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- オ 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの
- カ その他当事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

## 2 耕作放棄地型

(1) 運用第5の2の(1)の整備基本構想については、次のとおりとする。

ア 整備基本構想は、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 事業実施区域の概要

(イ) 事業実施区域における農地の現況及び課題

(ウ) 事業実施区域における耕作放棄地の現況と利用増進の方針

(エ) 整備基本構想の実現のための整備方針

(オ) 各営農区の概要と営農区の営農活動等方針（(2)に該当する場合に限る。）

(カ) その他必要な事項

イ 整備基本構想の策定に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合及びその他本事業と密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。

ウ 整備基本構想の様式は、別記様式第3号によるものとする。

(2) 運用第5の2の(2)の受益面積の確認に当たっては、受益地は地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とする。

(3) 運用第5の2の(3)の基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地とは、次のア又はイのいずれかに該当する農地とする。

ア 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者（以下「農地所有者等」という。）によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響防止等の観点から土地管理が行われている農地

イ 現に耕作の目的に供されている農地であって、事業開始時において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を行わなくなる見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地

(4) (3)の要件を満たすかどうかは、農地所有者等自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、都道府県知事が判断するものとする。

(5) 運用第5の2の(4)の別に定める要件とは、耕作放棄地集約化率（当該事業の受益面積に占める担い手にその利用が集約化される耕作放棄地の割合をい

- う。以下同じ。)が4パーセント以上となることとする。  
(6)(5)の「集約化」とは、1の(4)の「集約化要件」を満たすものとする。

#### 第4 計画の作成

##### 1 経営体育成型及び中山間地域型

- (1) 集積促進整備計画の様式は、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領(平成15年4月1日付け14農振第2492号農林水産省農村振興局長通知)によるものとする。

- (2) 市町村は、促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

###### ア 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。

###### イ 集落懇談会の開催

- (3) 促進計画においては、事業実施区域を対象に、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。

###### ア 農業構造再編の目標

市町村基本構想に沿って、集落における目標年度において育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標等について定める。

ただし、運用第2の3の(6)に掲げる者を担い手に含める場合にあつては、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

###### イ 農地の流動化計画

アに基づき、目標年度までの所有権移転、利用権設定、農作業受委託等による農地流動化面積の目標を設定する。

###### ウ 経営体育成計画

アに基づき、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体の育成等に係る目標を設定する。

###### エ 農地所有適格法人等育成計画

アに基づき、農地所有適格法人等の育成、農業経営等に係る目標を設定する。

###### オ 土地利用計画

優良農地を保全して農業経営等の規模拡大を進めるとともに、良好な生活環境の施設等の整備に係る非農用地の計画的な創出を図るため、集落及び対象事業実施地区内の農用地全体に係る土地利用計画を策定する。

###### カ 農業機械利用計画

経営規模に見合った適正な農業機械の装備の水準を確保するため、アの農業構造再編の目標及びオの土地利用計画に基づき、農業機械の利用計画を策定する。

###### キ ほ場の整備計画

営農を考慮したほ場の区画形状、面積、位置等について、従前地との対

比を表示、図示等することにより作成する。この場合、高生産性ほ場（大区画）、一般ほ場（標準区画）、労働集約型ほ場（小区画）等に分割して作成する。

ク 農業生産基盤の整備目標

農業生産基盤整備の目標を設定する。

ケ 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化、生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画を策定する。

コ 推進体制整備計画

担い手に農地の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動の内容を定める。

サ 営農環境の整備目標

営農環境整備の目標を設定する。

シ 土地改良施設等の管理計画

土地改良施設等の将来の適正な管理に係る体制整備について定める。

ス 農業農村整備事業管理計画

ク及びサの具体的な年度計画及び事業間調整について定める。

セ その他必要な事項

土地利用、景観保全協定等について定める。

## 2 耕作放棄地型

(1) 運用第6の2の遊休農地利用増進整備計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 計画区域の現況

イ 課題及び整備方針

ウ 耕作放棄地解消・利用増進計画

エ 担い手への農地の利用集積等計画

オ 整備計画

カ 耕作放棄地解消支援計画

キ 耕作放棄地解消・集積促進計画

ク 耕作放棄地活用推進計画

(2) 遊休農地利用増進整備計画の様式は、別記様式第4号によるものとする。

(3) 遊休農地利用増進整備計画は、運用第5の2の(1)の整備基本構想と整合性のとれたものでなければならない。

## 3 中山間傾斜農地型

(1) 市町村は、特定地域導入促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

ア 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。

イ 集落懇談会の開催

(2) 特定地域導入促進計画においては、事業実施区域を対象に、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。

ア 農業構造再編の目標

市町村基本構想に沿って、集落における目標年度において育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標等について定める。

ただし、運用第2の3の(6)に掲げる者を担い手に含める場合にあつては、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

イ 農地の流動化計画

アに基づき、目標年度までの所有権移転、利用権設定、農作業受委託等による農地流動化面積の目標を設定する。

ウ 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画

アに基づき、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体の育成又は農地所有適格法人等の育成、農業経営等に係る目標を設定する。

エ 高収益作物導入促進計画

地区及び担い手による高収益作物の作付計画について設定する。

オ 土地利用計画

優良農地を保全して農業経営等の規模拡大を進めるとともに、良好な生活環境の施設等の整備に係る非農用地の計画的な創出を図るため、集落及び対象事業実施地区内の農用地全体に係る土地利用計画を策定する。

カ 農業機械利用計画

経営規模に見合った適正な農業機械の装備の水準を確保するため、アの農業構造再編の目標及びオの土地利用計画に基づき、農業機械の利用計画を策定する。

キ ほ場の整備計画

営農を考慮したほ場の区画形状、面積、位置等について、従前地との対比を表示、図示等することにより作成する。この場合、高生産性ほ場(大区画)、一般ほ場(標準区画)、労働集約型ほ場(小区画)等に分割して作成する。

ク 農業生産基盤の整備目標

農業生産基盤整備の目標を設定する。

ケ 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化、生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画を策定する。

コ 推進体制整備計画

担い手に農地の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動の内容を定める。

サ 営農環境の整備目標

営農環境整備の目標を設定する。

シ 土地改良施設等の管理計画

土地改良施設等の将来の適正な管理に係る体制整備について定める。

- ス 農業農村整備事業管理計画  
ク及びサの具体的な年度計画及び事業間調整について定める。
- セ その他必要な事項  
土地利用、景観保全協定等について定める。

(3) 運用第6の3の(1)の特定地域集積等促進整備計画の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

(4) 運用第6の3の(2)の特定地域導入促進計画の様式は、別記様式第6号によるものとする。

#### 4 共通事項

(1) 運用第6の5の農業経営高度化計画は、別記様式第7号を用いて作成するものとする。

(2) 営農環境整備事業にあつては、必要に応じ次の事項に係る計画を定めるものとする。

ア 当該事業の目的

イ 費用負担予定者

ウ 工事計画

エ 費用の総額

オ 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法

カ 資金計画

(3) (2)の計画を定めるに当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。(2)のオの事項を定める場合にあつては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

#### 第5 事業の中間審査

1 運用第8の1の計画審査表の様式は、別記様式第8号又は別記様式第9号によるものとする。

2 運用第8の1の報告の期限は、運用第8の1の審査を行う年度の9月末日とする。

3 運用第8の2の報告の期限は、運用第8の1の審査を行う年度の翌年度の9月末日とする。

4 運用第8の2の「別に定める基準」は、計画審査表に定められた事項の達成率が70パーセント以上であることとする。

5 運用第8の3の「別に定める基準」は、計画審査表に定められた事項の達成率が50パーセント以上であることとする。

6 運用第8の3において、農村振興局長は、地方農政局長等からの報告を踏まえ、補助金交付の方針を決定するものとする。

7 運用第8の5において、地方農政局長等は、評価を行うため、関係部課長をもって構成する審査委員会を設置するものとする。

8 運用第8において、当該達成率の低い理由が、自然災害等の不可抗力によると地方農政局長等が判断した場合は、これらの規定に基づく措置をとることを要しない。

## 第6 計画の変更等

- 1 運用第9の1及び2の別に定める場合は、次に掲げるいずれかの理由により促進計画又は特定地域導入促進計画を変更した場合とする。なお、その報告は、別記様式第10号によるものとする。
  - (1) 担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）
    - ア 担い手の追加
    - イ 担い手の交代
    - ウ 担い手の除外
  - (2) 事業計画の変更
  - (3) 目標年度の変更
  - (4) その他整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農地の流動化計画、経営体育成計画及び農地所有適格法人等育成計画に変更が生じた場合
- 2 運用第6の2の遊休農地利用増進整備計画の変更にあつては、別記様式第11号により報告するものとする。

## 第7 事業の達成状況報告等

- 1 運用第10に定める農地整備事業（ただし、運用第3の5の国営事業促進型を除く。）の達成状況報告は、生産基盤整備事業等の完了年度（運用第3の4の中山間傾斜農地型にあつては、生産基盤整備事業等の完了年度及び特定地域導入促進計画に定める目標年度）の3月末日までに、別記様式第12号、別記様式第13号、別記様式第14号又は別記様式第15号のいずれかにより行うものとする。
- 2 都道府県知事は、農地整備事業の実施に伴う促進計画、特定地域導入促進計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあつては、国営農地再編整備事業）に着手した年度から目標年度（農業経営高度化支援事業を実施しない地区にあつては、生産基盤整備事業等の完了年度）までの毎年度その達成状況を調査し、別記様式第16号、別記様式第17号又は別記様式第18号のいずれかにより翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 運用第5の1の（2）のウ、運用第5の3の（2）のウ及び運用第5の4の（3）のウの要件による事業実施地区にあつては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降5年間、促進計画及び特定地域導入促進計画を踏まえて農地所有適格法人等の経営状況を毎年度調査し、翌年度の6月末日までに、別記様式第19号により、地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 農地整備事業のうち耕作放棄地型の実施地区にあつては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度及び完了年度の5年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあつては、生産基盤整備事業等の完了年度及び完了年度の5年後の年度並びに第3の2の（5）の確認を行う年度）に、整備基本構想を踏まえて耕作放棄地の利用状況を調査し、翌年度の6月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 5 4の結果、耕作放棄地が利用されていなかった場合には、都道府県は、耕作放棄



土地利用増進のための改善計画を策定し、市町村及び関係機関との連携により確実に耕作放棄地の利用増進が図られるよう努めるものとする。

## 第8 助成

- 1 運用の別記の工事費には、非農用地に係る換地（換地上必要な工事を含む。）に必要な経費のほか、次に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。
  - (1) 農業近代化施設用地
  - (2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地
  - (3) 集落移転用地
- 2 運用の別記の換地費には、確定測量費を含むものとする。
- 3 高度土地利用調整事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画又は特定地域導入促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。また、耕作放棄地解消支援事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度。以下同じ。）までにおいて実施するものとする。
- 4 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の助成は、5の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画又は特定地域導入促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後までにおいて実施するものとする。
- 5 調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。
  - (1) 60ヘクタール未満の場合にあっては、1,500千円
  - (2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあっては、2,000千円
  - (3) 200ヘクタール以上の場合にあっては、4,000千円
- 6 農業経営高度化促進事業の助成は、促進計画、遊休農地利用増進整備計画、特定地域導入促進計画又は国営農地再編整備事業の農地集積に係る計画に定める目標年度までに運用第5の1の(3)、第5の2の(4)、第5の3の(3)、第5の4の若しくは又は第5の5に定める要件を満たしている場合に行うものとする。
- 7 農業経営高度化促進事業の助成は、8及び9の限度額の範囲内において行うものとする。
- 8 農業経営高度化促進事業（中山間担い手育成支援事業を除く。）の助成の限度額は、生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業）の総事業費に次の助成割合を乗じた額とする。
  - (1) 経営体育成型、中山間地域型及び中山間傾斜農地型において実施する中心経営体農地集積促進事業

- ア 中心経営体集積率が55パーセント以上65パーセント未満の場合にあつては、0.055、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80パーセント以上を集約化する場合（第3の1の（4）の集約化要件を満たすことをいう。別紙1－2において同じ。）にあつては、0.065
- イ 中心経営体集積率が65パーセント以上75パーセント未満の場合にあつては、0.065、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80パーセント以上を集約化する場合にあつては、0.085
- ウ 中心経営体集積率が75パーセント以上85パーセント未満の場合にあつては、0.075、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80パーセント以上を集約化する場合にあつては、0.105
- エ 中心経営体集積率が85パーセント以上の場合にあつては、0.085、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80パーセント以上を集約化する場合にあつては、0.125

（2）国営事業促進型において実施する中心経営体農地集積促進事業

- ア 中心経営体集積率が55パーセント以上65パーセント未満の場合にあつては、0.014、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80パーセント以上を集約化する場合にあつては、0.017
- イ 中心経営体集積率が65パーセント以上75パーセント未満の場合にあつては、0.017、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80パーセント以上を集約化する場合にあつては、0.022
- ウ 中心経営体集積率が75パーセント以上85パーセント未満の場合にあつては、0.019、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80パーセント以上を集約化する場合にあつては、0.027
- エ 中心経営体集積率が85パーセント以上の場合にあつては、0.022、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80パーセント以上を集約化する場合にあつては、0.032

（3）耕作放棄地解消・集積促進事業

- ア 耕作放棄地集約化率が4パーセント以上5パーセント未満の場合にあつては、0.020
- イ 耕作放棄地集約化率が5パーセント以上6パーセント未満の場合にあつては、0.030
- ウ 耕作放棄地集約化率が6パーセント以上7パーセント未満の場合にあつては、0.040
- エ 耕作放棄地集約化率が7パーセント以上8パーセント未満の場合にあつては、0.050
- オ 耕作放棄地集約化率が8パーセント以上9パーセント未満の場合にあつては、0.060
- カ 耕作放棄地集約化率が9パーセント以上10パーセント未満の場合にあつては、0.070
- キ 耕作放棄地集約化率が10パーセント以上の場合にあつては、0.075

- 9 中山間担い手育成支援事業の助成は次のとおりとする。
- (1) 中山間担い手育成支援事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に次の計算式による助成割合を乗じた額とする。
- ア 対象とする中心経営体の経営等農用地面積に対する高収益作物の作付面積の増加割合が5パーセントポイント以上10パーセントポイント未満の場合にあっては、当該中心経営体の集積率×0.030
- イ 対象とする中心経営体の経営等農用地面積に対する高収益作物の作付面積の増加割合が10パーセントポイント以上15パーセントポイント未満の場合にあっては、当該中心経営体の集積率×0.045
- ウ 対象とする中心経営体の経営等農用地面積に対する高収益作物の作付面積の増加割合が15パーセントポイント以上20パーセントポイント未満の場合にあっては、当該中心経営体の集積率×0.060
- エ 対象とする中心経営体の経営等農用地面積に対する高収益作物の作付面積の増加割合が20パーセントポイント以上の場合にあっては、当該中心経営体の集積率×0.075
- (2) 中心経営体農地集積促進事業及び中山間担い手育成支援事業を併せて実施する場合の中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額の算定に当たっては、8の「総事業費」を「事業の受益面積のうち中山間担い手育成支援事業の対象とする中心経営体の経営等農用地面積を除いた面積の割合を総事業費に乗じて得た額」と読み替えて算定するものとする。
- 10 耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画又は特定地域導入促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 11 耕作放棄地活用推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度までにおいて実施するものとする。

## 第9 その他

- 1 運用別表の区分2から4までの事業は、法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。
- 2 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和22年法律第67号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 3 第8の8、9及び10の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業及び国営農地再編整備事業の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度

化推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

- 4 事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。

(別記様式第1号)

集約化を進める基本的な方針

都道府県		市町村名	
1. 集約化の実施に関する基本的な事項	農用地の集約化をめぐる現状の分析		
	本事業を実施する意義及び本事業により目指す方向		
	集約化に関する目標		
2. 集約化を進める区域	集約化促進区域（面積）		(    h a )
			(    h a )
3. 集約化の推進体制に関する事項			
4. 農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項			

注1：「集約化を進める区域」は、大字単位とする。

注2：「集約化の推進体制に関する事項」は、当該市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画書の第2章の9. 推進整備体制計画に示す部会（推進組織）等も含めた推進体制について記載する。

注3：「農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項」は、本事業と当該事業の連携が予定されているものに限る。

〇〇地区農用地集積加速化整備構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区名：</li> <li>・所在地：</li> <li>・地区面積：</li> </ul>
2. 事業実施区域における農用地の現況及び問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区農用地の現状及び課題</li> <li>・整備状況（前歴事業等）</li> </ul>
3. 地域における農業の振興方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作付作物、土地利用体系、作業体系等</li> </ul>
4. 整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区設定理由</li> <li>・全体整備量</li> <li>・全体整備（受益）面積</li> <li>・営農区設定の基本的考え方及び営農区数</li> <li>・整備による効果</li> <li>・全営農区面積</li> <li>・担い手への集約化率の増加見込み</li> </ul>
5. 各営農区の概要	
①〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：
②〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：

〇〇地区農用地集積加速化整備構想																																		
事項	内容																																	
6. 営農区の営農活動等方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・農業の生産性の向上方針：</li><li>・担い手育成・確保方針：</li><li>・農業生産活動方針：</li></ul>																																	
7. 農地集積加速化整備構想図	<p>別に添付すること。（図面スケール：1/25,000 又は1/50,000） また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①前歴事業の地区範囲</li><li>②地区範囲、営農区範囲</li><li>③各営農区の整備内容</li><li>④各営農区の整備目的（営農構想を踏まえたもの）</li></ol> <p>・〇〇事業（交付金）のうち農地整備事業【経営体育成型】（〇〇地区）</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>受益面積</th><th>集約化面積</th></tr></thead><tbody><tr><td>A営農区</td><td>2.0 ha</td><td>2.0 ha</td></tr><tr><td>B営農区</td><td>0.8 ha</td><td>0.4 ha</td></tr><tr><td>C営農区</td><td>0.8 ha</td><td>0.8 ha</td></tr><tr><td>D営農区</td><td>ha</td><td>ha</td></tr><tr><td>E営農区</td><td>ha</td><td>ha</td></tr></tbody></table> <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">凡例</th></tr></thead><tbody><tr><td>地区</td><td></td><td>担い手の集約化</td></tr><tr><td>前歴事業</td><td></td><td>算定範囲</td></tr><tr><td>営農区</td><td></td><td>中心経営体の集約化算定範囲</td></tr><tr><td>受益面積</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		受益面積	集約化面積	A営農区	2.0 ha	2.0 ha	B営農区	0.8 ha	0.4 ha	C営農区	0.8 ha	0.8 ha	D営農区	ha	ha	E営農区	ha	ha	凡例			地区		担い手の集約化	前歴事業		算定範囲	営農区		中心経営体の集約化算定範囲	受益面積		
	受益面積	集約化面積																																
A営農区	2.0 ha	2.0 ha																																
B営農区	0.8 ha	0.4 ha																																
C営農区	0.8 ha	0.8 ha																																
D営農区	ha	ha																																
E営農区	ha	ha																																
凡例																																		
地区		担い手の集約化																																
前歴事業		算定範囲																																
営農区		中心経営体の集約化算定範囲																																
受益面積																																		
8. その他	<p>取扱いの第3の1の(4)に従い1ha（北海道にあつては3ha）を越えるまとまりをもって集約化要件とした場合、次の事項を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 都道府県知事が認めた集約化要件</li><li>② ①を認めた理由及び概要</li></ol>																																	

〇〇地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区名：</li> <li>・所在地：</li> <li>・地区設定理由：</li> <li>・受益面積：</li> </ul>
2. 事業実施区域内の農地の現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区農地の現況及び課題</li> </ul>
3. 事業実施区域内の耕作放棄地の現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備基本構想範囲の耕作放棄地の面積： うち受益地内の面積：</li> <li>・耕作放棄地の発生理由：</li> <li>・整備基本構想範囲の耕作放棄地となるおそれがある農地の面積： うち受益地内の面積：</li> <li>・耕作放棄地となるおそれがあるとした理由：</li> </ul>
4. 事業実施区域内の耕作放棄地の利用増進の方針	
5. 整備基本構想の実現のための整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備内容</li> <li>・整備による効果</li> </ul>
6. 営農区の概要	営農区数： 営農区面積の合計：
①〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 受益面積：
②〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 受益面積：



〇〇地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想															
事 項	内 容														
7. 営農区の営農活動等方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の生産性の向上方針：</li> <li>・担い手育成・確保方針：</li> <li>・農業生産活動方針：</li> </ul>														
8. 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想図	<p>別に添付すること。  (図面スケール：1/25,000 又は1/50,000)  また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①地区範囲、(営農区範囲)</li> <li>②各営農区の整備内容</li> <li>③各営農区の整備目的</li> </ol>														
	<p>・耕作放棄地型(〇〇地区)</p> <table border="1" data-bbox="1093 1422 1316 1556"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区</td> <td>[Red outline]</td> </tr> <tr> <td>営農区</td> <td>[Blue dashed outline]</td> </tr> <tr> <td>排水改良</td> <td>[Red horizontal lines]</td> </tr> <tr> <td>区画整理</td> <td>[Green horizontal lines]</td> </tr> <tr> <td>客土</td> <td>[Green vertical lines]</td> </tr> <tr> <td>耕作放棄地</td> <td>[Red diagonal lines]</td> </tr> </tbody> </table>	凡例		地区	[Red outline]	営農区	[Blue dashed outline]	排水改良	[Red horizontal lines]	区画整理	[Green horizontal lines]	客土	[Green vertical lines]	耕作放棄地	[Red diagonal lines]
凡例															
地区	[Red outline]														
営農区	[Blue dashed outline]														
排水改良	[Red horizontal lines]														
区画整理	[Green horizontal lines]														
客土	[Green vertical lines]														
耕作放棄地	[Red diagonal lines]														

※ 6及び7については、取扱い第3の2の(2)ただし書に該当する場合のみ記入すること。

(別記様式第4号)

### 遊休農地利用増進土地改良整備計画書

#### 1 計画区域の現況

都道府 県名		地区名		所在地				
地 目	田	普通畑	樹園地	その他	計	備考		
農用地面積 (ha)								
受益地内の耕作放棄地面積		ha	耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地を含む割合			%		
受益地内の耕作放棄地となるおそれがある農地面積		ha						
地形・地質	土壌・気象							
地域農業概要	専業別農家戸数	専業	1種兼業	2種兼業	計	平均農家所得(令和 年)		
						農業所得	千円	
	1戸当たり平均耕地面積(ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	農外所得	千円
							計	千円
	主要作物作付面積	作物名					延作付面積(ha)	土地利用률(%)
作付面積(ha)								
単位収量(kg/10a)								
地域指定等								

#### 2 課題及び整備方針

地域農業の現状と課題	
地域農業の振興方向	
整備方針	

### 3 耕作放棄地解消・利用増進計画

耕作放棄地又は耕作放棄地となるおそれがある農地の所在地	面積 (ha)	耕作放棄地の発生要因又は、耕作放棄地となるおそれがあるとした理由	活用方針	担い手への集積面積

※ 取扱い第3の2の(3)及び(4)により、耕作放棄地となるおそれがあると都道府県知事が判断した理由については、当該農地の現状（耕作者の年齢、意思、後継者の見通し、地域内の担い手の状況、当該農地の生産性等）等を踏まえ、具体的に記入すること。また、一筆ごとの耕作放棄地となるおそれがあるとした理由、現況写真等の資料を添付するものとする。

### 4 担い手への農地の利用集積等計画

	事業実施前	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	事業完了時
農業者	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
うち認定農業者数	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
農地所有適格法人	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
うち認定農業者数	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
生産組織	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
特定農業団体	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
その他法人	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
今後育成する農業者	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
〈合計〉 担い手数							
《事業前》	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
《事業完了》	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
うち認定農業者数	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

※ ( ) 内に各担い手の集積面積 (ha) を記載 (合計欄の [ ] 内には地区内農地面積に占めるシェアを記載)  
 ※ 合計欄の 《 》 内には地区内農地面積 (ha) を記載

5 整備計画（取扱い第3の2の(2)に該当する場合のみ記入すること）

営農区名 所在地	農地面積 (ha)	営農計画、 営農活動方 針 等	耕作放棄地等面積		解消方針	整備計画		
				うち 受益地内		工種名	事業量	受益 面積

区 分 事業名		面 積 (ha)					備 考
		田	普通畑	樹園地	その他	計	
基 幹 事 業							
併 せ 行 う 事 業							

6 耕作放棄地解消支援計画

(運用別表の区分の欄の4の(2)の事業を実施する場合のみ記入すること)

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費	備考
指導事業					
調査・調整事業					

7 耕作放棄地解消・集積促進計画

(運用別表の区分の欄の4の(3)のイの事業を実施する場合のみ記入すること)

(1) 耕作放棄地解消・集積促進事業全体計画

事業実施主体	事業実施期間	実施内容	総事業費	備考

(2) 耕作放棄地集約化計画

	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	目標年度 (○年度)
農業者	/		
うち認定農業者数			
農地所有適格法人			
うち認定農業者数			
生産組織			
特定農業団体			
その他法人			
今後育成する農業者			
<合計>	(耕作放棄地面積)	[    ]	[    ]
	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積 (ha) を記載 (合計欄の[ ]内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載)。

※目標年度は、事業開始年度から起算しておおむね10年後の年度とするが、事業の進捗状況に応じて、知事があらかじめ地方農政局長等の意見を聴いて定めることができる。

8 耕作放棄地活用推進計画

(運用別表の区分の欄の4の(5)の事業を実施する場合のみ記入すること)

事業実施主体	事業実施期間	実施内容	総事業費	備考

(別記様式第5号)

特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画

都道府県名	所在地	地区名	地区面積 (ha)	地域区分	傾斜度 1/100以上 (%)	平均傾斜度	
地勢及び 社会経済 条件				農用地の 整備状況			
営農状況							
地区設定 理由				非農用地の 概要			
農業構造 改善目標	現 況 → 目 標						
担い手等 の見通し	区 分	担い手農家数	農地所有適格 法人数	生産組織数	集落営農数	その他(経営受託)	計
	現況						
	目標						
農用地の 流動化計 画及び経 営体育成 計画又は 農地所有 適格法人 等育成計 画	項目	農用地面積 (ha) ①	担い手の経 営面積 (ha) ②	同左シェア (%) ②÷①	認定農業者数	全農家に占 める認定農 業者の割合	備考  目標年度： 〇〇年度
	現況						
	対象事業 完了時					市町村平均	
	目標						
土地利用 計画	集積方法(目標)	計(ha)	担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	集落営農	
	自己所有地						
	貸借権設定						
	経営受託						
	基幹作業受託						
計(ha)							
高収益作 物導入促 進計画	項目	地区における高収益 作物作付面積の事業 実施前に対する増加 面積(ha)	高収益作物の作付面 積の増加割合(%)	担い手による高収益 作物作付面積の事業 実施前に対する増加 面積(ha)	高収益作物の作付面 積の増加割合(%)		
	対象事業完了時						
	目標						
農業生産 基盤整備 計画	( 年～ 年)		( 年～ 年)		( 年～ 年)		

(別記様式第6号)

	県	地区
	作成年月	

特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画書  
○ ○ 地区

令和 年 月 日  
○○県○○市町村

＜目 次＞

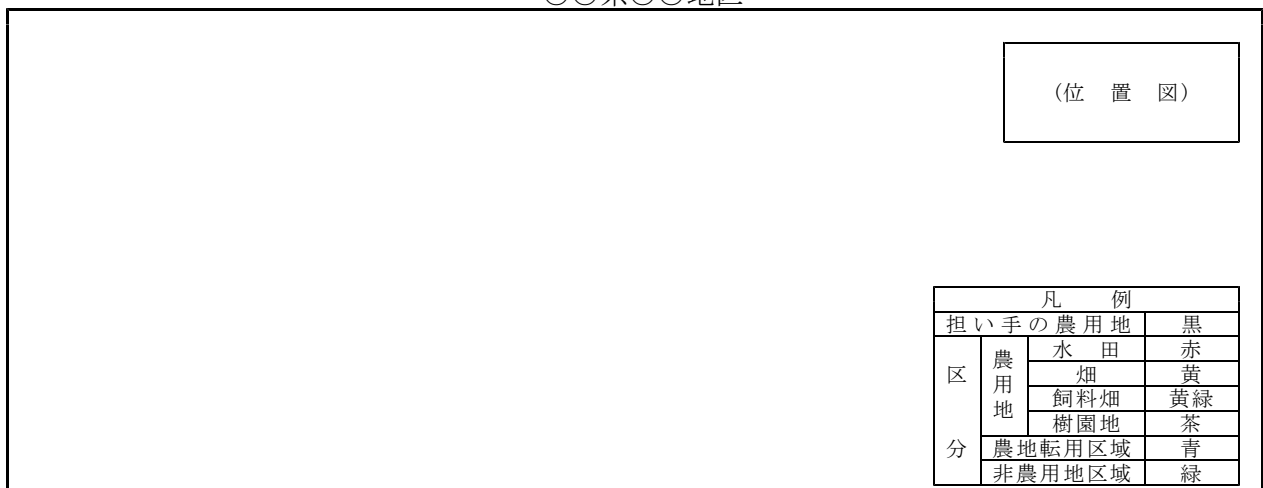
- 1 特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画総括表
- 2 農業構造再編の目標
  - (1) 生産性向上の目標
  - (2) 市町村が定めた農業構造改善目標（将来の営農類型）
  - (3) 担い手等の見通し
  - (4) 経営所得安定対策加入経営体の見通し
  - (5) 経営所得安定対策加入経営体の概要
- 3 農用地の流動化計画
  - (1) 農用地流動化計画
  - (2) 農作業集積計画
- 4 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画
  - (1) 認定農業者の育成計画
  - (2) 農地所有適格法人等育成計画
- 5 高収益作物導入促進計画
  - (1) 地区における高収益作物の作付計画
  - (2) 担い手による高収益作物の作付計画
- 6 土地利用計画
  - (1) 土地利用区分
  - (2) 土地利用計画
  - (3) 作物作付計画
- 7 農業機械利用計画
  - (1) 田植機
  - (2) 乗用型トラクター
  - (3) コンバイン
  - (4) その他の農業機械
- 8 ほ場の整備計画
- 9 農業生産基盤の整備目標
  - (1) 基盤整備の基本方針
  - (2) 基盤整備の概要
- 10 関連事業計画
  - 11 推進体制整備計画
  - 12 営農環境の整備目標
    - (1) 営農環境整備の基本方針
    - (2) 営農環境整備の概要
  - 13 土地改良施設等の管理計画
    - (1) 農業水利費に関する事項
    - (2) 土地改良施設の維持管理計画
    - (3) その他施設の維持管理計画
  - 14 農業農村整備事業管理計画
    - (1) 農業生産基盤整備計画
    - (2) 営農環境整備計画
  - 15 その他必要な事項



1 特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画総括表

都道府県名	所在地	地区名	地区面積 (ha)	地域区分	傾斜度 1/100以上 (%)	平均傾斜度	
地勢及び 社会条件				農用地の 整備状況			
営農状況							
地区設定 理由				非農用地の 概要			
農業構造 再編の 目標	現 況 → 目 標						
農用地の計 画化及び育 成又は有人 地格育成計 画等	項目	農用地面積 (ha) ①	担い手の経 営面積 (ha) ②	同左シェア (%) ②÷①	認定農業者数	全農家に占 める認定農 業者の割合	備考  目標年度： ○○年度
	現況						
	対象事業 完了時					市町村平均	
	目標						
土地利用 計画	集積方法 (目標)	計 (ha)	担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	集落営農	
	自己所有地						
	貸借権設定						
	経営受託						
	基幹作業受託						
	計 (ha)						
高収益作物 導入促進 計画	項目	地区における高収益 作物作付面積の事業 実施前に対する増加 面積 (ha)	高収益作物の作付面 積の増加割合 (%)	担い手による高収益 作物作付面積の事業 実施前に対する増加 面積 (ha)	高収益作物の作付面 積の増加割合 (%)		
	対象事業完了時						
	目標						

土地利用計画図  
○○県○○地区



注1：6土地利用計画に従って区分する。

## 2 農業構造再編の目標

### (1) 生産性向上の目標

#### ① 都道府県における農作物生産性向上指針

項 目	作物名	現況		目標		現況		目標		試算条件
		現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	
10 a 当たり	収量 (kg)									① 作付体系、経営規模 ② 労働力 ③ 主要機械装備 ④ ほ場条件 ⑤ 営農技術水準
	労働時間 (時間) (参考) 県平均労働時間									
	生産費 (円) うち 農機具費 その他の物材費 労働費									
60kg当たり費用合計 (円)										

#### ② 当該地区における生産性向上等の目標

項 目	作物名	現況		目標		現況		目標		試算条件
		現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	
10 a 当たり	収量 (kg)									① 作付体系、経営規模 ② 労働力 ③ 主要機械装備 ④ ほ場条件 ⑤ 営農技術水準
	労働時間 (時間) (参考) 県平均労働時間									
	生産費 (円) うち 農機具費 その他の物材費 労働費									
60kg当たり費用合計 (円)										

### (2) 市町村が定めた農業構造改善目標 (将来の営農類型)

番号	営農類型	経営規模の目標	農家戸数の目標	その他

### (3) 担い手等の見通し

#### ① 農家数及び経営規模

区分	専業		第一種兼業		第二種兼業		計	
	戸数	標準経営規模	戸数	標準経営規模	戸数	標準経営規模	戸数	標準経営規模
現況 (R○)	戸	ha/戸 ( )	戸	ha/戸 ( )	戸	ha/戸 ( )	戸	ha/戸 ( )
目標 (R○)	戸	ha/戸 ( )	戸	ha/戸 ( )	戸	ha/戸 ( )	戸	ha/戸 ( )

注：上段 ( ) は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。







### 3 農用地の流動化計画

#### (1) 農用地流動化計画

##### ① 担い手への利用集積計画

区分	農用地面積 (ha) (A)	担い手の 所有面積 (ha) (B)	担い手への使用収益権面積 (ha)				担い手への 基幹3作業 受託面積 (ha) (D)	担い手への 利用集積面積 (ha) (E=B+C+D)	農用地面積に 占める担い手 への利用集積 率 (%) (E/A)
			経営基盤強 化法の貸借 権設定	農地法第3 条による貸 借権設定	その他	計 (C)			
現況 (a)									
1年度目									
2年度目									
3年度目									
4年度目									
5年度目									
対象事業完了時 (b)									
目標									
b-a									

注：計画において、生産組織及び集落営農による利用集積を行う場合は、オペレーターの所有耕地及び貸借権等設定値を含めて基幹3作業受託で整理を行い記入する。

##### ② 担い手への面的集積計画

区分	農用地面積 (ha) (A)	担い手の 所有面積の うち面的集 積面積 (ha) (B)	担い手への使用収益権面積のうち 面的集積面積 (ha)				担い手への 基幹3作業 受託面積のう ち面的集積面 積 (ha) (D)	担い手への 面的集積面積 (ha) (E=B+C+D)	農用地面積に 占める担い手 への面的集積 率 (%) (E/A)
			経営基盤強 化法の貸借 権設定	農地法第3 条による貸 借権設定	その他	計 (C)			
現況 (a)									
1年度目									
2年度目									
3年度目									
4年度目									
5年度目									
対象事業完了時 (b)									
目標									
b-a									

注：計画において、生産組織及び集落営農による面的集積を行う場合は、オペレーターの所有耕地及び貸借権等設定値を含めて基幹3作業受託で整理を行い記入する。



(2) 農作業集積計画

作物名	作業名 区分	現 況							目 標						
		個別農家	うち中核農家	農地所有適格法人	生産組織	集落農	その他	計	担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	集落農	その他	計	
	組織数(組織) 農家戸数(戸)														
	基幹作業														
	経営受託(ha)														

4 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画

(1) 認定農業者の育成計画

	市町村全体				地 区 内										
	現況	目標	全農家戸数	目標割合(%)	現況	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	対象事業完了時	目標	全農家戸数	認定農業者比率(%)	増加率(%)
	(A)	(B)	(A/B)	(C)							(D)	(E)	(D/E)	((D-C)/C)	
認定農業者数															

(2) 農地所有適格法人等育成計画

① 農地所有適格法人等概要

作成年月日	令和 年 月 日	構成員数(戸数)	人(戸)
農地所有適格法人となる予定日	令和 年 月 日	特定農業法人となる予定日	令和 年 月 日
認定農業者となる予定日	令和 年 月 日	経営所得安定対策の加入者となる予定日	令和 年 月 日
予定法人形態		予定構成員数	人(うち常時従事者数 人)
予定経営方針			



② 目標とする農業経営の指標

①目標とする営農類型												
作目・部門名		現状		法人設立時		完了時		目標				
		作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量			
経営面積合計												
②農業経営の規模	経営耕地	区分	地目	所在地	現状		法人設立時		完了時		目標	
		組織の構成員が 権原を有している農地										
		作目	作業		現状		法人設立時		完了時		目標	
	特定作業受託				作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
	作業受託	単純計										
		換算後										
その他の関連附帯事業	事業名	内容		現状		法人設立時		完了時		目標		
③生産方式	機械・施設	機械・施設名			型式、性能、規模等及びその台数							
					現状	法人設立時	完了時	目標				
	農用地の利用条件	現状	法人設立時		完了時		目標					
	現状	法人設立時		完了時		目標						
④経営管理の方法												
⑤農業従事の態様等												
			設立時	完了時		目標						
⑥売上高	農業											
	その他事業											
⑦構成員数	総数											
⑧業務執行役員数	総数											

## 5 高収益作物導入促進計画

### (1) 地区における高収益作物の作付計画

区分	農用地面積 (ha) (A)	地区における 高収益作物作付面積 (ha) (B)	地区における高収益作物 作付面積の事業実施前 に対する増加面積 (ha) (C)	高収益作物の作付面積の 増加割合 (%) (C/A)
現況				
1年度目				
2年度目				
3年度目				
4年度目				
5年度目				
対象事業 完了時				
目標				

### (2) 担い手による高収益作物の作付計画

農業者 等名	区分	担い手の 利用集積 面積 (ha) (A=B+C+D)	担い手の			担い手による 高収益作物 作付面積 (ha) (E)	担い手による 高収益作物 作付面積 の事業実施 前に対する 増加面積 (ha) (F)	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%) (F/A)
			所有面積 (ha) (B)	使用収益権 面積 (ha) (C)	担い手の 基幹3作業 受託面積 (ha) (D)			
	現況							
	1年度目							
	2年度目							
	3年度目							
	4年度目							
	5年度目							
	対象事業 完了時							
	目標							

注：運用第5の4の(2)のイの要件を満たす担い手について、当該の担い手別に記入する。

## 6 土地利用計画

### (1) 土地利用区分

集落名	面積 (ha)	内 訳						
		高生産性農業型ほ場区域		集約農業型 ほ場区域	条件不利区域	農地転用区域	非農用地	その他
		大区画 ほ場区域	標準区画 ほ場区域					
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

注1：( )内は内数で、当該ハード事業実施区域のうち、畦畔除去等簡易なほ場整備を含むほ場整備区域等の面積を記入する。

注2：土地利用区分は次の例を参考とする。

#### ア. 高生産性農業型ほ場区域

(7) 大型農業機械や航空機利用等による大規模経営や乾田直播等新たな営農技術の導入を図るため、ほ場の大区画化、農地の集積を強力に進めることが可能な地域。

(4) 大区画のほ場整備が実施され、又は畦畔除去等により区画の大規模化が促進される地域。

(7) 数集落の農地が生産組織等により利用されることが想定される地域。

(5) 将来とも生産性の高い優良農地として保全する地域。

(4) 標準区画程度に区画整理が終了した地域において、大区画化を前提とする農地利用の集積が図られること。

#### イ. 集約農業型ほ場区域

(7) 大区画ほ場を造成することが困難であり、果樹、野菜等を交えた集約的な複合経営を目指す地域。

(4) 生産調整を積極的に行う地域。

- ウ. 条件不利区域  
生産性の向上があまり期待できず、原則として事業対象としない地域。
- エ. 農地転用区域  
計画的に農地を転用する地域であって、事業対象としない地域。
- オ. 非農用地  
当該ハード事業により設定された非農用地区域。

(2) 土地利用計画

① 権利に基づく土地利用集積方法

農作業主体 権利の種類	担 手 等										合 計	
	農家		農地所有適格法人		生産組織		集落営農		その他			
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注：本表の基礎資料として、ア 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、イ 農用地集積状況図を作成する。

ア 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

(数値等は記入例)

担い手 番号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	担 手 区 分 別 集 積 方 法						
					担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	集落営農	その他 法人	計	
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20						
	0002	1.06	畑		(所)⑥ 1.06						
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40						
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35						
小計		5.01			5.01						
~~~~~											
計											

注1：一覧表は、担い手別に整理する。

注2：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

イ 農用地集積状況図

② 権利に基づく面的土地利用集積方法

農作業主体 権利の種類	担 手 等										合 計	
	農家		農地所有適格法人		生産組織		集落営農		その他			
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注：本表の基礎資料として、ア 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、イ 農用地面的集積状況図を作成する。

ア 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

(数値等は記入例)

担い手 番号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	担 手 区 分 別 面 的 集 積 方 法						
					担い手農家	農地所有適格法人	生産 組織	集落 営農	その他 法人	計	
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20						
	0002	1.06	畑		(所)⑥ 1.06						
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40						
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35						
小計		5.01			5.01						
~~~~~											
計											

注1：一覧表は、担い手別に整理する。

注2：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

イ 農用地面的集積状況図

③ 権利に基づく経営所得安定対策加入経営体への土地利用集積方法

農作業主体 権利の種類	経営所得安定対策加入経営体								合計	
	個別農業者		農地所有適格法人等				集落営農			
	戸数	面積	戸数	面積	うち特定農業法人 戸数 面積		戸数	面積	戸数	面積
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注：本表の基礎資料として、ア 経営所得安定対策加入経営体別地番別土地利用調整結果一覧表、イ 農用地集積状況図を作成する。

ア 経営所得安定対策加入経営体別地番別土地利用調整結果一覧表

(数値等は記入例)

経営所得安定対策加入経営体番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	経営所得安定対策加入経営体別集積方法				
					個別農業者	農地所有適格法人等	集落営農	計	
A	0001	1.20	田	⑥		(所)⑥ 1.20			
	0002	1.06	畑			(所)⑥ 1.06			
	0103	1.40	田	②		(賃)⑥ 1.40			
	0205	1.35	〃	④		(受)⑥ 1.35			
小計		5.01				5.01			
~~~~~									
計									

注1：一覧表は、経営所得安定対策加入経営体別に整理する。

注2：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

イ 農用地集積状況図

(3) 作物作付計画

① 地区における作物作付計画

地目		田				畑				計			
		現況		計画		現況		計画		現況		計画	
本地面積													
表作・裏作	作物名	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率
表作													
裏作													
計（耕地利用率）													

② 担い手による作物作付計画

農業者等名	地目		田				畑				計			
			現況		計画		現況		計画		現況		計画	
	本地面積													
	表作・裏作	作物名	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率
	表作													
	裏作													
	計（耕地利用率）													

注：運用第5の4の(2)のイの要件を満たす担い手について、当該の担い手別に記入する。

7 農業機械利用計画

(1) 田植機

区分	計画区内 農用地面積 (ha)	能力別	(参考) 1台あたり利用 規模下限面積 ha	所有 台数	利用 面積 ha	うち個人利用		うち共同利用	
						台数	面積 ha	台数	面積 ha
現況 (年)		歩2条							
		乗3～4条							
		乗5～6条							
		乗8条～							
		計							
計画 (年)		条							
		条							
		計							

注1：農業機械の1台あたり利用規模下限面積とは、機種能力及び経済性を基準として都道府県が定める高性能農業機械導入計画で定めたものを用いる。なお、同計画で定めていない機種等については記入を要しない（以下同じ）。

注2：目標年度における導入機械の能力及び台数は、コスト低減目標の試算条件を考慮し計画する（以下同じ）。

注3：能力区分は、計画における能力区分と合致する区分とする（様式はあくまでも例であり、固定するものではない）。

(2) 乗用型トラクター

区 分	計画区内 農用地面積 (ha)	能力別	(参考) 1台あたり利用 規模下限面積 ha	所有 台数	利用 面積 ha	うち個人利用		うち共同利用	
						台数	面積 ha	台数	面積 ha
現 況 ( 年)		～20ps	ha		ha		ha		ha
		20～30ps							
		30～40ps							
		40ps～							
		計							
計 画 ( 年)		ps							
		ps							
		計							

(3) コンバイン

区 分	計画区内 農用地面積 (ha)	能力別	(参考) 1台あたり利用 規模下限面積 ha	所有 台数	利用 面積 ha	うち個人利用		うち共同利用	
						台数	面積 ha	台数	面積 ha
現 況 ( 年)		自脱刈幅 ～0.8m	ha		ha		ha		ha
		0.8～1.2m							
		1.2～1.6m							
		1.6m～							
		汎用～2.5m							
		普通～0.8m							
		0.8～2.5m							
		2.5～3.5m							
		計							
計 画 ( 年)		m							
		m							
		計							

(4) その他の農業機械

(その他必要な農業機械について、利用計画を記入する。)

8 ほ場の整備計画

区 分		現 況 ( 年)	計 画 ( 年)
耕地面積(ha)			
ほ 場	高生産性ほ場(大区画)		( )
	一般ほ場(ほ区均平標準区画)		( )
	〃 (耕区均平標準区画)		( )
	〃 (その他標準区画)		( )
	労働集約型ほ場(小区画)		( )
未整備			
非農用地			
その他面積			
計			

注1：非農用地とは現況耕地等であってほ場整備により創設されるものとし、その他面積には、樹園地等を含む。

注2：ほ場の整備計画は、ほ場現況図及びほ場整備計画図を作成する。

注3：( )内は内数で、当該ハード事業実施区域のうち、畦畔除去等簡易なほ場整備を含むほ場整備区域の面積を記入する。

## 9 農業生産基盤の整備目標

### (1) 基盤整備の基本方針

(農業生産基盤の整備について、農業構造再編の目標等を踏まえ、水田及び畑の区画規模、農業用排水施設、農道等について整備方針を示す。)

### (2) 基盤整備の概要

#### ① 区画整理

項 目		現 況		目 標	
		面 積	比 率	面 積	比 率
水田	総 面 積	ha	%	ha	%
	整 備 済				
畑	総 面 積				
	整 備 済				

#### ② 農業用排水施設

項 目	現 況	目 標
幹線用水路 幹線排水路 支線用水路 支線排水路 水路総延長 うち改良済み	m	m

#### ③ 農 道

項 目	現 況	目 標
幹線道路 改良済 支線道路 改良済 道路総延長 うち改良済	m	m

## 10 関連事業計画

導入事業名	事業の内容	予 定 工 期		農地整備事業(中山間傾斜農地型)との関連	備 考
		導入年度	完了年度		

### 1.1 推進体制整備計画

(事業の円滑な推進を図るための推進体制について、市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成する。)

### 1.2 営農環境の整備目標

#### (1) 営農環境整備の基本方針

(営農環境の整備について、農業農村の活性化のために生産基盤の整備と一体的に整備する農業集落道整備、農業集落排水施設の整備、集落防災安全施設の整備等について整備方針を示す。)



(2) 営農環境整備の概要

① 農業集落道

項 目	現 況	目 標
実延長	m	m
改良延長		
改良率		
舗装延長		
舗装率		

② 農業集落排水施設

要整備量（路線）

項 目	現 況	目 標
路線数		
延 長		
整備率		
対象戸数		

要整備量（処理施設）

項 目	現 況	目 標
処理人口		
普及率		
備 考		

③ 集落防災安全施設

項 目	現 況	計 画
防火水槽箇所		
防護フェンス		

1.3 土地改良施設等の管理計画

(1) 農業水利費に関する事項

内 容	維持管理費 ①	うち都道府県補助 ②	うち市町村助成等 ③	農家負担額 ① - (② + ③)	備 考
	円/10a	円/10a	円/10a	円/10a	
計					

(2) 土地改良施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

(3) その他施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

1.4 農業農村整備事業管理計画

(1) 農業生産基盤整備計画

① 補助事業

事業名	地区名	事業主体	受益面積	概算総事業費	主要工事概要	予定負担率(%)		前年度までの事業費	事業実施スケジュール 年度別事業費					予定工期	事業番号	備考
						市町村	農家		RO	RO	RO	RO	RO			

② 国営事業

事業名	地区名	受益面積	総事業費	事業工期	前年度までの進捗率	当該区域内施設等			事業番号	備考
						受益面積	施設の名称及び数量	進捗率		

(2) 営農環境整備計画

事業名	地区名	事業主体	受益面積	概算総事業費	主要工事概要	予定負担率(%)		前年度までの事業費	事業実施スケジュール 年度別事業費					予定工期	事業番号	備考
						市町村	農家		RO	RO	RO	RO	RO			

1.5 その他必要な事項



(3) 中心経営体による作物作付計画

中心経営体名	作付面積									
	田			畑			計			
		事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度
	本地面積									
	表作・裏作	作物名								
	表作									
	裏作									
	計									
	うち戦略作物の作付面積									

注1：中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。

注2：運用第5の4の(5)の要件を満たす中心経営体について、当該の中心経営体別に記入する。

(4) 中心経営体による高収益作物の作付計画

中心経営体名	区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の利用集積面積 (ha)	中心経営体の所有面積 (ha)	中心経営体の使用収益権面積 (ha)	中心経営体の基幹3作業受託面積 (ha)	中心経営体集積率 (%)	中心経営体による高収益作物作付面積 (ha)	中心経営体による高収益作物作付面積の事業実施前に対する増加面積 (ha)	高収益作物の作付面積の増加割合 (%)	助成割合 (%)
	事業実施前 (○年度)										
	生産基盤整備事業等完了時 (○年度)										
	要件達成確認時 (○年度)										
	目標年度 (○年度)										

注1：中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。

注2：運用第5の4の(5)の要件を満たす中心経営体について、当該の中心経営体別に記入する。

注3：助成割合Jの限度額は、取扱い第8の9の(1)に基づき、下表に示すIの割合に応じた係数(a)を以下の計算式に乗じた額とする。  
 $J = F \times (a)$

I	(a)
5%以上10%未満	0.030
10%以上15%未満	0.045
15%以上20%未満	0.060
20%以上	0.075

(別記様式第8号)

令和〇年度 農地整備事業（経営体育成型、中山間地域型又は中山間傾斜農地型）  
 計画審査表  
 （第〇年度目）

1. 事業実施状況

都道府県名	〇〇県	市町村名	〇〇市、◇◇郡△△町	地区名	□□□
受益面積	ha	総事業費	百万円	R〇年度の主な工事内容	
うち区画整理	ha	R〇年度事業費	百万円	整地工 A=〇ha 揚水機場〇式	
R〇年度まで区画整理累計面積	ha	R〇年度まで累計	百万円	道路工 L=〇km	
進捗率（区画整理面積ベース）	%	進捗率（事業費ベース）	%		
着工年度	R〇	完了年度	R〇	備考	

2. 経営体育成等の状況

(1) 総括表

事項	事業実施前	事業完了時	経営体育成等の状況					達成状況 (評価)
				2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	
担い手への農地利用集積 (ha) ( )は集積率、 [ ]は集積増加率で%	〇.〇	〇.〇 [〇.〇]	計画	(〇.〇) [〇.〇]	(〇.〇) [〇.〇]	(〇.〇) [〇.〇]	(〇.〇) [〇.〇]	
			実績	〇.〇 [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	
			達成率	〇%				
			達成率	〇%				
認定農業者の育成 (人)	〇	〇	計画	〇	〇	〇	〇	
			実績	〇				
			達成率	〇%				

注：促進計画又は特定地域導入促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の総括表も添付する。

(2) 担い手への農地利用集積の状況

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有 面積 (ha) C	担い手の使用 収益権面積 (ha) D	担い手の基幹3 作業受託面積 (ha) E	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 (%) B/A
事業実施前						
1年度目						
2年度目						
3年度目						
4年度目						
5年度目						
事業完了時						

(注) 上段：計画、下段：実績

(3) 地区における高収益作物の作付状況

区分	農用地面積 (ha)	地区における 高収益作物 作付面積 (ha)	地区における高収 益作物作付面積の 事業実施前に対す る増加面積 (ha)	高収益作物の作付面積 の増加割合 (%)
	A	B	C	C/A
事業実施前				
1 年度目				
2 年度目				
3 年度目				
4 年度目				
5 年度目				
事業完了時				
目標年度				

(注) 上段：計画、下段：実績

注：中山間傾斜農地型を実施する場合に記入する。

(4) 担い手による高収益作物の作付状況

農業者等名	区分	担い手の 利用集積 面積 (ha)	担い手の			担い手によ る高収益作 物作付面積 (ha)	担い手によ る高収益作 物作付面積 の事業実施 前に対する 増加面積 (ha)	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%)
			担い手の 所有面積 (ha)	担い手の 使用収益権 面積 (ha)	担い手の基 幹作業受託 面積 (ha)			
		A=B+C+D	B	C	D	E	F	F/A
	事業実施前							
	1 年度目							
	2 年度目							
	3 年度目							
	4 年度目							
	5 年度目							
	事業完了時							
	目標年度							

(注) 上段：計画、下段：実績

注1：中山間傾斜農地型を実施する場合に記入する。

注2：運用第5の4の(2)のイの要件を満たす担い手について、当該の担い手別に記入する。





(別記様式第9号)

令和〇年度 農地整備事業(経営体育成型、中山間地域型又は中山間傾斜農地型)  
計画審査表  
(第〇年度目)

1. 事業実施状況

都道府県名	〇〇県	市町村名	〇〇市 〇〇郡△△町	地区名	□□□
受益面積	ha	総事業費	百万円	R〇年度の主な工事内容	
うち区画整理	ha	R〇年度事業費	百万円	整地工 A=〇ha	
R〇年度まで区画整理累計面積	ha	R〇年度まで累計	百万円	揚水機場〇式	
進捗率(区画整理面積ベース)	%	進捗率(事業費ベース)	%	道路工 L=〇km	
着工年度	R〇	完了年度	R〇	備考	

2. 経営体育成等の状況

(1) 総括表

事項	事業実施前	事業完了時	経営体育成等の状況					達成状況(評価)
				2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	
担い手への農用地集約化面積ha ( )は集約化率	〇.〇	〇.〇	計画	(〇.〇)	(〇.〇)	(〇.〇)	(〇.〇)	
				〇.〇 (〇.〇)	〇.〇 ( )	〇.〇 ( )	〇.〇 ( )	
			実績	〇.〇				
				達成率	〇%			

注1: 促進計画又は特定地域導入促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の総括表も添付する。

(2) 担い手への農用地集約化の状況

区分	農用地面積(ha) A	担い手の集約化面積(ha) B=C+D+E	担い手の所有面積のうち集約化面積(ha) C	担い手の使用収益権面積のうち集約化面積(ha) D	担い手の基幹3作業受託面積のうち集約化面積(ha) E	農用地面積に占める担い手の集約化率(%) B/A
事業実施前						
1年度目						
2年度目						
3年度目						
4年度目						
5年度目						
事業完了時						

(注) 上段: 計画、下段: 実績

(3) 地区における高収益作物の作付状況

区分	農用地面積 (ha) A	地区における高収益 作物作付面積 (ha) B	地区における高収益作物 作付面積の事業実施前 に対する増加面積 (ha) C	高収益作物の作付面積 の増加割合 (%) C/A
事業実施前				
1 年度目				
2 年度目				
3 年度目				
4 年度目				
5 年度目				
事業完了時				
目標年度				

(注) 上段：計画、下段：実績

注：中山間傾斜農地型を実施する場合に記入する。

(4) 担い手による高収益作物の作付状況

農業者等名	区分	担い手の 利用集積 面積 (ha) A=B+C+D	担い手の			担い手による高収 益作物作付面積 (ha) E	担い手による高収 益作物作付面積の 事業実施前に対 する増加面積 (ha) F	高収益作物の作付 面積の増加割合 (%) F/A
			担い手の 所有面積 (ha) B	担い手の使用 収益権面積 (ha) C	担い手の基幹作 業委託面積 (ha) D			
	事業実施前							
	1 年度目							
	2 年度目							
	3 年度目							
	4 年度目							
	5 年度目							
	事業完了時							
	目標年度							

(注) 上段：計画、下段：実績

注1：中山間傾斜農地型を実施する場合に記入する。

注2：運用第5の4の(2)のイの要件を満たす担い手について、当該の担い手別に記入する。

### 3. 所見及び改善措置等

担い手への農用地集約化  
地区における高収益作物の作付  
担い手による高収益作物の作付

(別記様式第10号)

番 号  
年 月 日

### 〇〇計画変更報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

〇〇地区について、〇〇計画及び〇〇計画の変更を行ったので、農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第7に基づき、下記資料を添付して報告します。

記

#### 1. 農地整備事業計画概要書

[経営体育成型及び中山間地域型の場合]

2. 基盤整備関連経営体育成等促進計画書
3. 農用地利用集積促進土地改良整備計画書

[中山間傾斜農地型の場合]

2. 特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画
3. 特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画

事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積 (区画整理面積)	総事業費	備 考
型				ha	百万円	

(別記様式第11号)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長〕

都道府県知事名 印

遊休農地利用増進土地改良整備計画変更報告書

遊休農地利用増進土地改良整備計画の変更を行ったので、農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第9に基づき、下記書類を添付して報告します。

記

遊休農地利用増進土地改良整備計画書

都道府 県 名	フリガナ 地 区 名	所 在 地	受益面積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

(別記様式第12号)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

### 達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第10の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

#### 記

#### 1 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

#### 2 生産基盤整備事業等の達成状況

##### (1) 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の	担い手の	担い手の	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 (%) B/A
			所有面積 (ha) C	使用収益権 面積 (ha) D	基幹3作業 受託面積 (ha) E	
事業実施前						
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度 まで						

上段( )：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

(2) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分									
	農業者		農地所有 適格法人		生産組織	特定農業 団体等	その他 法人	今後育成す べき農業者	計	
	うち認定 農業者		うち認定 農業者						人数	面積 (ha)
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)		
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：担い手の区分欄については、運用第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手育成の実績

区分	農業者 (人)		農地所有 適格法人 (法人)		生産組織 (組織)	特定農業 団体等 (団体)	その他 法人	今後育成す べき農業者 (人等)
	うち認定 農業者	うち認定 農業者	うち認定 農業者	うち認定 農業者				
計画時								
目標								
実績(〇〇年度まで)								

(4) 地区における高収益作物の作付実績

区分	農用地面積 (ha) A	地区における 高収益作物 作付面積 (ha) B	地区における 高収益作物作付面積 の事業実施前 に対する増加面積 (ha) C	高収益作物の 作付面積の 増加割合 (%) C/A
事業実施前			/	/
計画	( )	( )	( )	( )
〇〇年度まで				

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 特定地域導入促進計画目標年度

注 : 中山間傾斜農地型を実施する場合に記入する。

(5) 担い手による高収益作物の作付実績

農業者等名	区分	担い手の 利用集積 面積 (ha) A=B+C+D	担い手の			担い手よ る高収益作物 作付面積 (ha) E	担い手による高収 益作物作付面積 の事業実施前に対 する増加面積 (ha) F	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%) F/A
			担い手の 所有面積 (ha) B	担い手の 使用収益権 面積 (ha) C	担い手の 基幹3作業 受付面積 (ha) D			
	事業実施前						/	/
	計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	〇〇年度まで							

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 特定地域導入促進計画目標年度

注1 : 中山間傾斜農地型を実施する場合に記入する。

注2 : 運用第5の4の(2)のイの要件を満たす担い手について、当該の担い手別に記入する。



3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手 番号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	担い手区分別集積方法							
					農業者		農地所有適格 法人	生産 組織	特定 農業 団体 等	その他 法人	今後育成 すべき農 業者	
						うち認定 農業者		うち認定 農業者				
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20	(所)⑥ 1.20						
	0002	1.06	畑		(所)⑥ 1.06	(所)⑥ 1.06						
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40	(賃)⑥ 1.40						
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35	(受)⑥ 1.35						
小計		5.01			5.01	5.01						
計												

注1:一覧表は、担い手別に整理する。

注2:集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

(別記様式第13号)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

### 達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第10の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

#### 記

#### 1 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

2 生産基盤整備事業等の達成状況

(1) 担い手への農用地集約化の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 集約化面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有	担い手の使用	担い手の基幹3作	農用地面積に占める 担い手の集約化率 (%) B/A
			面積のうち 集約化面積 (ha) C	収益権面積のうち 集約化面積 (ha) D	業受託面積のうち 集約化面積 (ha) E	
事業実施前						
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度 まで						

上段( )：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

(2) 担い手別農用地集約化方法

権利等の種類	担い手区分									
	農業者		農地所有 適格法人		生産組織	特定農業 団体等	その他 法人	今後育成す べき農業者	計	
	うち認定 農業者	うち認定 農業者	人数	面積					人数	面積
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：担い手の区分欄については、運用第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。

注3：その他法人とは、運用第2の3の(4)に該当するものとする。

(3) 地区における高収益作物の作付実績

区分	農用地面積 (ha) A	地区における 高収益作物 作付面積 (ha) B	地区における 高収益作物作付面積 の事業実施前 に対する増加面積 (ha) C	高収益作物の 作付面積の 増加割合 (%) C/A
事業実施前				
計画	( )	( )	( )	( )
〇〇年度まで				

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 特定地域導入促進計画目標年度

注 : 中山間傾斜農地型を実施する場合に記入する。

(4) 担い手による高収益作物の作付実績

農業者等名	区分	担い手の 利用集積 面積 (ha) A=B+C+D	担い手の			担い手よ る高収益作物 作付面積 (ha) E	担い手による高収 益作物作付面積 の事業実施前 に対する増加面積 (ha) F	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%) F/A
			担い手の 所有面積 (ha) B	担い手の 使用収益権 面積 (ha) C	担い手の 基幹3作業 受付面積 (ha) D			
	事業実施前							
	計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	〇〇年度まで							

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 特定地域導入促進計画目標年度

注1 : 中山間傾斜農地型を実施する場合に記入する。

注2 : 運用第5の4の(2)のイの要件を満たす担い手について、当該の担い手別に記入する。

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手 番号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	担い手区分別面的集積方法							
					農業者		農地所有適格 法人	生産 組織	特定 農業 団体 等	その他 法人	今後育成 すべき農 業者	
						うち認定 農業者		うち認定 農業者				
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20	(所)⑥ 1.20						
	0002	1.06	畑	⑥	(所)⑥ 1.06	(所)⑥ 1.06						
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40	(賃)⑥ 1.40						
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35	(受)⑥ 1.35						
小計		5.01			5.01	5.01						
計												

注1：一覧表は、担い手別に整理する。

注2：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

(別記様式第14号)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

### 達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第10の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

#### 1 生産基盤整備事業等の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 農業経営高度化支援事業	実施した農業経営高度化支援 事業の内容	備考

#### 2 生産基盤整備事業等の達成状況

##### (1) 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	農地所有 適格法人 等の数	農地所有適格 法人等の利用				農用地面積に 占める農地所 有適格法人 等の利用集積 率 (%) B/A
			農地所有適格 法人等の利用 集積面積 (ha) B=C+D+E	農地所有適格 法人等の所有 面積 (ha) C	農地所有適格 法人等の使用 収益権 面積 (ha) D	農地所有適格 法人等の基幹3 作業 受託面積 (ha) E	
事業実施 前							
計画	( )		( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度 まで							

上段( )：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

注1：運用第2の1に該当する農地所有適格法人等について記載する。

注2：本表の基礎資料として、①農地所有適格法人等地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(2) 農地所有適格法人等地番別土地利用調整結果一覧表

農地所有 適格法人 等 番 号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	農地所有適格法人 等 区分別集積方法
Ⓐ	0001	1.20	田	6	(所)Ⓐ 1.20
	0002	1.06	畑	6	(所)Ⓐ 1.06
	0103	1.40	田	2	(賃)Ⓐ 1.40
	0205	1.35	〃	4	(受)Ⓐ 1.35
小 計	5.01				5.01
~~~~~					
計					

注1:集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入する。

(3) 地区における高収益作物の作付実績

区分	農用地面積 (ha) A	地区における 高収益作物 作付面積 (ha) B	地区における 高収益作物作付面積 の事業実施前 に対する増加面積 (ha) C	高収益作物の 作付面積の 増加割合 (%) C/A
事業実施前			/	/
計画	( )	( )	( )	( )
〇〇年度まで				

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 特定地域導入促進計画目標年度

注 : 中山間傾斜農地型を実施する場合に記入する。

(4) 担い手による高収益作物の作付実績

農業者等名	区分	担い手の 利用集積 面積 (ha) A=B+C+D	担い手の	担い手の	担い手の	担い手よ る高収益作物 作付面積 (ha) E	担い手による高収 益作物作付面積 の事業実施前に対 する増加面積 (ha) F	高収益作物 の作付面積 の増加率 (%) F/A
			所有面積 (ha) B	使用収益権 面積 (ha) C	基幹3作業 受付面積 (ha) D			
	事業実施前							
	計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	〇〇年度まで							

上段( )：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注1：中山間傾斜農地型を実施する場合に記入する。

注2：運用第5の4の(2)のイの要件を満たす担い手について、当該の担い手別に記入する。

3 農地所有適格法人等の育成状況

農地所有適格 法人等の名称	経営面積 (ha)		農地所有適格 法人となった 日	特定農業法 人となった 日 (予定含 む)	認定農業 者認定日	経営所得 安定対策 加入日	法人形態	構成員 数 (人)	常時従事 者数 (人)	経営方針
	うち 地区内									

注1：「法人形態」欄は、農事組合法人・合名会社・合資会社・有限会社・株式会社のいずれかを記入する。

注2：常時従事者数とは農地法第2条第3項第2号ホに規定するものをいう。(以下同じ。)



(別記様式第15号)

番 号  
年 月 日

耕作放棄地活用状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長〕

都道府県知事名 印

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第10の規定により、下記のとおり耕作放棄地の活用状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

2 耕作放棄地活用状況の概要

耕作放棄地 所在地	耕作放棄地等 面積 (ha)	活用状況	今後の取組方針
	( )		
	( )		
	( )		
計	( )	耕作放棄地等を含む割合 %	

※ ( ) は、うち担い手に集積された面積

### 3 耕作放棄地集約化の実績

(運用別表の区分の欄の4の(3)のイの事業を実施する場合のみ記入する。)

	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	要件達成確認年度 (○年度)	完了後5年度目 (○年度)	
農業者	/				
うち認定農業者数					
農地所有適格法人					
うち認定農業者数					
生産組織					
特定農業団体					
その他法人					
今後育成する農業者					
<合計>		(耕作放棄地面積)	[    ]	[    ]	[    ]
		(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積 (ha) を記載 (合計欄の[    ]内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載)。

※「要件達成確認年度」とは、取扱い第8の6の確認を行う年度である。

### 4 特記事項 (事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等)

(別記様式第16号)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

基盤整備関連経営体育成等促進計画(農業農村活性化計画  
又は特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画)  
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第10の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等(国営事業促進型にあつては、国営農地再編整備事業)の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1: 「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費(千円)	備考

注: 1 高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注: 2 「事業名」は、運用別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注: 3 「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の	担い手の使	担い手の	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 (%) B/A
			所有面積 (ha) C	用収益権 面積 (ha) D	基幹3作 業受託面積 (ha) E	
事業実施前						
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度 まで						

上段( )：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営 体の利用 集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営	中心経営体	中心経営体	中心経営体 の集約化面積 (ha) F	中心経営体 集積率 (%) B/A	中心経営体	助成割合 (%)
			体の所有 面積 (ha) C	の使用収益 権面積 (ha) D	の基幹3作 業受託面積 (ha) E			利用集積面積に 占める集約化 率 (%) F/B	
事業実施前									
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
〇〇年度まで									

上段( )：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度



(2) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分									
	農業者		農地所有 適格法人		生産組織	特定農業 団体等	その他 法人	今後育成す べき農業者	計	
	うち認定 農業者		うち認定 農業者						人数	面積
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：担い手の区分欄については、運用第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手育成の実績

区分	農業者 (人)		農地所有 適格法人 (法人)		生産組織 (組織)	特定農業 団体等 (団体)	その他 法人	今後育成す べき農業者 (人等)
	うち認定 農業者	うち認定 農業者						
計画時								
目標								
実績(〇〇年度まで)								

(4) 高収益作物の作付実績

ア 地区における高収益作物の作付実績

区分	農用地面積 (ha) A	地区における 高収益作物 作付面積 (ha) B	地区における 高収益作物作付面積 の事業実施前に 対する増加面積 (ha) C	高収益作物の 作付面積の 増加割合 (%) C/A
事業実施前				
計画	( )	( )	( )	( )
〇〇年度まで				

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 特定地域導入促進計画目標年度

注 : 中山間傾斜農地型を実施する場合に記入する。

イ 担い手による高収益作物の作付実績

農業者等名	区分	担い手の 利用集積 面積 (ha) A=B+C+D	担い手の			担い手による高収益作物 作付面積 (ha) E	担い手による高収益作物作付面積 の事業実施前に対する増加面積 (ha) F	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%) F/A
			所有面積 (ha) B	担い手の 使用収益権 面積 (ha) C	担い手の基 幹作業委託 面積 (ha) D			
	事業実施前							
	計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	〇〇年度まで							

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 特定地域導入促進計画目標年度

注1 : 中山間傾斜農地型を実施する場合に記入する。

注2 : 運用第5の4の(2)のイの要件を満たす担い手について、当該の担い手別に記入する。

ウ 中心経営体による作物作付実績

中心経営体名	作付面積									
	田			畑			計			
		事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度
	本地面積									
	表作・裏作	作物名								
	表作									
	裏作									
	計									
	うち戦略作物の作付面積									

注1：中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。

注2：運用第5の4の(5)の要件を満たす中心経営体について、当該の中心経営体別に記入する。

エ 中心経営体による高収益作物の作付実績

中心経営体名	区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の利用集積面積 (ha)	中心経営体の所有面積 (ha)	中心経営体の使用収益権面積 (ha)	中心経営体の基幹3作業受託面積 (ha)	中心経営体集積率 (%)	中心経営体による高収益作物作付面積 (ha)	中心経営体による高収益作物作付面積の事業実施前に対する増加面積 (ha)	高収益作物の作付面積の増加分割割合 (%)	助成割合 (%)
		A	B=C+D+E	C	D	E	F=B/A	G	H	I=H/B	J
	事業実施前										
	計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	〇〇年度まで										

上段( )：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注1：中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。

注2：運用第5の4の(5)の要件を満たす中心経営体について、当該の中心経営体別に記入する。

注3：助成割合Jの限度額は、取扱い第8の9の(1)に基づき、下表に示すIの割合に応じた係数(a)を以下の計算式に乗じた額とする。

$$J = F \times (a)$$

I	(a)
5%以上10%未満	0.030
10%以上15%未満	0.045
15%以上20%未満	0.060
20%以上	0.075



(別記様式第17号)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

基盤整備関連経営体育成等促進計画  
(又は特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画)  
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第10の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1: 「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1: 高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2: 「事業名」は、運用別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注3: 「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

(1) 農用地集約化の実績

ア 担い手への農用地集約化の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 集約化面積 (ha) B=C+D+E	担い手の集約化面積のうち集約化面積			農用地面積に占める 担い手の集約化率 (%) B/A
			担い手の所有面積 のうち集約化面積 (ha) C	担い手の使用収益権 面積のうち集約化面 積 (ha) D	担い手の基幹3作 業受託面積のうち集 約化面積 (ha) E	
事業実施前						
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度 まで						

上段( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画等目標年度

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面 積 (ha) A	中心経営 体の利用 集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体への集約化面積			中心経営体 の集約化面 積 (ha) F	中心経営体 集積率 (%) B/A	中心経営体利 用集積面積に 占める集約化 率 (%) F/B	助成割合 (%)
			中心経営 体の所有 面積 (ha) C	中心経営体 の使用収益 権面積 (ha) D	中心経営 体の基幹 3作業受 託面積 (ha) E				
事業実施前									
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
〇〇年度まで									

上段( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画等目標年度



(2) 担い手別農用地集約化方法

権利等の種類	担い手区分									
	農業者		農地所有 適格法人		生産組織	特定農業 団体等	その他 法人	今後育成す べき農業者	計	
	うち認定 農業者		うち認定 農業者						組織数	団体数
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)		
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：担い手の区分欄については、運用第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。

(3) 高収益作物の作付実績

ア 地区における高収益作物の作付実績

区分	農用地面積 (ha)	地区における 高収益作物 作付面積 (ha)	地区における 高収益作物作付面積 の事業実施前 に対する増加面積 (ha)	高収益作物の 作付面積の 増加割合 (%)
	A	B	C	C/A
事業実施前				
計画	( )	( )	( )	( )
〇〇年度まで				

上段( )：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注：中山間傾斜農地型を実施する場合に記入する。

イ 担い手による高収益作物の作付実績

農業者等名	区分	担い手の 利用集積 面積 (ha) A=B+C+D	担い手の 所有面積 (ha) B	担い手の 使用収益権 面積 (ha) C	担い手の 基幹3作業 受付面積 (ha) D	担い手よ る高収益作物 作付面積 (ha) E	担い手による高収 益作物作付面積 の事業実施前に対 する増加面積 (ha) F	高収益作物 の作付面積 の増加率 (%) F/A
	事業実施前							
	計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	〇〇年度まで							

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 特定地域導入促進計画目標年度

注1 : 中山間傾斜農地型を実施する場合に記入する。

注2 : 運用第5の4の(2)のイの要件を満たす担い手について、当該の担い手別に記入する。

ウ 中心経営体による作物作付実績

中心経営体 名	作付面積								
	田			畑			計		
	事業 実施前	生産基 盤整備 事業等 完了時	目標 年度	事業 実施前	生産基 盤整備 事業等 完了時	目標 年度	事業 実施前	生産基 盤整備 事業等 完了時	目標 年度
	本地面積								
表作・裏作	作物名								
表作									
裏作									
計									
うち戦略作物の作付面積									

注1 : 中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。

注2 : 運用第5の4の(5)の要件を満たす中心経営体について、当該の中心経営体別に記入する。

エ 中心経営体による高収益作物の作付実績

中心経営体名	区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の利用集積面積 (ha)	中心経営体			中心経営体集積率 (%)	中心経営体による高収益作物作付面積 (ha)	中心経営体による高収益作物作付面積の事業実施前に対する増加面積 (ha)	高収益作物の作付面積の増加割合 (%)	助成割合 (%)
				中心経営体の所有面積 (ha)	中心経営体の使用収益権面積 (ha)	中心経営体の基幹3作業受託面積 (ha)					
		A	B=C+D+E	C	D	E	F=B/A	G	H	I=H/B	J
	事業実施前										
	計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	〇〇年度まで										

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 特定地域導入促進計画目標年度

注1 : 中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。

注2 : 運用第5の4の(5)の要件を満たす中心経営体について、当該の中心経営体別に記入する。

注3 : 助成割合Jの限度額は、取扱い第8の9の(1)に基づき、下表に示すIの割合に応じた係数(a)を以下の計算式に乗じた額とする。

$$J=F \times (a)$$

I	(a)
5%以上10%未満	0.030
10%以上15%未満	0.045
15%以上20%未満	0.060
20%以上	0.075

(参考) 担い手別農用地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分									
	農業者		農地所有適格法人		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者	計	
	うち認定農業者	うち認定農業者	うち認定農業者	うち認定農業者					人数等	面積
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1 : 担い手区分の欄については、運用第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2 : 本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。

(別記様式第18号)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿  
(北海道にあつては、農林水産省農村振興局長 )  
(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 )

都道府県知事名 印

基盤整備関連経営体育成等促進計画  
(又は特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画)  
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領の運用第10の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

(2) 高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費(千円)	備考

注1：高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：「事業名」は、運用別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	農地所有適格法人等				農用地面積に占める 農地所有適格法人等 の利用集積率 (%) B/A
		等の利用集積面積 (ha) B=C+D+E	農地所有適格法人 等の所有面積 (ha) C	農地所有適格法人 等の使用収益権面積 (ha) D	農地所有適格法人 等の基幹3作業受託 面積 (ha) E	
事業実施前						
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度 まで						

上段( )：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

注1：運用第2の1に該当する農地所有適格法人等について記載する。

イ 中心経営体の農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営 体の利用 集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体			中心経営体 の集約化面積 (ha) F	中心経営体 集積率 (%) B/A	中心経営体利用 集積面積に 占める集約化 率 (%) F/B	助成割合 (%)
			中心経営 体の所有 面積 (ha) C	中心経営体 の使用収益 権面積 (ha) D	中心経営 体の基幹 3作業受 託面積 (ha) E				
事業実施前									
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
〇〇年度まで									

上段( )：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度





(2) 経営所得安定対策加入経営体別農地利用集積方法

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分									
	個別農業者		農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織		計	
	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：農地所有適格法人等①には運用第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(3) 経営所得安定対策加入経営体育成の実績

区 分	個別農業者 (人)	農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織 (組織数)
		(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	
計 画 時						
完 了 時						
目標年度						
実績(〇〇年度まで)						

注1：農地所有適格法人等①には運用第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

注3：「完了時」とは生産基盤整備事業等の完了時、「目標年度」とは基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度をいう。

(4) 高収益作物の作付実績

ア 地区における高収益作物の作付実績

区分	農用地面積 (ha)	地区における 高収益作物 作付面積 (ha)	地区における 高収益作物作付面積 の事業実施前に 対する増加面積 (ha)	高収益作物の 作付面積の 増加割合 (%)
	A	B	C	C/A
事業実施前				
計画	( )	( )	( )	( )
〇〇年度まで				

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 特定地域導入促進計画目標年度

注 : 中山間傾斜農地型を実施する場合に記入する。

イ 担い手による高収益作物の作付実績

農業者等名	区分	担い手の 利用集積 面積 (ha)	担い手の			担い手による高収益作物 作付面積 (ha)	担い手による高収益作物作付面積 の事業実施前に対する増加面積 (ha)	高収益作物 の作付面積 の増加割合 (%)
			所有面積 (ha)	使用収益権 面積 (ha)	担い手の 基幹3作業 受付面積 (ha)			
		A=B+C+D	B	C	D	E	F	F/A
	事業実施前							
	計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	〇〇年度まで							

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 特定地域導入促進計画目標年度

注1 : 中山間傾斜農地型を実施する場合に記入する。

注2 : 運用第5の4の(2)のイの要件を満たす担い手について、当該の担い手別に記入する。

ウ 中心経営体による作物作付実績

中心経営体名	作付面積									
	田			畑			計			
		事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度	事業実施前	生産基盤整備事業等完了時	目標年度
	本地面積									
	表作・裏作	作物名								
	表作									
	裏作									
	計									
	うち戦略作物の作付面積									

注1：中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。

注2：運用第5の4の(5)の要件を満たす中心経営体について、当該の中心経営体別に記入する。

エ 中心経営体による高収益作物の作付実績

中心経営体名	区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の利用集積面積 (ha)	中心経営体の所有面積 (ha)	中心経営体の使用収益権面積 (ha)	中心経営体の基幹3作業受託面積 (ha)	中心経営体集積率 (%)	中心経営体による高収益作物作付面積 (ha)	中心経営体による高収益作物作付面積の事業実施前に対する増加面積 (ha)	高収益作物の作付面積の増割割合 (%)	助成割合 (%)
		A	B=C+D+E	C	D	E	F=B/A	G	H	I=H/B	J
	事業実施前										
	計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	〇〇年度まで										

上段( )：生産基盤整備事業等の完了時、下段：特定地域導入促進計画目標年度

注1：中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。

注2：運用第5の4の(5)の要件を満たす中心経営体について、当該の中心経営体別に記入する。

注3：助成割合Jの限度額は、取扱い第8の9の(1)に基づき、下表に示すIの割合に応じた係数(a)を以下の計算式に乗じた額とする。

$$J = F \times (a)$$

I	(a)
5%以上10%未満	0.030
10%以上15%未満	0.045
15%以上20%未満	0.060
20%以上	0.075

### 3 農地所有適格法人等の状況

#### (1) 農地所有適格法人等の経営状況

農地所有適格法人等の名称	経営面積 (ha)		農地所有適格法人となった日 (予定含む)	特定農業法人となった日 (予定含む)	認定農業者認定日 (予定含む)	経営所得安定対策加入経営体となった日 (予定含む)	構成員数 (人)	常時従事者数 (人)	経営方針
	うち 地区内								
〇〇法人									
△△法人									
××法人									

法人区分		〇〇法人	△△法人	××法人	
経営面積 (ha)	田				
	畑				
	採草放牧地				
法人形態					
事業の種類	農畜産物名				
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上高 (円)	農業	前々年度報告			
		前年度報告			
		報告			
		合計			
	その他事業	前々年度報告			
		前年度報告			
		報告			
		合計			
構成員数	総数				
	農地提供者①				
	農業常時従事者②				
	農地保有合理化法人③				
	市町村・農協等④				
	承認会社⑤				
	議決権の状況 (うち市町村・農協系統の有するもの)		( )	( )	( )
	法人と取引関係等にある者⑥		( )	( )	( )
業務執行役員数	総数				
	農業に常時従事する構成員数				
	うち農作業に従事する者数				
備考					

注1：運用第2の1に該当する農地所有適格法人等のみを記載対象とする。

注2：農地所有適格法人等が設立された次年度から目標年度まで記載する。

(2) 農地所有適格法人等育成の取組状況

年度	実施時期	実施主体	対象者	目的	実施する又は実施した事項（内容）
【事業開始時】 1年度目	令和 年 月				
	令和 年 月				
	令和 年 月				
2年度目	令和 年 月				
	令和 年 月				
	令和 年 月				
3年度目	令和 年 月				
	令和 年 月				
	令和 年 月				
4年度目	令和 年 月				
	令和 年 月				
	令和 年 月				
5年度目	令和 年 月				
	令和 年 月				
	令和 年 月				
【完了時】 6年度目	令和 年 月				
	令和 年 月				
	令和 年 月				
【完了後】 完了後 1年度目	令和 年 月				
	令和 年 月				
	令和 年 月				
完了後 2年度目	令和 年 月				
	令和 年 月				
	令和 年 月				
完了後 3年度目	令和 年 月				
	令和 年 月				
	令和 年 月				
完了後 4年度目	令和 年 月				
	令和 年 月				
	令和 年 月				
完了後 5年度目	令和 年 月				
	令和 年 月				
	令和 年 月				

注1：農地所有適格法人等が複数設立した場合は、設立した法人毎に作成する。

注2：運用別表の区分の欄の4の事業種類の欄の(1)の高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、高度土地利用調整事業の開始時からの内容を記入する。

注3：「完了」とは生産基盤整備事業等の完了をいう。



3 農地所有適格法人等の経営方針について

経営方針	
経営方針に対する評価	

4 農地所有適格法人等の経営状況について

事業種類	売上高		常時従事者 1人当たり所得
	農業	その他	
農畜産物名	円	円	円
関連事業等名			
その他事業名			
経営状況に対する評価			

5 農地所有適格法人等の地域振興に関する取組について

取組内容	
取組に対する評価	

6 農地所有適格法人等の今後の取組方針について

今後の 取組方針	経営	
	地域振興	
取組方針に対する評価		

7 特記事項（事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

--



## 別紙2（実施計画等策定事業に係る運用）

### 第1 趣旨

要領第2の2に掲げる実施計画等策定事業に係る運用については、要綱、要領本文及び経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知。以下「調整要領」という。）によるほか、この運用に定めるところによる。

### 第2 事業の内容

#### 1 実施計画策定事業

要綱第2の1の農地整備事業又は水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）の別紙2の第3の1の（2）畑地帯総合整備型（以下「農地整備事業等」という。）地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業

#### 2 経営体育成促進換地等調整事業

農地整備事業等の実施予定地区において、地区内の農用地利用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成するために、調整要領の4に掲げる業務を行う事業

### 第3 事業の対象地区

#### 1 実施計画策定

実施計画の対象地区は、農地整備事業等の実施が予定されている地区とする。

#### 2 経営体育成促進換地等調整

経営体育成促進換地等調整の対象地区は、農地整備事業等が行われる予定の地区（当該事業の施行に係る地域を数区に分ける場合にあっては、当該区を含む。）であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるものとする。ただし、調整要領の4の（14）の業務については、当該農地整備事業等を実施中の地区とする。

### 第4 事業実施主体

#### 1 実施計画策定

都道府県

#### 2 経営体育成促進換地等調整

土地改良区、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合その他知事が適当と認める者

### 第5 実施時期

## 1 実施計画策定

実施計画の策定期間は、1年（担い手への農地利用集積率が80パーセント以上となることが確実に見込まれる地区の場合にあっては2年）以内とする。

## 2 経営体育成促進換地等調整

経営体育成促進換地等調整の実施時期は、調整要領の5で定めるとおりとする。

## 第6 事業の申請等

1 都道府県知事は、第2の事業を実施しようとするときは、採択を希望する年度の前年度の3月末日までに、別記様式第1号による農地整備事業等実施計画策定等採択申請書（別紙2において「申請書」という。）を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。

2 地方農政局長等は、1の規定により提出された申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に別記様式第2号による農地整備事業等実施計画策定等採択通知書を交付するものとする。

3 都道府県知事は、第2の2の経営体育成促進換地等調整が採択された場合、事業実施主体に採択の決定を通知するものとする。

## 第7 助成

実施計画等策定事業に係る要綱第8の経費とは、第2の1に要する別記に掲げる費用及び第2の2に要する費用とする。

## 別記

- 1 調査旅費
- 2 諸謝金
- 3 補償費
- 4 請負費
- 5 委託費

(別記様式第1号)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長  
沖縄にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名 印

### 実施計画等策定事業採択申請書

令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業等実施要領  
(平成30年3月30日付け29農振第2605号)別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおり申請します。

#### 記

1. 実施計画等策定地区一覧表 (別添1のとおり)
2. 実施計画策定地区概要書 (別添2のとおり)
3. 経営体育成促進換地等調整調書 (別添3のとおり)

(別添1)

実施計画等策定地区一覧表

名 称	都道府 県 名	地区名	所在地	調査費及び 事業費 (千円)	備 考
実施計画策定  経営体育成促 進換地等調整					

## 実施計画策定地区概要書

実施年度		都道府県名		営 農 計 画 構 想			
地区名		計画主体					
所在地							
調査目的					営 農 計 画 構 想		
地域の現況							
調 査 項 目 及 び 調 査 費	調査項目	数量	調 査 費			事 業 計 画 構 想	
			(千円)				
		国 費	都道府県費	市町村費	計		
	1年度						
	2年度						
合 計							

- (注) 1 本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、2ヵ年にわたって実施する場合は「1年度」欄及び「2年度」欄にそれぞれの調査項目を記載する。
- 2 2ヵ年にわたって実施する場合は、担い手への農地利用集積率が確認できる資料（人・農地プラン等）を添付すること。
- 3 調査費の積算の基礎資料を添付すること。
- 4 実施計画策定の予定範囲、事業計画構想が把握できる概要図を添付すること。

経営体育成促進換地等調整調査書

都道府 県名	地区名	所 在	経営体育成 促進換地等 調整対象 面積	実 施 年 度	実 施 機 関 名	左のスタ ッフの換 地の有 無	業務内容		換地を伴う農地整備事業等の内容（予定）						備考	
							1年度	2年度	事業計画 樹立年度	着工	完工	地区 面積	関 係 農 家 数	事 業 主 体 名		業 務 名
			ha								ha					

(注) 1 「業務内容」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第677号農林水産省構造改善局長通知）4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、2カ年にわたって実施する場合は「1年度」及び「2年度」欄にそれぞれ記載する。

2 地形図等を用い、各地区の実施予定地域を赤線で囲み、地区名及び地積を書き添えた図面を添付すること。なお、換地を伴う農地整備事業等の予定地域と相違する場合は、その地域を青線で囲むこと。

(別記様式第2号)

番 号  
年 月 日

実施計画等策定事業採択通知書

(北海道の場合は、国土交通省北海道開発局長経由)  
都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長  
農林水産省〇〇農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地区について、下記のとおり実施計画等策定事業実施地区として採択したので通知する。

記

実施計画等策定地区一覧表 (別添のとおり)

(別添)

実施計画等策定地区一覧表

名 称	都道府 県 名	地区名	所在地	調査費及び 事業費 (千円)	備 考
実施計画策定  経営体育成促 進換地等調整					



## 別紙3（草地畜産基盤整備事業に係る運用）

### 第1 趣旨

要綱第2の3に掲げる草地畜産基盤整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

### 第2 用語の定義

草地畜産基盤整備事業（この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数、気象的条件の厳しい地域、耕作放棄地、耕作放棄地率、耕作放棄地活用率及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

#### 1 団地

地形又は地物によって画される地つづきの土地であって草地として一体的に管理利用されるものをいう。ただし、道路、沢等の介在によって地つづきではないものも草地として管理利用上一体として取り扱いうるもの及び一連の基本施設によって受益するものは、1団地とみなす。

#### 2 草地の造成改良

障害物除去、起土、整地、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって野草地等を高位生産性の牧草地に転換することをいう。

なお、草地の造成は草地以外の土地を牧草地にすることをいい、草地の改良は野草地を牧草地にすることをいうが、いずれも土地改良法（昭和24年法律第195号）の適用については同法の農用地の造成に該当するものである。

#### 3 草地の整備改良

排根線、障害物等の除去、起伏の修正、客土、区画整理、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって既存の草地を大型機械が効率的に稼働できる高位生産性の草地に整備することをいう。

#### 4 野草地改良

野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の除伐及び牧草導入をいう。

#### 5 放牧用林地整備

障害物の除去、心土破碎、土壌改良資材の投入等の作業によって木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地の造成又は整備を行うことをいい、牧草導入等により牧養力を高める高度放牧林地整備及び混牧林地整備も含むものとする。

##### (1) 高度放牧林地整備

次に掲げるいずれかの方式により、畜産的利用を高度に行うことができる放牧用林地に整備することをいう。

## ア 上下二段方式

木竹の樹間をより高度に利用するため、前植生処理としての間伐等を強度に行い、牧草等を導入して牧養力を高める方式

## イ 林帯草帯方式

現地の地形、木竹の樹齢、密度等の状況に応じ、一定の幅で列状に伐採し、林地と草地を交互に設置する方式（この場合において、林帯草帯の列は、原則として土砂の流失を防ぐため等高線に沿うようにし、その幅は林地の健全性、草地造成の容易性等を考慮して行うものとする。）

## (2) 混牧林地整備

間伐等が実施されている林地等について、牧草種子の導入等の簡易な方法により牧養力の高い放牧用林地に整備することをいう。

## 6 農業者の組織体

主として農業を営む法人（株式会社を除く。）であって、その構成員に農業に従事する数人の者を含むもののほか、数人の農業者の組織する団体で都道府県知事が適当と認めたものをいう。

## 7 受益草地等

受益草地等とは、整備改良又は造成改良される草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑及びその他家畜の飼養に供される土地を含む。）、野草地及び放牧用林地（この別紙において「草地等」という。）のほか、当該草地等と一体的に利用される草地、これらと一体的に利用される輪作畑及び当該草地等に係る家畜に給餌することを目的として稲わら及び稲発酵粗飼料を収集する水田（水田地帯等担い手育成型に限る。）とする。

なお、受益草地等に輪作畑が含まれるときはその面積の3分の1に相当する面積を受益草地等の面積に算入するものとし、かつ、当該算入面積が受益草地等の面積の5分の1を超えないものとする。また、受益草地等に水田が含まれるときはその面積の2分の1に相当する面積を受益草地等の面積に算入するものとし、かつ、当該算入面積が受益草地等の面積の2分の1を超えないものとする。

## 8 中山間地域

第4の1の表の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域とする。

### (1) 次に掲げる要件の全てを満たす市町村の区域であること。

#### ア 次に掲げる要件のいずれかに該当する市町村

(ア) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（この別紙において「離島」という。）

(イ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（この別紙において「振興山村」という。）

(ウ) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）

- (エ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域と見なされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村と見なされる区域）を含む。この別紙において「過疎地域」という。）
  - (オ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域（この別紙において「特定農山村地域」という。）
  - (カ) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
  - (キ) (ア)から(カ)までの地域に準ずる地域であって地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。この別紙において「地方農政局長等」という。）が特に必要と認める地域
- イ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号、この別紙において「酪農肉用牛生産振興法」という。）第2条の4第1項の認定に係る酪農及び肉用牛に関する事項をその内容とする市町村計画（この別紙において「市町村計画」をいう。）を作成し、又は作成することが確実である市町村
- (2) 当該地域の畜産生産の状況、経済的、社会的条件等から判断して(1)の要件に該当する地域と一体的に事業実施地区とすることが必要であると都道府県知事が認めた市町村の区域であること。ただし、この場合において、都道府県知事は、あらかじめ地方農政局長等に協議するものとする。

## 9 農地所有適格法人に準ずる法人

第4の1の表の種類欄の再編整備事業の「準ずる法人」とは、農事組合法人、持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）又は株式会社（株主の総数が50人以下であって、かつ、公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。）で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいうものとする。

- (1) その法人の事業が農業（これと併せて行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第1号の事業を含む。）及びこれに附帯する事業に限られること。
- (2) その法人の組合員、社員又は株主の過半数がその法人の営む農業の事業に常時従事する者であること。

## 10 構成員

第4の1の表の種類欄の再編整備事業の「構成員」とは、生計を同じにする場合は1人として取り扱うものとする。

## 11 家畜飼養頭羽数

家畜飼養頭羽数の換算法は、次の方法とする。

- (1) 肉用牛又は乳用牛であつて、生後2年以上を経過したものにあっては、1頭

につき5.0頭とする方法

- (2) 肉用牛又は乳用牛（前号に掲げるものを除く。）にあつては、1頭につき2.5頭とする方法
- (3) 豚であつて、生後6ヵ月を経過した繁殖用のものにあつては、1頭につき2.0頭とする方法
- (4) 豚（前号に掲げるものを除く。）にあつては、1頭とする方法
- (5) 鶏にあつては、1羽につき0.02頭とする方法
- (6) 前各号に掲げる家畜以外の家畜にあつては、当該家畜の1頭当たりのふん尿の量を基準として、前各号の方法に準じる方法

#### 12 気候的条件の厳しい地域

第4の1の表の種類欄の草地林地総合型の気候的条件の厳しい地域とは、5月15日から10月5日までの期間における1日の平均気温を積算した温度が2,300℃未満であり、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ、林野率が50%以上の地域をいう。

#### 13 耕作放棄地

第4の耕作放棄地とは、統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づく農林業センサスにおける土地のうち、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、かつ、この数年の間に再び耕作するはつきりとした考えのない土地をいう。

#### 14 耕作放棄地率

第4の耕作放棄地率とは、耕作放棄地及び経営耕地面積の合計を分母とし、当該耕作放棄地面積を分子として算出した割合をいう。

#### 15 耕作放棄地等活用率

第4の耕作放棄地等活用率とは、採択受益草地等の面積に占める耕作放棄地及び耕作放棄となるおそれがある農地の面積の割合をいう。

#### 16 飼料自給率

飼料自給率とは、可消化養分総量による事業参加者の全供給飼料に占める当該事業参加者の自給飼料（当該事業参加者が自ら生産する飼料及び農業経営上密接な関係を有する事業者との契約に基づき事業参加者に供給される国産飼料をいう。）の割合をいう。

### 第3 事業の実施方針

- 1 本事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号。この別紙において「法」という。）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。この別紙において「施行令」という。）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるところによる。
- 2 本事業のうち、施行令第50条に掲げる都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあつては、法に基づく事業として実施するものと

する。

- 3 施行令第50条第1項第5号の4に規定する農林水産大臣が定める基準のうち本事業に係るものについては、第4の1の表の種類欄の草地整備型及び畜産担い手総合整備型の実施要件のとおりとする。
- 4 法に基づいて実施する事業を含む本事業を実施する場合は、法に規定する土地改良事業計画の作成に当たり、事業実施計画との整合性を図るものとする。
- 5 本事業は、整備改良又は造成改良される草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑及びその他家畜の飼養に供される土地を含む。）、野草地及び放牧用林地並びに新設又は改良される施設の適正かつ効率的な利用が行われてはじめて所期の目的を達成し得るものであり、当該草地及び施設に係る管理規定の作成及び遵守、管理組織の整備、利用手段の機械化等利用管理の効率化を図り、圧縮記帳を行っている場合には、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるとともに、事業完了後においても当該草地等及び施設の適切な管理利用に努めるものとする。
- 6 都道府県知事、事業主体並びに当該草地等及び施設の管理経営主体は、受益草地等及び施設がこれらに係る事業の完了した年度の翌年度以降8年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、同省令に定められている耐用年数に相当する年数）以上適切に管理され、かつ、効率的に利用されるよう措置するものとする。

#### 第4 事業の内容等

- 1 本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第5に掲げる畜産活性化計画（この別紙において「活性化計画」という。）に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画（この別紙において「事業実施計画」という。）により整備を行う草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。）を造成改良し、又は整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、又は導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

種 類		事 業 内 容 及 び 実 施 要 件 等
草 地 整 備	道営草地整備事業	道営草地整備事業は、大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を推進し、既存草地の整備改良による生産性の向上と効率的な草地への転換を行い、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。この別紙において「基盤強化法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者又は受けることが確実と見込まれる者（その地域において効率的かつ安定的な農業経営を営むと見込まれる者又はこれらと一体となって飼料生産を営む

型		<p>者)をいう。(この別紙において「担い手」という。))を中心とした土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 当該事業により整備改良又は造成改良される草地及び事業完了後における受益草地(受益する草地並びにこれと一体的に利用される飼料畑及び輪作畑(輪作体系の中で牧草又は飼料作物を作付ける計画のある土地であって、草地、飼料畑以外のものに限る。)をいう。)の面積がおおむね500ヘクタール以上であること。ただし、第2の8に定める中山間地域において当該事業を実施する場合はおおむね250ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 事業完了時における事業参加者に占める担い手の割合が、おおむね2分の1以上であること。</p> <p>(3) 受益草地が事業完了後において、大型機械の効率的な稼働が可能となるようにまとまって存在していること。</p>
	公共牧場整備事業	<p>公共牧場整備事業は、各々の公共牧場の役割を明確にした上で、それに対応した草地整備や利用施設の整備・改良を行い、利用農家の経営の改善を図るとともに、周辺農家の草地等を一体的に整備することで、公共牧場を核とした地区全体の土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 地区内における公共牧場の既存草地面積がおおむね100ヘクタール以上、北海道にあってはおおむね250ヘクタール以上、中山間地域にあってはおおむね50ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあってはおおむね125ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 地区内における公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して5年以上経過していること。</p> <p>(3) 地区の事業完了後の受益面積がおおむね200ヘクタール以上、北海道にあってはおおむね300ヘクタール以上、中山間地域にあってはおおむね100ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあってはおおむね150ヘクタール以上となること。</p>
畜	飼料基盤集積	<p>飼料基盤集積整備事業は、畜産主産地における担い手への飼料生産基盤の利用集積を図るための生産基盤の整備と</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">産担い手総合整備型</p>	<p>整備事業</p> <p>し、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積が、おおむね200ヘクタール以上であること。</p> <p>ただし、沖縄県、離島及び奄美群島特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づき指定された地域（この別紙において「奄美群島」という。）にあつては、事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積が、おおむね30ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 担い手への土地利用集積の増加率が家畜飼養頭羽数の増加率を上回ることが確実な地区であること。</p> <p>(3) 事業の完了時において、受益草地等の面積に占める担い手の経営等飼料生産基盤面積の割合（この別紙において「担い手土地利用集積率」という。）が次のとおり増加することが確実と見込まれること。</p> <p>ア 事業採択時における担い手土地利用集積率が30%未満である場合にあつては、これが40%以上となること。</p> <p>イ 事業採択時における担い手土地利用集積率が30%以上50%未満である場合にあつては、これが10%ポイント以上増加すること。</p> <p>ウ 事業採択時における担い手土地利用集積率が50%以上55%未満である場合にあつては、これが60%以上となること。</p> <p>エ 事業採択時における担い手土地利用集積率が55%以上90%未満である場合にあつては、これが5%ポイント以上増加すること。</p> <p>オ 事業採択時における担い手土地利用集積率が90%以上95%未満である場合にあつては、これが95%以上となること。</p> <p>カ 事業採択時における担い手土地利用集積率が95%以上である場合にあつては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">再編整備事業</p>	<p>再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積がおおむね200ヘクタール以上、中山間地域については100ヘクタール以上であること。</p> <p>ただし、沖縄県、離島及び奄美群島にあつては、事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積が、</p>

	<p>おおむね30ヘクタール以上、中山間地域についてはおおむね15ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 事業参加者（農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定するものをいう。）又は第2の9に定める農地所有適格法人に準ずる法人を含む場合については、第2の10に定める構成員を加えた者）がおおむね10人（中山間地域については5人）以上であること。</p> <p>(3) 第2の11に定める換算法（この別紙において「家畜頭羽数換算法」という。）により算定して得た現況の家畜飼養頭羽数がおおむね2,000頭（中山間地域については1,000頭）以上の地区であって、事業完了後においておおむね3,000頭（中山間地域については1,500頭）以上に増頭することが確実と見込まれること。</p> <p>(4) 事業完了後の地区において担い手に係る畜産物生産がおおむね2分の1以上であること。</p>
<p>水田地帯等担い手育成整備事業</p>	<p>水田地帯等担い手育成整備事業は、水田地帯における家畜を飼養する新たな担い手の育成を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地区が、酪農肉用牛生産振興法に係る市町村計画を作成し、又は作成することが確実である市町村の区域であること。</p> <p>(2) 事業参加者（農地所有適格法人又はこれに準ずる法人を含む場合については、その構成員を加えた者）がおおむね10人（中山間地域については5人）以上であること。</p> <p>(3) 事業完了後において、酪農及び肉用牛生産に係る担い手が事業参加農業者の50%（事業実施前において酪農及び肉用牛生産に係る担い手割合が50%以上である場合は、原則としてその割合から5%以上増加した割合）以上を占めること。</p> <p>(4) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積が30ヘクタール（中山間地域にあつては15ヘクタール）以上であること。</p> <p>(5) 事業完了後の牛飼養頭数が、現況に比して、成牛換算（生後2年以上を経過したものは1頭につき1頭、それ以外のものは0.5頭と換算する。）で100頭（中山間地域については50頭）以上増頭することが確実と見込</p>



<p>草地林地総合整備型</p>	<p>まれること。</p> <p>草地林地総合整備型は、中山間地域等生産条件が不利な地域において、林地、野草地、草地等農用地等を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産的利用を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地域は、次に掲げるア及びイの要件を満たす市町村(昭和25年2月1日現在の市町村の区域であって第2の8の(1)のアの(ア)から(オ)までのいずれか及び第2の8の(1)のイ及び次に掲げるイの(ア)から(オ)までのいずれかを満たすものの一部若しくは全部を含む市町村又は平成17年2月1日現在の市町村の区域であってイの(オ)を満たすものの一部又は全部を含む市町村を含む。)からなる区域の範囲であって、かつ、ウの要件を満たす区域とし、当該地域の畜産生産の状況、経済的社会的条件等から判断して、ア及びイの要件に該当する市町村と一体的に事業実施することが適当であると認められる市町村については、事業地区計画樹立地区に含めることができるものとする。</p> <p>ただし、気候的条件の厳しい地域で当該事業を実施する場合にあっては、事業参加者の2/3以上が認定農業者であること。</p> <p>ア 次に掲げる地域のいずれかに該当する市町村</p> <p>(ア) 中山間地域のいずれかに該当する市町村</p> <p>(イ) 沖縄県</p> <p>(ウ) 奄美群島</p> <p>イ 次のいずれかに該当する市町村</p> <p>(ア) 林野率が75%以上</p> <p>(イ) 畑の面積のうち勾配が15度以上の土地にある面積がおおむね2分の1以上</p> <p>(ウ) 田の面積のうち勾配が20分の1以上の土地にある面積がおおむね2分の1以上</p> <p>(エ) 気象条件が厳しい地域であり、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ、林野率が50%以上</p> <p>(オ) 耕作放棄地の解消に向けた対策を講じており、耕作放棄地率が10%以上かつ林野率50%以上であること。</p> <p>ウ 家畜頭羽数換算法により算定して得た家畜飼養頭羽数がおおむね1,000頭以上の地区であること。</p>
------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>(2) 林地、野草地、草地等の農用地が混在し、これらの土地を再編又は総合的に整備することにより畜産的利用の促進が見込まれること。</p> <p>(3) 草地、野草地、林地等の受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。(ただし、林野率が75%以上の地域にあっては、おおむね15ヘクタール以上であること。また、気候的条件の厳しい地域で事業を行う場合にあっては、おおむね60ヘクタール以上であること。)</p> <p>(4) 受益面積のうち、既耕地、野草地又は放牧用林地の整備改良にかかる受益面積の割合がおおむね2分の1以上であること。</p>
<p>草地整備利用促進事業</p>	<p>草地整備利用促進事業は、地域の実情に応じ、草地として利用する農地を将来にわたり継続的に利用できるよう実施する整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地区における総事業費が200万円以上であること。</p> <p>(2) 事業参加者が畜産業を営む農業者2人以上であること。</p>

#### 耕作放棄地活用対策

第4の1の表の種類欄のうち、畜産担い手総合整備型において、次に掲げる要件を満たしている場合は、耕作放棄地活用対策として実施することができるものとする。

(1) 事業の完了時において、耕作放棄地等活用率が次のとおり増加することが確実に見込まれること。

ア 事業採択時における耕作放棄地率が20%未満である場合にあっては、耕作放棄地等活用率が6%以上となること。

イ 事業採択時における耕作放棄地率が20%以上40%未満である場合にあっては、耕作放棄地等活用率が12%以上となること。

ウ 事業採択時における耕作放棄地率が40%以上である場合にあっては、耕作放棄地等活用率が18%以上となること。

(2) 事業実施地区において活用された耕作放棄地等について、市町村及び関係機関との連携等により長期にわたって利用増進が図られることが見込まれること。

2 本事業の事業主体は、次の表の(1)に掲げるものとし、事業参加資格者は次の

表の(2)に掲げる全ての要件を満たすものとする。

種 類		事業主体及び事業参加資格者の要件等
草 地 整 備 型	道営草地整備事業	<p>(1) 事業主体は、当該事業の受益草地により管理経営を行う北海道又は当該事業の受益草地により管理経営を行う市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他北海道知事が認める法人若しくは農業者(15人以上の場合に限る。)から事業実施の申請を受けた北海道とする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。この別紙において「農業環境規範」という。)を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート又は農業環境規範を実践することが確実であることを証する書面(以下この別紙において「農業環境規範の点検シート等」という。)を事業主体に提出するとともに、本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。</p> <p>イ 担い手(活性化計画に示された者)とする。</p> <p>ウ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。</p>
	公共牧場整備事業	<p>(1) 事業主体は、都道府県とする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 本事業の第2の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者とする。</p> <p>イ 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。</p> <p>ウ 担い手とする。</p>
畜 産 担	飼料基盤集積整備事業	<p>(1) 事業主体は、都道府県とする。ただし、都道府県が当該法人の社員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事となっている法人(営利を目的としない法人に限る。)であって、地方農政局長等の承認を得た法人(以下この別紙において「事業指定法人」という。)に実施さ</p>

せることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。（この別紙において「再編整備事業、水田地帯等担い手育成整備事業及び草地林地総合整備型」について同じ。）

ア 事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結については、次のとおりとする。

(ア) 事業指定法人は、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。

ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。

(イ) (ア)の契約においては、交付金交付の際に付される条件を遵守することの事項が規定されているものとする。

(ウ) 事業指定法人は、(ア)の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。

イ 事業指定法人は、本事業を実施しようとするときは、業務規程を制定するものとし、次に掲げる内容を含むものとする。

(ア) 事業参加資格者の選定に関する事項

(イ) 草地等及び施設の事業参加資格者への委託条件に関する事項

(ウ) 草地等及び施設の対価又は貸付料の算定及び支払条件に関する事項

(エ) 草地等及び施設の分割引渡し、又は一時使用に関する事項

ウ 事業指定法人は、イによる業務規定を作成又は変更するときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。

ア 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実に見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草

	<p>地等の整備を希望する農業者とする。</p> <p>イ 本事業の第2の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者とする。</p> <p>ウ 担い手（活性化計画に示された者）とする。</p> <p>エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。</p>
再編整備事業	<p>(1)事業主体は、都道府県又は事業指定法人とする。</p> <p>(2)本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者）とする。</p> <p>イ 本事業第2の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者とする。</p> <p>ウ 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる耕種農家等でア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者とする。</p> <p>エ 担い手（活性化計画に示された者）とする。</p> <p>オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。</p>
水田地帯等担い手育成整備事業	<p>(1)事業主体は、都道府県又は事業指定法人とする。</p> <p>(2)本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者）とする。</p>

		<p>イ 本事業の第2の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他都道府県知事が適当と認める者とする。</p> <p>ウ 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる耕種農家等であり及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者とする。</p> <p>エ 担い手（活性化計画に示された者）とする。</p> <p>オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。</p>
<p>草地林地総合整備型</p>		<p>(1) 事業主体は、都道府県又は事業指定法人とする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 本事業の第2の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会及び事業指定法人とする。</p> <p>イ 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草地、放牧林地等の造成又は整備を希望する農業者とする。</p> <p>ウ 担い手（活性化計画に示された者）とする。</p> <p>エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。</p>
<p>草地整備利用促進事業</p>		<p>(1) 事業主体は、都道府県又は事業指定法人とする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草地造成又は整備を希望する農業者とする。</p> <p>イ 担い手（活性化計画に示された者）とする。</p> <p>ウ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。</p>

## 第5 活性化計画の作成

- 1 本事業を実施する場合にあつては、都道府県知事は、事業が確実に実施されると見込まれる市町村を地区として決定し、地区ごとに以下に定めるところにより活性化計画を作成するものとする。
  - (1) 活性化計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や飼料基盤に立脚した生産性

の高い畜産経営の確立を図るため、営農、飼料生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は二以上の数集落からなる事業実施地区を対象に作成するものとする。

(2) 活性化計画の作成に当たり、市町村、農業委員会、農業協同組合その他農業団体の意見を聴くものとする。また、農業者及び利害関係者の合意形成に努めるものとする。

(3) 活性化計画は、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

ア 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等から成る計画策定委員会を設置

イ 集落懇談会の開催

ウ その他

(4) 活性化計画の策定に当たっては、次の計画との整合を図るものとする。

ア 市町村農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条に規定する計画をいう。）

イ 集落農業振興地域整備計画（集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第7条に規定する計画をいう。）

ウ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項に規定する構想。この別紙において「基本構想」という。）

エ 酪農肉用牛生産振興法に基づく、都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村計画

2 活性化計画は別記様式第1号によるものとし、その策定に当たっては、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 畜産活性化の目標

基本構想及び市町村計画等に沿って、育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標、生産性向上目標、担い手等の見通し等について定める。

なお、目標年度は、事業採択年度から起算しておおむね10年後とする。

(2) 計画区域の概要

(3) 市町村の概要

(4) 担い手育成計画

(5) 農地の流動化計画（飼料基盤集積整備事業に限る。）

飼料生産基盤に係る所有権の移転、利用権設定、農作業受委託等目標年度までの農地流動化面積の目標を設定する。

(6) 土地利用計画

農業経営の規模拡大等を進めるとともに、飼料生産基盤の整備に係る適切な土地利用を図るため、集落及び事業実施地区内の農地全体に係る土地利用計画を作成する。

- (7) 家畜の飼養計画  
飼料生産基盤の整備、担い手への飼料生産基盤の集積及び造成整備改良による自給率の向上等を考慮した家畜の飼養計画を作成する。
- (8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標  
畜産経営において必要となる飼料を確保するための飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標を作成する。
- (9) 関連事業計画  
農地流動化施策、生産の組織化及び生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画について作成する。
- (10) 推進体制整備計画  
担い手に飼料生産基盤の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容を作成する。
- (11) その他必要な事項

## 第6 事業実施計画の樹立

- 1 都道府県知事は、活性化計画に基づき、以下に定めるところにより、本事業の事業実施計画を樹立するものとする。この場合において、都道府県知事は、事業実施計画を樹立しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けるものとする。
- 2 事業実施計画を樹立するに当たっては、費用負担予定者及び当該施設の予定管理者の同意を得るものとし、これらに係る資金計画、予定管理方法等を明らかにするものとする。
- 3 実施計画の樹立地区の選定
  - (1) 事業実施地区選定の申請及び申請書に含まれるべき事項
    - ア 都道府県知事は、事業実施計画の樹立に際し、関係市町村から別記様式第2号の草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書の提出を受けるものとする。
    - イ アの申請書には、あらかじめ事業参加資格者が予定されている場合は、別記様式第3号の草地畜産基盤整備事業参加申出書及び次の書面を添付するものとする。
      - (ア) 事業参加資格者（予定者）が当該事業の施行に係る土地につき、所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利（この別紙において「使用収益権」という。）を有することを証する書面又は使用収益権を取得することが確実であることを証する書面
      - (イ) 事業参加資格者（予定者）の場合は、農業環境規範の点検シート等又は農業環境規範を実践することが確実であることを証する書面
      - (ウ) 事業参加資格者（予定者）は、養畜の業務を営む者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面又は家畜排せつ物（施設処理後の残さ物、乾ふん等を含む）の土地還元施設の管理予定者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面



## (2) 事業実施計画の樹立の判定基準

都道府県知事が事業実施計画を樹立しようとするときは、当該地区に係る事業の必要性、可能性等を審査の上、緊急度を考慮して、あらかじめ次の基準に準拠して判定するものとする。

ア 事業実施計画対象予定地区において第4の要件に適合すると見込まれること。

イ 用地調達の見通し及び事業参加資格者の確保の見通しが十分あること。

ウ 事業実施に対する市町村その他関係機関の熱意がおう盛であること。

エ 事業参加者の経営収支計画及び家畜導入計画が適切であり、資金計画の見通しが十分であること。

オ 本事業により事業を実施している地区、実施しようとする事業と同種の公共事業を実施している地区は含めないものとする。

なお、自然的条件（地勢、地形等）又は社会的、経済的、行政的要因等により、地区境が明確となる場合は、この限りではない。

## 4 事業実施計画の作成期間及びその内容

(1) 本事業の事業実施計画書の作成については、原則として工事着手の前年度に、事業費1,000万円以内により実施するものとする。

(2) 都道府県知事は、事業実施計画を樹立することとなったときは、事業実施計画の樹立のために必要な調査を関係部局の協力を得て実施するものとする。

この場合において、都道府県知事は、必要に応じ事業実施計画の樹立事務の一部を市町村、農業協同組合、事業指定法人その他適当と認める者に委託することができるものとする。

(3) 事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（平成26年2月21日付け25生畜第1566号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。

(4) 都道府県知事が樹立する事業実施計画の作成にあたっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）に基づき、田園環境マスタープランが定められている地域においては、田園環境マスタープランとの整合を踏まえたものとする。

(5) 事業実施計画は、これに基づいて直ちに工事に着手できるような精度を有するものとし、都道府県知事は事業実施計画を、別記様式第4号の草地畜産基盤整備事業実施計画書により作成するものとする。この場合において、当該事業実施計画は事業の効用が費用を償っているものでなければならない。

## 第7 事業実施計画の採択申請及び採択手続

1 都道府県知事は、第6の調査の結果に基づき事業実施計画を樹立し、決定したときは、事業実施計画書を添えて関係市町村長に通知するものとする。この場合において、都道府県知事は、あらかじめ事業実施計画について地方農政局長等の採択通知を受けて決定するものとする。

2 草地畜産基盤整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長等が別に定める書類

は、事業実施計画書及び活性化計画とする。

- 3 都道府県知事は、当該事業の採択を希望する前年度の11月末日までに要綱第7の1の事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。
- 4 要綱第7の1の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、3の規定に定める期日までに提出するものとする。
  - (1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合
  - (2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとする場合
- 5 4の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したものとみなす。

また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は3の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 6 4の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 7 草地畜産基盤整備事業に係る要綱第7の1の事業採択申請書は採択申請様式、要綱第7の2の事業採択通知書は採択通知様式により作成するものとする。
- 8 地方農政局長等は、3の規定により提出された事業採択申請書等を審査の上、予算の範囲内において当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当であると認められるときは、都道府県知事に事業の採択通知書を交付するものとする。
- 9 前項の審査の基準については、第4に定めるもののほか、次の各号に掲げる条件に照らして行うものとする。
  - (1) 事業の実施が技術的に可能であること。
  - (2) 事業の効果が費用を償うものであること。
  - (3) 活性化計画の内容が地域住民の合意に基づくものであり、かつ、地域農業及び集落の展望に即して適当と認められ、事業の実施により活性化計画の実現が図られると認められること。
  - (4) 土地その他に関する各種権利関係が調整される見通しがあること。
  - (5) 活性化計画に定める農地流動化計画（飼料基盤集積型に限る）の達成が見込まれること。
  - (6) 道路及び用排水路の配置、規模構造等が土地条件、将来の営農の構想等に即応するものであること。
  - (7) 草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあつては、林道管理者等との協議が整っていること。
- 10 事業開始の通知

都道府県知事は、事業実施計画の承認があつたときは、関係市町村長及び事業主体（都道府県を除く。）に対し、その旨を事業実施計画を添えて通知するとともに、本事業の開始に関する通知をするものとする。

## 12 事業の実施

事業主体は、本事業の実施を希望する事業参加者からの申請又は委託に基づき本事業を実施するものとする。

- (1) 事業主体（都道府県を除く。）は、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。

ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。

- (2) (1)の契約においては、補助金の交付に関し付される条件の遵守することの事項が規定されているものとする。
- (3) 事業指定法人は、(1)の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。

## 13 各年度の事業承認協議

- (1) 事業主体（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の実施に当たり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施設計を作成し、当該実施設計について契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。
- (2) 事業主体（都道府県を除く。）は、(1)で作成した実施設計につき毎年度、都道府県知事の承認を受けるものとする。

## 14 事業の区分経理

事業主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

## 15 事業費の積算

本事業の事業費の積算は草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和46年4月19日付け46畜B第945号農林省畜産局長通知）により行うものとする。

## 16 事業の実施期間

事業主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむね5年間で事業完了が図られるよう努めるものとする。

## 17 指導体制

- (1) 都道府県知事は、活性化計画及び事業実施計画の樹立並びに事業の実施に当たり、本事業の主務課及び関係各課と普及指導センター等現地指導機関（この別紙において「指導機関」という。）との連携体制の確立に努めるものとする。
- (2) 指導機関は、活性化計画及び事業実施計画の策定並びに事業の遂行に当たって必要な技術指導及び経営指導等に協力するとともに、事業の効果が適確に確保できるよう、市町村、農業協同組合等と連携を保ちつつ事業実施後の営農指導に当たるものとする。
- (3) 都道府県知事は、指導機関が現地においてこの指導活動を適切に行い得るよう活動経費につき配慮するものとする。

## 18 事業完了後の措置

### (1) 草地等及び施設の一時使用等

ア 事業主体は、事業が完了した草地等及び施設を譲渡するまでの間、工事の完了した部分を一時使用させることができるものとする。

イ 事業主体は、事業が完了するまでの間において、分割して引き渡すことを適当と認める部分に係る工事が完了したときは、当該部分の草地等及び施設を譲渡することができるものとする。

ウ 事業主体（都道府県を除く。）は、草地等及び施設の全部又は一部を貸し付けようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする。

(2) 都道府県知事、事業主体及び管理経営主体は、草地畜産基盤整備事業が完了後において、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。

## 第8 事業実施計画等の変更

1 都道府県知事は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、自らが設置した事業の中間評価に係る審査委員会による審査を経て事業実施計画の変更を行うものとする。

(1) 事業主体、管理経営主体又は事業参加者の変更

(2) 受益草地等の面積の10%以上の増減

(3) 工種の新設又は廃止

(4) 労賃又は物価の変動によるものを除く総事業費の10%以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減であって、変更前の事業地区計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

2 都道府県知事は、前項に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、別記様式第5号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に、変更後の事業実施計画を添付して、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

3 都道府県知事は、第6に定める事業実施計画に係る活性化計画を変更しようとするときは、あらかじめ関係市町村等の意見を聞くものとし、活性化計画を変更した場合は、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

## 第9 事業の完了報告

都道府県知事は、本事業が完了したときは、別記様式第6号の草地畜産基盤整備事業完了報告書により、地方農政局長等に報告するものとする。

第10 助成

1 補助

(1) 草地整備型、畜産担い手総合整備型及び草地林地総合整備型

ア 国は、本事業について次に掲げる表の交付対象欄に「○」を記載している工種に必要な経費の一部を、予算の範囲内において、都道府県に対して補助するものとし、国庫補助の概要及び補助率は、次のとおりとする。

なお、畜産担い手総合整備型（水田地帯等担い手育成整備事業）、草地林地総合整備型及び耕作放棄地活用対策にあっては、平成23年度以降の新規採択は行わないものとする。

イ 当該補助の交付申請の申請等については、別に定める土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知)によるものとする。

区分	種目	工種及び整備内容	交付対象						補助率
			草地整備型		畜産担い手総合整備型			草地林地総合整備型	
			道営草地整備事業	公共牧場整備事業	飼料基盤集積整備事業	再編整備事業	水田地帯等担い手育成整備事業		
事業計画策定事業	(1) 事業実施計画策定	ア 事業実施計画策定 都道府県が行う草地畜産基盤整備事業実施計画の作成に要する経費	○	○	○	○	○	○	50%以内
基	(1) 草地整備改良	ア 草地整備改良 草地（輪作体系等の中で飼料生産を主体とした飼料基	○	○	○	○	○	○	50%以内 草地林地総合整備型に

本 施 設 整 備 事 業	盤として利用される土地を含む。)の整備改良(これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。)に要する経費							あつては55%以内
	イ 道路整備 草地 (アの整備に係る草地をいう。以下(1)において同じ。)の利用に必要な道路の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
	ウ 用排水施設整備 草地保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
	エ 雑用水施設整備 草地に係る経営に必要な水源取	○	○	○	○	○	○	

	水施設及び 導配水施設 の新設又は 改良に要す る経費						
(2) 関 連 草 地 造 成 改 良	ア 草地造成 改良 草地（飼 料畑を含 む。）の造成 又は改良 （これらの 土地の起土、 整地並びに 有機質資材、 土壌改良資 材及び牧草 種子の購入 及び散布を 含む。）に要 する経費	○	○	○	○	○	○
	イ 道路整備 草地（ア の整備に係 る草地をい う。以下(2) において同 じ。）の利用 に必要な道 路の新設又 は改良に要 する経費	○	○	○	○	○	○
	ウ 用排水施 設整備 草地の保全 又は利用に 必要な用排 水施設の新	○	○	○	○	○	○

	設又は改良に要する経費						
	エ 雑用水施設整備 草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○
(3) 草地等の基盤整備改良	ア 野草地整備改良 野草地の整備改良(牧草導入のための障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材、牧草種子の購入及び散布を含む。)のほか、野草地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○
	イ 放牧用林地整備 放牧用林地(木竹の			○	○	○	○



生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。)の造成又は整備（造林・除間伐並びに牧草導入のための障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。)のほか、放牧用林地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費

ウ 牧野樹林整備  
草地の保全、家畜の保護上必要な樹林の新設又は改良に要する経費

エ 家畜排せつ物還元用

○

○

○

○

○

○

○

○

○

<p>農用地造成 ・整備 家畜排せ つ物の還元 に必要な農 用地の造成 改良又は整 備改良に要 する経費</p>						
<p>オ 水質汚染 防止基盤整 備 牧場施設 等から排出 される汚水 を浄化する ために必要 な水質浄化 林・浄化水 路の造成整 備又は浄化 池・汚水処 理池等の整 備改良に要 する経費</p>		○	○	○		
<p>カ 防災施設 整備 草地（飼 料畑、野草 地、放牧用 林地及び牧 野樹林を含 む。）の造成 改良、整備 改良又は保 全上必要な 防災施設又 は樹林の新 設又は改良</p>	○	○	○	○	○	○

に要する経費						
<p>キ 施設用地 造成整備 牧場の管理経営を行うための基地となる畜産施設用地、牧場の持つ緑資源、景観を活用するために必要な牧場広場及び区分欄の利用施設整備事業の整備に伴い必要となる施設用地の造成整備（農業用施設の撤去を含む。）に要する経費</p>		○	○	○	○	○
<p>ク 鳥獣被害防止施設整備 草地、飼料畑、牧場施設等への鳥獣被害の防止に必要な施設の新設又は改良に要する経費</p>	○	○	○	○	○	○

利 用 施 設 整 備 事 業	(1) 農業施設整備	ア 隔障物整備 整備改良 又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地における家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	50%以内 草地 林地 総合整備型にあつては55%以内
		イ 家畜保護施設整備 整備改良 又は造成改良された草地（飼料畑を含む。）、野草地及び放牧用林地を利用する家畜の飼養に必要な家畜避難舎、増飼施設、当該家畜の看視及び保護に必要な看視舎等の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○	
		ウ 電気導入施設整備 施設等に 必要な電気	○	○	○	○	○	○	

を導入する 施設の新設 又は改良に 要する経費						
エ 用排水施設整備 農業用施設に必要な 用排水施設の新設又は 改良に要する経費	○	○	○	○	○	○
オ 雑用水施設整備 農業用施設に必要な 水源取水施設及び導配 水施設の新設又は改良 に要する経費	○	○	○	○	○	○
カ 飼料調製 貯蔵施設整備 整備改良 又は造成改良された草地、 野草地及び放牧用 林地の利用に必要な飼料 乾燥施設並びに飼料 貯蔵施設の新設又は改良 に要する経費	○	○	○	○	○	○
キ 飼肥料庫						

<p>整備  整備改良  又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を利用する家畜の飼養に必要な飼料の保管施設並びに管理に必要な肥料の保管施設の新設又は改良に要する経費</p>			○	○		
<p>ク 家畜排せつ物処理施設整備  家畜排せつ物を処理するために必要な施設の新設又は改良に要する経費</p>	○		○	○	○	○
<p>ケ 水質汚染防止施設整備  牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質汚染防止施設の新設又は改良に要する</p>		○	○	○		

経費						
コ 間伐材加工処理施設整備 間伐材を畜産的利用するために必要な加工処理施設の新設又は改良に要する経費				○		○
サ 衛生管理施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家畜の疾病予防又は衛生対策に必要な衛生舎、薬浴、牛舎等の施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○
シ 放牧馴致施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家	○	○	○	○	○	○

	畜の放牧馴致に必要なパドック、シェルター、草架等の施設の新設又は改良に要する経費						
	ス 防護柵整備 牧場、遊歩道等への来訪者の安全を図るための防護柵の新設及び改良に要する経費	○					○
	セ 環境保全施設整備 都市住民との交流及び緑資源の提供に供する施設の適切な利用と保全を図るための休憩所、便所、水飲場、ベンチ、展望施設、案内板、体験学習施設、ごみ処理施設等の新設、改良に要する経費	○					
(2)	ア 牧場用機						



農機具等導入	械施設整備 整備改良 又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な農機具、監視用家畜の導入に要する経費		○		○	○	○	
	イ 農具庫整備 整備改良 又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の管理利用に必要な農機具の保管施設の新設又は改良に要する経費				○	○		
	ウ 燃料庫整備 施設及び農機具等に必要な燃料の保管施設の新設又は改良に要する経費				○			

(2) 草地整備利用促進事業

ア 国は、本事業について次に掲げる表の工種に必要な経費の一部を、予算の

範囲内において、都道府県に対して補助するものとし、国庫補助の大要、補助率及び助成単価は、次のとおりとする。

- なお、助成単価は、別表に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業主体は、農業者の施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。
- イ 次に掲げる表の工種の欄(5)から(10)までにあつては、施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【】内に定める単価とする。
- ウ 当該補助の交付申請の手續等については、別に定める土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知)によるものとする。

工 種	整 備 内 容	補助率・助成単価
(1) 事業計画策定	都道府県が行う事業計画の作成(権利関係、基盤整備に関する調査・調整活動を含む。)に要する経費	50%以内
(2) 草地整備改良	草地の整備改良(これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。)に要する経費	50%以内
(3) 用排水施設整備	草地((2)の整備に係る草地をいう。以下(4)において同じ。)の保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	
(4) 雑用水施設整備	草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	
(5) 区画拡大	草地として利用する農地における畦畔除去及び勾配修正による区画拡大に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり12万5千円【10万5千円】</li> <li>・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であ</li> </ul>

		<p>って、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり10万5千円【8万5千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は、受益面積10アール当たり5万5千円【4万円】</li> <li>・畦畔除去のみの場合は、施工延長100メートル当たり3万円【3万円】</li> </ul>
(6) 暗渠排水	<p>草地として利用する農地における吸水渠(本暗渠管)の間隔が10メートル以下の暗渠管の新設に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり15万円【11万5千円】</li> <li>・バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり14万5千円【10万5千円】</li> <li>・トレンチ工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり10万円【8万5千円】</li> <li>・掘削同時埋設工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり7万5千円【5万5千円】</li> </ul>
(7) 湧水処理	<p>草地として利用する農地における湧水処理のための暗渠管の新設に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表土扱いを行う場合は施工延長100メートル当たり15万円【11万円】</li> <li>・表土扱いを行わない場合は、施工延長100メートル当たり14万円【10万円】</li> </ul>
(8) 客土	<p>草地として利用する農地における層厚10センチメートル以上となる客土に要する経費</p>	<p>受益面積10アール当たり11万5千円【6万5千円】</p>
(9) 除礫	<p>草地として利用する農地における除礫に要する経費</p>	<p>受益面積10アール当たり20万円【14万5千円】</p>

(10) 隔障物整備	整備された農地(5)～(9)の整備に係る農地をいう。)における家畜の放牧に必要な隔障物の新設に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気牧柵の場合は、受益面積1ヘクタール当たり25万円【19万円】</li> <li>・電気牧柵以外の場合は、受益面積1ヘクタール当たり21万円【18万円】</li> </ul>
------------	------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 第10の1の(1)及び(2)に係る補助率及び助成単価(事業計画策定は除く。)は、以下のとおりとする。

(1) 畜産担い手総合整備型の各事業を実施する場合にあっては、離島は、同表中「50%以内」とあるのは「55%以内」と、奄美群島及び沖縄県は、同表中「50%以内」とあるのは「2/3以内」とする。

(2) 草地林地総合整備型を実施する場合にあっては、離島は、同表中「55%以内」とあるのは「60%以内」とする。

(3) 畜産担い手総合整備型のうち耕作放棄地活用対策の実施地区にあっては、同表中「50%以内」とあるのは、「55%以内」とする。

(4) 草地整備利用促進事業を実施する場合にあっては、次のとおりとする。

ア 離島は同表中「50%以内」とあるのは「55%以内」と、奄美群島及び沖縄県は同表中「50%以内」とあるのは「2/3以内」とする。

イ 第10の1の(2)の表の工種の欄に掲げる区分(この別紙において「同区分」という。)の(5)から(10)までに応じ、受益面積(施工対象の農地面積。湧水処理にあっては施工延長。)に助成単価を乗じた額の合計とし、同区分(5)、(6)、(8)及び(9)は受益面積1アール未満、(7)は施工延長10メートル未満、(10)は受益面積1ヘクタール以上の農地であって10アール未満は切り捨てて算出することとする。

ウ 同区分(6)及び(7)にあっては、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり(工種の欄(7)にあっては施工延長100メートル当たり)1万5千円を加算するものとする。

エ 同区分の(6)に関して、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以上となる場合には、受益面積(A)を割り引いて助成額( $A \times 10 / L \times$  助成単価)を算出するものとする。

3 事業内容については、上記の表のほかに次に定めるところによるものとする。

(1) 草地整備改良、草地造成改良等

ア 通常の作業のほかに、特殊土壌のために、マサ抜き、心土破碎等を必要とする団地についてはその経済性を勘案し当該作業に要する経費(人夫費、機械施工料等)を補助の対象とする。

イ 除草に用いる除草剤及び抜根、除石に用いる火薬類の購入に要する費用は、現地の状況に応じ補助の対象とする。

ウ 土壤改良資材は、土壤の改良に要する石灰質資材（炭カル等）、燐酸質資材（溶性燐肥等及び草地用化成（農林水産省の登録銘柄に限るものとし、事業主体が独自に混合するものは含まない。))とする。

エ 有機質資材の購入及び散布に要する経費は、草地の造成及び整備改良時に、表土の確保が困難であり、又は腐食含有量が不足する場合に、補助の対象とするものとする。

オ 有機質資材は、肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第 2 条第 2 項に規定する特殊肥料又は汚泥を原料として生産される普通肥料のうち、品質表示又は保証票の添付のあるものに限ることとする。

カ 牧草種子は、品質証明を受けた優良牧草種子（原則として都道府県の定める奨励品種であること。）とする。

キ 飼料畑とは、青刈飼料作物、一年生牧草、飼料用根菜、飼料用果菜等飼料用作物を主として栽培する土地であって、飼料畑に対する種子の購入及び散布に要する経費は補助の対象としない。

ク 蹄耕法による草地造成改良に対する助成

草地開発整備事業において草地造成改良を蹄耕法によって行う場合の重放牧に必要な管理人夫の雇用に要する経費は、補助対象とする。

## (2) 道路整備

道路の改良とは、(a)曲線、勾配の修正を含む路線の位置の変更、(b)幅員の拡張、(c) (a)及び(b)の組合せ工事等道路の利用効率を本質的に高める工事をいい、敷砂利程度の路面改修のみの工事等は含まないものとする。

なお、地形等の条件で索道が必要な場合は、これを基本施設として補助の対象とする。

## (3) 利用施設整備事業

利用施設整備事業は、第10の表の工種及び整備内容の草地整備改良、草地造成改良、野草地整備改良及び放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、実施することができるものとする。

なお、補助対象範囲は、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。

## (4) 家畜保護施設整備

ア 家畜保護施設を整備（公共牧場は除く。）する場合にあつては、飼料自給率の向上率が事業採択時の現況値より10%以上となることが確実とみこまれ、かつ、市町村計画等の飼料自給率の現況値以上であること。

イ 家畜保護施設を整備にあつては、畜産物の需給動向に配慮するとともに、関係者等と十分調整を図るものとする。

ウ 家畜保護施設を整備に要する経費は、過大積算とならないよう留意するものとし、所得償還率の低減に努めるものとする。

エ 家畜保護施設を整備を行った場合は、家畜導入計画に基づき、家畜の導入を行うものとし、おおむね5年以内に家畜の導入の完了することが見込まれるこ

と。

(5) 飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入

飼料受託組織又は共同利用方式により、飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入を実施する場合にあっては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に留意するとともに、全ての利用者（公共牧場における整備を除く。）が第10の表の工種及び整備内容の草地整備改良、草地造成改良、野草地整備改良及び放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とする。

(6) 鳥獣被害防止施設整備

鳥獣被害防止施設の整備を実施する場合にあっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項の規定による被害防止計画との整合を図るものとし、第10の表の工種及び整備内容の草地整備改良（輪作体系は除く）及び草地造成改良と一体的に行う場合に限り、実施することができるものとする。

(7) 農機具等導入

農具庫整備及び燃料庫整備は、牧場用機械施設整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とし、過大整備とならないよう留意するものとする。

(8) 草地整備利用促進事業

ア 同一ほ場内において、同区分(2)及び(5)から(9)までを重複して実施はできないものとする。

イ 草地整備型及び畜産担い手総合整備型と併せて実施することはできないものとする。

ウ 同区分の(5)から(10)までについては、事業主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業主体は、農業者による施工（この別紙において「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

#### 4 融資

(1) 本事業に対する融資については、株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県については沖縄振興開発金融公庫資金）及び農業近代化資金の融資を受けることができる。

(2) 第8の2の事業実施計画の決定通知を受けた市町村は、(1)の融資を受けようとするものがあらかじめ予定されている場合は、(1)の融資の手続によるほか次に掲げるところによるものとする。

ア 市町村長は、事業実施計画に基づき、(1)の融資を受けようとする者について、別記様式第7号の様式により、次の事項を記載した計画書（この別紙において「資金計画書」という。）を作成し、都道府県知事に協議するものとする。

(ア) 農業経営の状況

(イ) 農業経営の改善計画

- (ウ) 取得を予定している農地等又は未墾地並びに整備を予定している施設等
- (エ) 必要資金の額及び調達方法
- (オ) 償還計画
- (カ) その他必要な事項

イ 都道府県知事は、アの資金計画書の内容を審査し適当と認めたときは、市町村長に通知するとともに、当該地区の事業実施計画の概要及び資金計画書に基づく資金所要額を株式会社日本政策金融公庫及び関係融資機関へ通知するものとする。

ウ 都道府県知事が資金計画書の内容を審査するに当たっては、あらかじめ、関係機関（株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等）との意見調整を行う等融資を受けようとする者への融資が円滑に行われるよう配慮するものとする。

## 第11 補則

### 1 本事業に係る国有林野の活用

本事業に基づく事業を実施するために必要な国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）その他関係諸法令及び国有林野の活用に関する通知の定めるところによるものとする。

### 2 農地流動化対策の活用

本事業の円滑な実施を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。この別紙において「農地中間管理事業推進法」という。）及び基盤強化法に規定する事業の積極的活用を図るものとし、その実施については、農地中間管理事業推進法及び基盤強化法その他関係法令の定めるところによるものとする。

### 3 家畜排せつ物の土地還元

本事業において、輪作体系の中で飼料基盤として利用される土地を草地の整備改良の対象とする場合にあつては、家畜排せつ物の土地還元に努めるものとする。

### 4 草地管理道路として必要な既設林道の整備の協議

実施計画の承認申請等において、草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあつては、林道管理者等との協議が整っているものとする。

### 5 補助事業等の実施に要する人件費の算定等

本事業のうち第10の表の事業内容欄の事業計画策定事業の実施に要する人件費については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。

### 6 農業者施工を行う場合

事業主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に加入させる等の対応を行うものとする。

## 第12 経過措置

### 1 農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付け農地C第500号農林事務次官

依命通知)又は畜産担い手育成総合整備事業実施要綱(平成16年3月30日付け15生畜第5007号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施してきた地区であって、本事業により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

- 2 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2199号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された事業が本事業に移行する場合における実施要件の取扱いについては、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱の例による。
- 3 特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振2242号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された事業が本事業に移行する場合における実施要件の取扱いについては、特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱の例による。
- 4 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された事業が、本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 5 地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された事業が本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 6 沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された事業が本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 7 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領別紙(番号3 草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第7の規定、特定地域振興生産基盤整備事業実施要領別紙(番号3 草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第7の規定、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙(番号6 草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第8の規定、地域自主戦略交付金交付要綱(番号11 草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第8の規定又は沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙(番号9 草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第8の規定に基づいて、平成24年度及び平成25年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本事業の実施に必要な資料の提出がされたものとみなすことができる。



## 別表

事業概要	農地の形状等	現場条件、使用工法	標準的な作業内容
区画拡大	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合で表土扱いを行わない	簡易整備工（ブルドーザ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）
		畦畔除去のみ	畦畔除去（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）
暗渠排水	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設	バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
		バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
		トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削（トレンチャ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
		掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入（同時埋設）、資材小運搬、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
湧水処理	本暗渠管（管径50mm～60mm）	表土扱いを行う場合	表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
		表土扱いを行わない場合	掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
客土	—	—	客土材運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土材散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）
除礫	—	—	除礫（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）
隔障物整備	—	電気牧柵の場合	主力柱打設（バックホウ）、中間柱打設（バックホウ）、電線設置、電気施設工
		電気牧柵以外の場合	主力柱打設（バックホウ）、中間柱打設（バックホウ）、有刺鉄線設置

注）標準的な作業内容のうち一部を農業者施工により行うことを想定している。

(採択申請様式)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長〕  
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

農業競争力強化農地整備事業（〇〇〇）採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号）第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
2. 農業競争力強化農地整備計画
3. その他

記

事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
草地畜産基盤 整備事業 (草地整備型)				ha	百万円	

(採択通知様式)

番 号  
年 月 日

事業採択通知書

都道府県知事 殿

〔農林水産省農村振興局長  
農林水産省〇〇農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
草地畜産基盤 整備事業 (草地整備型)				ha	百万円	

	県	地区
	作成年月	

( \_\_\_\_\_ 型) \_\_\_\_\_ 事業

畜産活性化計画書

〇〇地区

令和 年 月

〇〇県 (都道府県)

〈目 次〉

第1章 概 要

- 1 畜産活性化計画総括表
- 2 畜産経営の変化と農業農村整備の展望
- 3 畜産担い手育成の展望
- 4 対象事業の概要

第2章 地域畜産の概要

- 1 計画地域の概要
- 2 市町村の概況
  - (1)市町村の概要
  - (2)市町村における畜産振興等の目標

第3章 計画事項

- 1 畜産活性化の目標
  - (1)育成すべき畜産経営の姿

- (2)実現すべき農業構造の目標
- (3)畜産の生産性向上の目標
- (4) 担い手育成計画
- (5)農地の流動化計画(飼料基盤集積事業に限る。)
- (6) 土地利用計画
- (7) 家畜飼養計画
- (8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標
  - ①自給飼料の生産目標
  - ②飼料生産基盤の整備目標

- 6 関連事業計画
- 7 推進体制整備計画
- 8 その他必要な事項

畜産活性化計画区域図  
〇〇県〇〇地区



- (注) 1 第3章の土地利用構想に従って区分する。  
2 計画内容が分かる適当な縮尺とし、A4版折込みとする。

第1章 概要  
1 畜産活性化計画総括表

農政局名										
都道府県名	所在地	地区名	区域面積 (ha)			担当部 課 名				
						(TEL FAX )				
地勢及び社会経済条件						飼料生産基盤の整備状況				
営農状況										
農業構造の再編目標	現在				目標 (10年後)					
	農家戸数 (戸) 農用地面積 (ha) 飼料基盤面積 (ha) 家畜飼養頭数 経営面積 (ha) 農業所得 (千円)				農家戸数 (戸) 農用地面積 (ha) 飼料基盤面積 (ha) 家畜飼養頭数 経営面積 (ha) 農業所得 (千円)					
自給飼料生産計画	区分	需要量 (TDN) (A)	供給量 (TDN) (B)	差引過不足量 (TDN) (A)-(B)	外部依存量 (TDN)			飼料自給率 (B)/(A)	備考	
					その他粗飼料 (C)	濃厚飼料 (D)	計			
	現況	t	t	t	t	t	t	t	%	
計画	t	t	t	t	t	t	t	%		
道営草地	担い手育成の目標	現況担い手戸数 (A) (戸)	計画担い手戸数 (B) (戸)	計画 (B)/現況 (A) (10年後)		備考				
	整備事業・公共牧場	区分	活性化計画 区域面積 (ha)	農用地 (ha)					非農用地	その他
	現況		水田	普通畑	飼料畑	牧草地	その他	小計		
	計画									
整備事業	家畜飼養計画	現況家畜飼養頭数 (A) (頭)	計画家畜飼養頭数 (B) (頭)	戸数 (戸)		計画 (B)/現況 (A) (10年後)		対象事業完了後 (5年後)		備考
	事業管理計画	① (年～年)		② (年～年)		③ (年～年)		④ (年～年)		
飼料基盤集積整備事業	飼料生産基盤の流動化計画	項目	受益草地等面積 (A) (ha)	担い手の経営飼料基盤面積 (B) (ha)		同左① (%) (B)÷(A)		備考		
		現況	(ha)	(ha)		(5年後)				
		対象事業完了時	(ha)	(ha)		(10年後)				
		目標	(ha)	(ha)						
		現況担い手経営飼料基盤面積 (A) (ha)	計画担い手経営飼料基盤面積 (B) (ha)	戸数 (戸)		計画 (B)/現況 (A) (10年後)		対象事業完了後 (5年後)		※比率は、面積比による
		担い手等への土地利用集積方法	計 (ha)	個別農家	農地所有適格法人	生産組織	その他	備考		
		自己所有地								
		賃借権設定								
		経営受託								
		農作業受託								
その他	( )	( )	( )	( )	( )					
事業関連	家畜飼養計画	現況家畜飼養頭数 (A) (頭)	計画家畜飼養頭数 (B) (頭)	戸数 (戸)		計画 (B)/現況 (A) (10年後)		対象事業完了後 (5年後)		備考
	事業管理計画	① (年～年)		② (年～年)		③ (年～年)		④ (年～年)		
再編整備事業	飼料生産基盤の整備計画	山林	原野	採草放牧地	田	畑	計	備考		
		造成改良				( )				
		整備改良					( )			
		野草地整備					( )			
		放牧用林地整備					( )			
		その他計					( )			
事業関連	家畜飼養計画	現況市町村家畜飼養頭数 (A) (頭)	計画市町村家畜飼養頭数 (B) (頭)	戸数 (戸)		計画 (B)/現況 (A) (10年度)		対象事業完了後 (5年後)		備考
		うち担い手分 (A) (頭)	うち担い手分 (B) (頭)	戸数 (戸)		計画 (B)/現況 (A) (10年後)		対象事業完了後 (5年後)		備考
		事業管理計画	① (年～年)		② (年～年)		③ (年～年)		④ (年～年)	

(注1) 土地利用集積方法のその他の欄の ( ) は交換分合等を記入する  
(注2) 水田地帯等担い手育成整備事業及び草地林地総合整備事業は、再編整備事業関連欄に、草地整備利用促進事業は道営草地整備事業関連欄に記載すること。

2 畜産経営の変化と農業農村整備の展望

	現 況	計 画
経営形態		
経営状況		
生産基盤		

3 担い手育成の展望

--

4 対象事業の概要

事業名	地区名	採択年度	完了予定 年 度	受益面積	総事業費	(道営草地整備事業)	
						計画区域草地等面積	参加農家に占める担い手農家割合
		年	年	ha		ha	%

第2章 地域畜産の概要

1 計画区域の概要

① 計画区域の範囲

市町村名	関係集落	関係農協	関係面積	関係戸数

② 計画区域における畜産の概況

③ 対象区域の選定理由

2 市町村の概況

(1) 市町村の概要

(2) 市町村における畜産振興等の目標

① 振興計画及び指定地域の状況

(市町村名： \_\_\_\_\_、調査年度：令和 \_\_\_\_\_年度)

名称	対象地域	指定・許可年月日			内 容	備 考
		指定		許可		
		指定		許可		
		指定		許可		
		指定		許可		









② 飼料基盤利用集積の内訳  
現在

農作業主体	担 手 農 家 等								合 計	
	個別農家		農地所有 適格法人		生産組織		その他			
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定										
農作業受託										
その他（経営受託）										
計										

計 画（10年後）

農作業主体	担 手 農 家 等								合 計	
	個別農家		農地所有 適格法人		生産組織		その他			
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定										
農作業受託										
その他（経営受託）										
計										

③ 担い手別団地別の飼料基盤利用集積調整一覧表（飼料基盤集積整備事業に限る。）

担い手 農家 番号	地番	面積 (ha)	計画地目	所有農 家番号	面的集積方法 (ha)				
					所有権	賃借権	作業委託	経営委託	計

(注) 一覧表は担い手別に整理する。

④ 飼料基盤集積計画状況図（飼料基盤集積整備事業に限る。）

草地集積計画状況図

凡 例	
活性化計画区域	黒 〇 で囲む
担い手飼料基盤区域	黒 〇 〇 で囲む
担い手団地界	茶 〇 〇 で囲む
所有者	○
耕作者（による）	△
受託者（による）	□
所有権による集積	赤
賃借権等による集積	緑
農作業受託等による集積	黄
交換分合による移動	青

(注) 1 色分、記号、番号等で集積状況がわかるように作成する。  
2 計画内容が分かる適当な縮尺とし、A4版折込みとする。

(7) 家畜の飼養計画

区分	乳用牛			肉用牛			その他					
	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数
現況	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
増減	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

(注) 1 上段は市町村全体、下段( )書きは担い手分とする。なお、公共牧場の場合は上段を預託頭数とする。  
2 その他は、畜種毎に記入する。

(8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標

① 自給飼料の生産計画

5年後

(単位：t)

区分	需要量(TDN)(A)	供給量(TDN)(B)	差引過不足量(TDN)(A)+(B)	外部依存量(TDN)				飼料自給率(B)/(A)	備考
				公共草地(C)	その他粗飼料(D)	濃厚飼料(E)	計		
現況	t	t	t	t	t	t	t	%	
計画	t	t	t	t	t	t	t	%	
増減	t	t	t	t	t	t	t	%	

10年後

(単位：t)

区分	需要量(TDN)(A)	供給量(TDN)(B)	差引過不足量(TDN)(A)+(B)	外部依存量(TDN)				飼料自給率(B)/(A)	備考
				公共草地(C)	その他粗飼料(D)	濃厚飼料(E)	計		
現況	t	t	t	t	t	t	t	%	
計画	t	t	t	t	t	t	t	%	
増減	t	t	t	t	t	t	t	%	

② 飼料生産基盤の整備目標

	事業対象用地					目標整備量	事業計画
	山林	原野	採草放牧地	田	畑		
飼料生産基盤							
造成改良							
整備改良							
野草地整備							
放牧用林地整備							
その他							
農道							
用排水							

③ 農業用施設の整備目標

	現在	目標整備量
家畜保護施設		
家畜排せつ物処理施設		
飼料調製貯蔵施設		

6 関連事業計画

導入事業(資金)名	事業の内容	導入(予定)年度	完了(予定)年度	草地畜産基盤整備事業との関連(飼料生産基盤の面的集積との関連)	備考

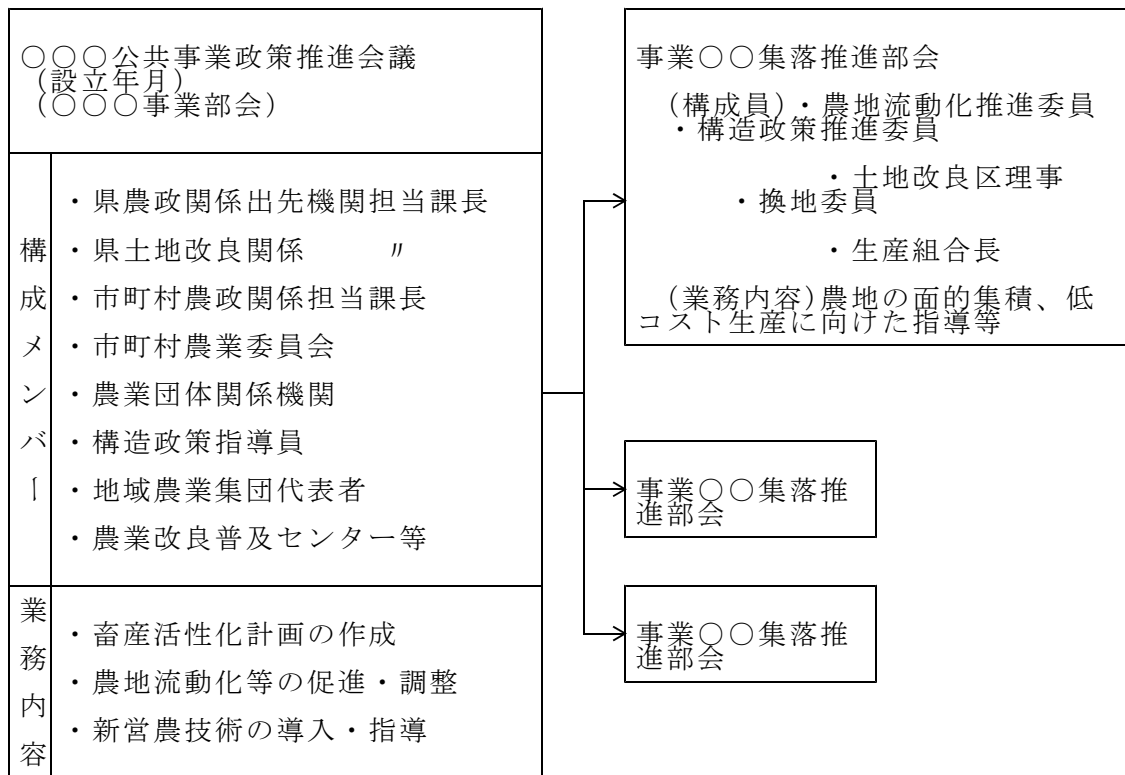
7 推進体制整備計画

事業の円滑な推進を図るための推進整備体制について、地区又は市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成する。

例

(市町村段階)

(集落段階)



8 その他必要な事項

別記様式第2号 (第6の3関係)

〇〇〇〇〇〇〇〇草地畜産基盤事業(〇〇型)  
〇〇事業実施地区選定申請書

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

市 町 村 長 ㊟

令和〇〇年度草地畜産基盤整備事業実施地区として下記地区を選定されたく、別紙調書を添えて草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき申請します。

記

- 1 地区名
- 2 所在地
- 3 事業の種類
- 4 別紙調書  
草地畜産基盤整備事業(〇〇型) 〇〇事業実施申請地区概況調書

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）  
 〇〇事業実施申請地区概況調書

- 1 地区名
- 2 所在地
- 3 事業の必要性と目的
- 4 総括表

（道営草地整備事業、公共牧場整備事業及び草地整備利用促進事業）

所在地	地区面積及び造成整備改良予定面積					豚換算頭数			事業参加資格者 (有・無)			備考
	地区面積	造成改良面積	整備改良面積	野草整備面積	その他面積	区分	地域	地区	区分	戸数	頭羽数	
	ha	ha	ha	ha		現況	頭	頭	計	戸	戸	
								( )	酪農	( )	( )	
									肉用牛	( )	( )	
						計画			〔 殖 育 豚 鶏 その他	( )	( )	
								( )		( )		
								( )		( )		
								( )		( )		

（飼料基盤集積整備事業）

所在地	飼料生産基盤の流動化計画					
	担い手等への土地利用集積方法	計 (ha)	個別農家	農業所有適格人	生産組織	その他
	自己所有地					
	賃借権設定					
	経営受託					
	農作業受託					
	その他	( )	( )	( )	( )	( )

（再編整備事業）

所在地	地区面積及び造成整備改良予定面積					豚換算頭数			事業参加資格者 (有・無)			備考
	地区面積	造成改良面積	整備改良面積	野草整備面積	その他面積	区分	地域	地区	区分	戸数	頭羽数	
	ha	ha	ha	ha		現況	頭	頭	計	戸	戸	
								( )	酪農	( )	( )	
									肉用牛	( )	( )	
						計画			〔 殖 育 豚 鶏 その他	( )	( )	
								( )		( )		
								( )		( )		
								( )		( )		

(水田地帯等担い手育成事業及び草地林地総合整備型)

所在地	地区面積及び造成整備改良予定面積					牛飼養頭数			事業参加資格者				備考
	地区面積	造成改良面積	整備改良面積	野草整備面積	その他面積	区分	地区頭数	区分	現況		計画		
									戸数	うち担い手数	戸数	うち担い手数	
	ha	ha	ha	ha		現況	頭	計酪農肉用牛 〔 殖 育 〕 その他	戸	戸	戸	戸	
						計画	頭		( )	( )	( )	( )	
									( )	( )	( )	( )	



5 関係市町村の概況

(1) 農家戸数

(令和 年 月現在)

区分 市町村名	経営規模別農家戸数						専業別農家戸数割合				経営形態農家戸数割合				農家率		備考
	50a未満 (5ha未満)	50a～ 1ha (5～ 10ha)	1～ 2ha (10～ 15ha)	2～ 3ha (15～ 20ha)	3ha 以上 (20ha 以上)	計	専業	兼業農家		計	畜産 専業	畜産 畑作	その他	計	農家戸数 全戸数		
	戸	戸	戸	戸	戸	戸		第1種	第2種							%	
							%	%	%	%	%	%	%	%	%		

- (注) 1 経営規模別農家戸数欄の ( ) 内は北海道についてのものである。  
 2 数市町村にわたる場合は、各市町村ごとに作成するとともに、その合計も記入すること。(以下に同じ。)

(2) 経営土地面積

(令和 年 月現在)

市町村名	区分	農用地面積						農用地に 対する草 地、飼料 畑及び輪 作畑の占 める割合	原野			山林			その他	合計	備考	
		草地	飼料畑	輪作畑	小計	その他	計		採草・放牧 する草地	採草・放牧 しない草地	計	採草・放牧 する草地	採草・放牧 しない草地	計				
	全数農家 1戸当り	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	%	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	

(3) 家畜の飼養状況

市町村名	区分 年度	乳用牛(2才以上のもの)				乳用牛(2才未満のもの)				肉用牛				〇〇				豚換算頭数		備考
		飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	1戸当り頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	1戸当り頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	1戸当り頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	1戸当り頭数	現況	計画	
	近年 最近 主要畜種	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	頭	頭	

- (注) 1 飼養農家率＝飼養戸数／全農家戸数  
 2 1戸当たり頭数＝飼養頭数／飼養戸数

(4) 関連事業実施状況等

農業経営基盤強化 促進法に基づく 市町村基本構想	策定の有無	有・無	策定年度	年度	摘要														
	樹立の有無	有・無	樹立年度	年度	計画期間	～年度	草地開発・ 整備計画	造成面積	整備改良面積	備考									
市町村酪農・肉用 牛生産近代化計画	飼養頭数の 目標	頭	乳用牛 頭	肉用牛 頭	飼料作物 作付面積 の目標	ha	普通畑 ha	牧草地 ha	その他 ha	所得額 の目標	千円	飼料自給 率の目標	%						
市町村農業 振興地域 整備計画	策定の有無	有・無	策定年度	年度	計画期間	～年度	摘要												
〇〇〇〇事業	指定年度	年度	事業期間	～年度	基幹作目														
土地改良事業 の実施状況	地区名	国・県 営の 別	事業着 手年 度	地区面積	農地造成面積 (受益面積)	主 要 作 目													
			年度	ha	ha														

(5) 市町村の財政状況

市町村名	歳入	市町村税	地方交付税	公営企業及び財源収入	分担金及び手数料	使用料及び手数料	国庫支出金	寄付金	繰入金	繰越金	雑収入	市町村費	合計	自主財政割合			備考	
														%				
	歳出	議会費	役場費	消防費	土木費	教育費	社会及び労働施設費	保健衛生費	産業経済費	財産費	統計調査費	選挙費	公債費	諸支出金	予備費	合計	産業経済費割合	備考
																	%	

6 地区の条件及び計画

(1) 立地条件

地区面積	交通の状況	地形	地質	標高	農耕期間の平均気温	無霜期間	傾斜度	水利用上の問題点	排水上の問題点	その他立地上の問題点
ha				m						

団地名	団地総面積	所有区分及び現況地目別面積				開発制限指定関係		利用期に達しない幼令林面積	開発整備に当たっての権利関係の整備方針	現在までの経緯の概要	開発整備に当たっての問題点
		所有区分	面積	現況地目	面積	指定の種類	面積				
	ha		ha		ha		ha	ha	うち草地利用権設定予定面積 ha		

- (注) 1 所有区分の欄は、国有林野（国有林野法第2条に掲げる土地）、開拓財産、その他の国有地、公有地、（地方公共団体有地）、共有地、組合有地、会社有地、社寺有地、個人有地等の区分を記入すること。
- 2 開発制限指定関係の種類は、各種保安林の指定、砂防法による指定、自然公園法による指定、文化財保護法による指定、国有林野の直営生産事業林、母樹林、見本林、系争地、適地選定基準外等の内容を記入すること。
- 3 草地利用権とは、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第7条に規定する草地利用権をいう。
- 4 現在までの概要の欄は、例えば開拓財産については買収期日、旧所有者、不用地処分手続の進捗等、国有林野については森林管理局関係の交渉の経緯及び農地中間管理事業等につき記入すること。

- 添付書類 1 位置図  
2 事業参加申出書の写し

〇〇〇〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業参加申出書

〇〇地区草地畜産基盤整備事業に関する事業への参加を希望しますので、〇〇〇の運用第〇の〇の規定により関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

年 月 日

県 郡 村大字 字 番地

氏 名 ④

記

1 申出者に係る経営の改善目標の概要

区分	営農類型	経営土地面積 (ha)					家畜飼養頭数 (頭 羽)				経営移転の有無		経営土地の取得希望面積 (ha)	備考
		田	畑			計	乳牛	肉用牛	豚	鶏	有	無		
現在														
計画														
増減														

2 申出の対象たる土地の表示及びその土地の所有者

市町村名	大字	字	番地	台帳地目	現況地目	用途	面積 (ha)	所有者	
								住所	氏名又は名称

3 申出の対象たる農用地の表示及びその農用地の耕作者等

市町村名	大字	字	番地	台帳地目	現況地目	用途	面積 (ha)	耕作又は養畜の業務を営む者		
								権利の種類	住所	氏名又は名称

4 申出の理由

5 その他必要な事項

(備考)

1. 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
2. 草地畜産基盤整備事業の運用第6の3に関する書面及び飼料自給率確認表を添付すること。

(様式例)

**飼料自給率確認表**

**1 参加経営体データ**

地区名	
市町村名	
事業参加経営体名	
営農形態	

**2 飼料基盤概要**

	現況	計画
草地(既存)	ha	ha
草地(整備)	ha	ha
草地(造成)	ha	ha
草地(他集積)	ha	ha
草地(集積→整備)	ha	ha
飼料畑(既存)	ha	ha
飼料畑(整備)	ha	ha
飼料畑(造成)	ha	ha
飼料畑(他集積)	ha	ha
飼料畑(集積→整備)	ha	ha
水田(WCS)	ha	ha
水田(稲ワラ)	ha	ha
	ha	ha

**3 自給率計算書**

**(1) 養分(TDN)要求量**

	乳用牛				肉用牛				必要TDN 合計(t)
	区分	頭数 (頭)	TDN(1頭1日) (kg)	年間必要TDN (t)	区分	頭数 (頭)	TDN(1頭1日) (kg)	年間必要TDN (t)	
		a	b	c(a×b)×0.365		A'	B'	C'(A'×B')×365	c+C'
現況	成牛				成牛(繁殖牛)				
	育成牛				育成牛				
	子牛				子牛				
計					肥育牛				
計画	成牛				成牛(繁殖牛)				
	育成牛				育成牛				
	子牛				子牛				
計					肥育牛				

注:集積等は、特定できる資料を提示。

注1:1頭当たりTDN(kg)は、直近の日本飼養標準等を用い、別途県等で定めている数値を使用する場合は、その資料を添付すること。  
注2:頭数は事業計画の頭数を記載すること。

**(2) 養分(TDN)供給量**

	作物名	作付面積	単収	総収量	TDN含有率	TDN収量	備考 (特記事項)
		(ha)	(t/ha)	(t)	(%)	合計(t)	
		a	b	c(a×b)	d	e(c×d)	
現況	草地(既存)						
	草地(整備)						
	草地(造成)						
	草地(他集積)						
	草地(集積→整備)						
	飼料畑(既存)						
	飼料畑(整備)						
	飼料畑(造成)						
	飼料畑(他集積)						
	飼料畑(集積→整備)						
計画	草地(既存)						
	草地(整備)						
	草地(造成)						
	草地(他集積)						
	草地(集積→整備)						
	飼料畑(既存)						
	飼料畑(整備)						
	飼料畑(造成)						
	飼料畑(他集積)						
	飼料畑(集積→整備)						
	水田(WCS)						
	水田(稲ワラ)						

注1:TDN含有率は、直近の日本飼料成分表等を用い、別途県等で定めている数値を使用する場合は、その資料を添付すること(目標値は使用しない)  
注2:単収は、県の指標等を用い、その根拠となる資料を添付すること。  
注3:混播牧草や、再生草を利用する場合は、単収及びTDN含有率の根拠となる資料を別途添付すること。

**(3) 自給率**

	要求量 (TDNt)	供給量 (TDNt)	自給率 (%)
	a	b	b/a
現況(繁殖)			
計画(繁殖)			
向上率			
現況(肥育)			
計画(肥育)			
向上率			
現況(酪農)			
計画(酪農)			
向上率			
現況			
計画			
向上率			

**4 市町村酪肉近代化計画概要**

市町村名	営農類型	自給率(%)	
		現況	計画
	繁殖		
	肥育		
	酪農		

**5 家畜頭数増加率、飼料基盤集積率**

	家畜頭数	土地集積率
現況		
計画		
増加率(%)		

**6 造成・整備面積**

	草地	飼料畑	計
造成			
整備			

別記様式第4号（第6の4関係）

県 作成年月	地区
<p>○○○○○○○○○○</p> <p>草地畜産基盤整備事業</p> <p>(○○型) ○○○○事業</p> <p>○○地区</p> <p>令和 年 月</p> <p>○○県（都道府県）</p>	

目 次

〇〇〇草地畜産整備事業実施計画概要（〇〇〇型）〇〇〇〇事業	.....
第1章 目 的	.....
第2章 地域の概要	.....
第1節 地区の所在地	.....
第2節 一 般 概 況	.....
第3節 地域の農業概況及び動向	.....
第4節 地域の畜産概況	.....
第5節 土地利用現況	.....
第6節 主要農畜産物販売額	.....
第7節 家畜飼養変遷状況	.....
第8節 その他	.....
第3章 地区の現況等	.....
第1節 地区の沿革	.....
第2節 農家戸数	.....
第3節 農家経営現況	.....
第4節 土地の権利関係等	.....
第5節 土地の現況	.....
第6節 草地の現況	.....
第7節 気象概況	.....
第8節 水利現況等	.....
第9節 道路現況	.....
第4章 事 業 計 画	.....
第1節 事業の目的	.....
第2節 事業の必要性及び目標	.....
第3節 農家経営改善計画	.....
第4節 土地利用計画	.....
第5節 家畜飼養計画	.....
第6節 草地管理利用計画	.....
第7節 生産計画	.....
第8節 環境保全計画	.....
第9節 その他	.....
第5章 全 体 事 業 計 画	.....
第1節 事業費総括表	.....
第2節 負担額総括表	.....
第3節 全体事業計画の内容	.....
第6章 公共牧場管理計画（公共牧場整備事業のみ）	.....
第1節 管理経営の基本方針	.....
第2節 施設管理計画	.....
第3節 農家経営改善計画	.....
第4節 資金計画	.....
第5節 牧場管理機構	.....
第6節 牧場運営計画	.....
第7節 当該牧場における利用農家の範囲	.....
第7章 事業費参加予定者等	.....
第1節 事業参加予定者総括表	.....
第2節 事業参加予定者戸別明細表	.....
第3節 受益面積	.....
第8章 事業費負担計画等	.....
第1節 事業費負担区分	.....
第2節 経営体別投資額	.....
第3節 資金計画	.....
第9章 事 業 効 果 等	.....
第10章 添 付 書 類	.....
1 添 付 図	.....
2 積算資料、参考資料等	.....

000 草地畜産基盤整備事業（草地整備型）道営草地整備事業 調査計画概要

地区名	( ) 所在地		受益地域概要		自然条件	標高	地形	地質	土壌	植生	気象				
事業主体	北海道		調査計画期間	事業実施期間	~	m					平均気温	降水量			
基本構想					草地	放草	不陸地		排根線		重粘土		泥炭土		
					面積	収量	団地数	面積	カ所数	面積	団地数	面積	団地数	面積	
受益農家の経営改善計画					ha	t	ha		m		ha		ha		
	区分	田	普通畑	うち 輪作畑	飼料畑	牧草地	耕地計	野草地	農用地 計	山林	原野	その他	合計		
	現況	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		
	計画														
	市町村名	農用地				山林				原野				その他	
	農家戸数	田	普通畑	飼料畑	牧草地	その他	計	山林	原野	その他					
	年度	乳用牛				肉用牛				馬		豚		摘要	
	頭数	戸数	戸当たり	頭数	戸数	戸当たり	頭数	戸数	頭数	戸数					
	計画	#DIV/0!				#DIV/0!									
	将来の目標	目標年度	家畜の種類		飼養頭数		飼養戸数		戸当頭数		年増率		摘要		
現況		乳用牛						#DIV/0!							
計画		肉用牛						#DIV/0!							
現況								#DIV/0!							
計画								#DIV/0!							
受益農家の経営改善計画	区分	経営土地面積 (ha)				飼養家畜(頭)				畜産所得	追加投資額	追加投資償還年額			
現況	田	普通畑	うち 輪作畑	飼料畑	牧草地	小計	その他	計	乳牛	肉用牛	馬	計	千円	千円	千円
計画															
増減															
土地の権利関係	地区面積 (受益草地面積)		所有区分別面積				土地権利関係の概要		開発制限等指定状況						
	( ha)		所有者		面積										
事業効果	増加純益額		妥当投資額		総事業費		投資効率								

(注) 1 地区欄の( )内には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。

2 内畜割合の欄には、当該地区の家畜飼養頭数を概換算し、それに占める内畜の割合を記入すること。

3 受益戸数の( )は、担い手農家数を記入すること。

(1 地方事務費5%含む。)





ふりがな 地区名	( )	所在地	事業主体		計画策定期間 事業実施期間		年度 年度		事業種目			全体				
牧場名		管理主体			～		年度		区分	種目	工	種	事業量	事業費 (千円)		
牧場設置事業名	-	設置事業完了年度	-	牧場の利用目的	-											
(整備計画の基本構想)																
振興計画等の指定状況			自然条件			土地の権利関係						事業種目			全体	
計画等の名称			指定年月	標高	地形・地質	気温	平均気温	現在の土地所有状況			造成整備 面積(ha)	土地権利 調整の要	使用収益 する権利	事業量		事業費 (千円)
								牧場有地(ha)	借地(ha)	計(ha)						
畜産振興計画																
土地利用計画																
家畜飼養計画																
夏期飼養頭数																
冬季飼養頭数																
増加純益額(千円)																
妥当投資額(千円)																
総事業費(千円)																
投資効率																
内畜割合																
備考																
その他諸経費																
合計																
関連事業計画																
年度別事業計画																
負担区分																
金額																
比率																
金額																
合計																

※計画概要図を略図により添付すること。

(注) 1 地区名欄の( )内には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。  
2 所在地の欄には、事業地区の所在する市又は、郡、町村名を記入すること。  
3 整備計画の基本構想の欄には、地域の特色、現在の状況等から踏まえ、事業の目的、基本構想について記入すること。  
4 畜産振興計画の概要の欄には、各市町村別計画から転記し、( )内に当該計画の作成基準年を記入すること。  
5 家畜飼養計画の欄には、当該牧場によるものとし、計画は、牧場経営の安定年次によること。  
6 牧場利用農家の範囲の欄には、道内は市町村別、道外は都道府県別に記入し、計画は牧場経営の安定年次によること。  
7 内畜割合の欄には、当該地区の家畜飼養頭数を豚換算し、それに占める内畜の割合を記入すること。  
8 事業計画の欄には、事業実施計画を事業種目毎に記入し、その他諸経費については、測量設計費、用地及び補償費、工事雑費等であり附帯事務費は含まない。  
9 関連事業計画の欄には、本事業の実施地域に関し、本事業と一体的に実施する計画であるものについて記入すること。  
10 年度別事業計画の欄には、事業実施計画について総事業費及び年度ごとの事業費とその割合を記入すること(事務費を含まない)。  
11 負担区分の欄には、事業費、事務費別とし、関連事業は、[ ]で外数として記入すること。  
12 土地利用計画の欄の( )は、事業参加農家の面積を記入する。

〇〇〇草地畜産基盤整備事業(畜産担い手総合整備型)飼料基盤集積整備事業 実施計画概要

地区名		所在地		事業主体		計画策定期間		事業実施期間		基本構想																
自然条件		標高	地形	地質	土壌	植生	気象		受益地域の概要																	
		m					平均気温	降水量																		
		草地	牧草	不陸地	排根線	重粘土	泥炭土																			
		面積	収量	団地数	力所数	団地数	団地数																			
		ha	t																							
土地利用計画		区分	田	普通畑	うら 輪作畑	飼料畑	牧草地	耕地計	野草地	農用地計	山林	原野	その他	合計	関係市町村概要											
現況			ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	市町村名 農家戸数 農用地(ha) 田 普通畑 飼料畑 牧草地 計 山林 原野 その他 ha ha ha											
計画																										
家畜飼養計画		区分	乳用牛			肉用牛			馬	その他	内畜割合	受益戸数	年度(RO) 乳用牛 肉用牛 馬 豚 摘要													
現況			成牛	育成牛	計	肉用種	乳用種	計	頭	( )	%	戸	頭数 戸数 戸当り 頭数 戸数 戸当り 頭数 戸数 頭数 戸数													
計画																										
受益農家の経営改善計画		区分	経営土地面積(ha)						家畜飼養頭数(頭)				畜産所得	追加投資額	追加投資償還金額	将来の目標 目標年度 家畜 飼養頭数 飼養戸数 年増率 摘要										
現況			田	普通畑	うら 輪作畑	飼料畑	牧草地	その他	計	乳牛	肉用牛	馬	計	千円	千円	千円										
計画																										
増減																										
土地の権利関係		地区面積(受益地面積)			所有区別面積			土地権利関係の概要				開発制限等指定状況				地域指定の状況										
					所有者																					
関連事業		事業名		事業期間		事業内容				受益戸数等																
事業効果		増加純益額		妥当投資額		総事業費				投資効率																
		千円		千円		千円																				

(注) 1 地区欄の( )には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。  
 2 内畜割合の欄には当該地区の家畜飼養頭羽数を概換算し、それを占める内畜の割合を記入すること。



〇〇〇草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）再編整備事業 実施計画概要

地区名	所在地	事業主体	計画策定		事業の区分						
			事業	年	再編整備事業						
目的					区分	種目及び工種		事業量	事業費	備考	
地域概況	市町村名					基本施設整備事業	(1)草地整備改良				
実施地域の概要	市町村名	農家戸数(戸)			営農用地(ha)						
		専業	第1種兼業	第2種兼業	計	田	畑			採草放牧	計
畜産振興計画	市町村名	乳牛		肉用牛		豚		鶏		豚換算頭数	
		頭数	戸数	戸当り頭数	頭数	戸数	戸当り頭数	頭数	戸数	戸当り頭数	頭数
事業対象用地の概要	現況地目	全地面積(ha)	現在の土地所有状況(所有権別面積)単位:ha			今後の土地開発整備利用計画(ha)				その他用地	
		個人	公社	町・国	面積	造成改良	整備改良	野草地	整備面積		
事業参加資格者の概要	経営体数	乳牛		肉用牛		豚		鶏		豚換算頭数	
		頭数	戸数	戸当り頭数	頭数	戸数	戸当り頭数	頭数	戸数	戸当り頭数	頭数
担い手概要	区分	事業参加畜産経営体数		豚換算頭数		集積概土地等		草地の集積等		経営移転等	合計
		うち認定農業者	うち認定農業者	頭	頭	ha	ha	ha	ha		
事業期間	事業	年						事業効果	所得償還率		
事業計画	事業	年						測量設計費	合計		
年度	事業費	うち国費	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度		
		うち国費	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度		
年度	事業費	うち国費	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度		
		うち国費	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度		

肉用牛の( )は乳肉複合経営で外数

- 所在地は、事業地区の所在地を記入すること。
- 事業の区分及び地域概況については、該当事項を( )で囲むこと。なお、市町村数が複数の場合は、市町村ごとの該当事項が明確になるよう( )の下に市町村名を記入すること。
- 目的の欄については、地域農業の特色及び開発整備基本構想について記入すること。
- 実施地域の農家の概要については、関係市町村について記入する。
- 事業対象用地の概要の全地面積については、当該事業に関係する面積のすべてについて記入し、また、現在の土地所有状況については、主たる所有者の区分を記入すること。  
なお、造成改良、整備改良及び野草地整備面積の( )には、草地の集積等に係る面積又は畜産経営の移転等に係る面積を記入すること(集積土地等の概要欄についても同じ)。
- 事業参加資格者の概要の経営体数(農地所有適格法人を含む場合にあっては、その構成員を加えた数)に地方公共団体、農業協同組合、畜産公社等の団体が含まれる場合には( )書で内数として記入すること。また当該地区で飼養される豚換算頭数は計画頭数がおおむね3,000頭以上(中山間地域にあっては、1,500頭以上)となること。  
なお、豚換算頭数欄の( )には、肉畜割合を記入すること。
- 担い手等の概要は、事業参加畜産経営体数及び担い手の戸数並びにその割合又はそれぞれの経営体に係る家畜頭羽数

換算法の頭数及びその割合を現況と計画別に記入すること。この場合、計画豚換算頭数の割合がおおむね2分の1以上となること。

- 8 年度別（事業費）については、（ ）に国費を記入すること。
- 9 事業効果は、事業効果指数を記入すること。
- 10 所得償還率は、営農類型別計画の所得償還率を記入すること。

〇〇〇 草地畜産基盤整備事業 草地整備利用促進事業 実施計画概要

地区名		所在地		調査計画期間		事業実施期間		～		自然条件	気象		植生								
事業主体											平均気温	降水量									
基本構想										受益地域概要	標高	地形	地質	土壌							
											草地面積	放牧面積	不陸地	排気線	重粘土	泥炭土					
土地利用計画	区分	田	普通畑	うち輪作畑	飼料畑	牧草地	耕地計	野草地	農用地計	山林	原野	その他	合計								
	現況	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha								
	計画																				
														市町村名	農家戸数	農用地				山林	原野
受益農家の経営改善計画	区分	乳用牛			肉用牛			馬	その他( )	内畜割合	受益戸数										
	現況	頭	頭	計	頭	頭	計	頭	頭	(%)	戸										
	計画										戸										
受益農家の経営改善計画	区分	経営土地面積 (ha)										飼養家畜(頭)		畜産所得	追加投資額	追加投資償還年額					
	現況	田	普通畑	うち輪作畑	飼料畑	牧草地	小計	その他	計	乳牛	肉用牛	馬	計	千円	千円	千円					
受益農家の経営改善計画	地域指定の状況															関連事業					
	現況															事業名	事業期間	事業内容	受益戸数等		
受益農家の経営改善計画	増減															事業効果					
	地区面積 (受益草地面積)															年便益額 (千円)	総便益 (千円)	総費用 (千円)	総費用総便益比		
受益農家の経営改善計画	所有区分別面積																				
	所有者																				
受益農家の経営改善計画	土地権利関係の概要																				
	( ha )																				

(注) 1 受益戸数の（ ）は、担い手農家数を記載すること。  
 2 内畜割合の欄には、当該地区の家畜飼養頭数を概換算し、それに占める内畜の割合を記入すること。

〇〇地区

番号	工程	全体事業計画		資金計画(千円)					実施年度計画					備考	関連番号
		事業費	総事業費(千円)	補助率	国費	都道府県費	市町村費	受益者	RO	RC	RO	RO	RO以降		

(注) 1 定額助成の工種を選択した場合は、補助率欄に単価を記入する。  
 2 年度計画の上段には施工量、下段には事業費を記入する。  
 3 隔隣物整備を施工する場合は、放牧期間、放牧予定頭数、乳肉の区分を備考欄に、関連する工程の番号を関連番号欄に記入することとする。

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業 〇〇地区

・必要性、緊急性、効果（3～5行程度で定量的指標を用いて記載すること。）

1 目的：

2 関係市町村：

3 事業主体：

4 事業実施期間：令和 年度～令和 年度

5 総事業費： 千円（うち国費 千円）

6 受益面積： ha

7 整備内容：

事業実施による効果

	現況→	計画

位置図

事業の必要性

※ イラスト、写真、フローチャートなどによりわかりやすく作成すること。

事業の概要・事業の効果

※ イラスト、写真、フローチャートなどによりわかりやすく作成すること。

第1章 目的

第2章 地域の概要

第1節 地区の所在地

〇〇県〇〇郡〇〇町村………注) 〇〇市他何カ町村とはしないこと。

第2節 一般概況

1 概要

(地域の位置、風土、経済地帯別区分及び他産業等についての特色を簡潔に記述する。)

2 産業別戸数及び人口

市町村名	年次	戸数									人口		備考	
		総戸数	農業	林業	水産業	鉱業	工業	商業	公類サービス	その他	総人口	農業人口		
	〇〇年													資料名
	最近年													

(注) 年次は少なくとも2の年次をとることとし、最近年とそれに最も近い国勢調査年次とする。

3 主要産業別生産額

市町村名	総額	第1次産業		第2次産業		第3次産業		畜産物		備考
		金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	第1次産業との割合	
	千円									

(注) 年次の取扱いは、2と同様とする。

第3節 地域の農業概況及び動向

- 1 関係市町村の農業の特色及び振興方針
- 2 関係市町村の農業の動向

項目 区分	農 家				経営土地面積 (ha)				主要作物作付面積 (ha)				主要家畜頭数 (頭、千羽)						
	年度 区分	(A)	(B)	(C)	年度 区分	(A)	(B)	(C)	年度 区分	(A)	(B)	(C)	年度 区分	(A)	(B)	(C)			
		年度	年度	年度		年度	年度	年度		年度	年度	年度		年度	年度	年度	年度	年度	年度
変化の 状況	農 業 家 数	専 業	(100)		耕 地	田	(100)		飼 料 作 物	(100)			乳 用 牛	(100)					
		第1種兼業	(100)			畑	(100)				牧 草	(100)				肉 用 牛	(100)		
		第2種兼業	(100)			計	(100)					馬 鈴 薯		(100)				馬	(100)
		計	(100)				草 地	(100)						ビート	(100)				豚
	農業従事者数	(100)			そ の 他 農 用 地	(100)			豆 類	(100)			鶏	(100)					
変化の理由																			

- (注) 1 変化の状況の各欄は、現在（最近年）を（C）、最近時農業センサスを（B）、さらにその直前に行われた農業センサスを（A）として、それぞれの実数を上段に記載し、下段（ ）内に（A）年度を100とした（B）年度、（C）年度の指数を記入すること。  
 2 経営土地面積の草地とは、採草地、放牧地、永年草地という。  
 3 変化の理由の欄には、主たるものについて簡潔に記入すること。

第4節 地域の畜産概況

- 1 関係市町村の畜産の特色  
(関係市町村の酪農・肉用牛生産近代化計画等を中心に記入すること。)
- 2 産業別戸数

市町村名	総 戸 数	農 業	林 業	水産業	鉱 業	工 業	商 業	そ の 他	備 考
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	
	( 100%)	( 100%)	( 100%)	( 100%)	( 100%)	( 100%)	( 100%)	( 100%)	

- (注) 1 市町村別に最近の既存資料により記入すること。  
 2 計画対象地域全市町村について記入すること。

- 3 家畜飼養規模別飼養戸数  
家畜種別 ○ ○ ○

( 年 月 日現在)

市町村名	計	子 畜 の み	成 畜 頭 数 規 模								頭 数	戸当頭数	備 考	
			1～ 2頭	3～ 4頭	5～ 6頭	7～ 9頭	10～ 14頭	15～ 19頭	20～ 29頭	30～ 49頭				50頭 以上
			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	頭	頭	
計														

- (注) 1 最近年について記入のこと。  
 2 当該地域の計画において採りあげている家畜について作成のこと。  
 3 上表の規模別区分は事例であり、家畜の種別に応じて区分欄を作成すること。

- 4 畜産物出荷の動向

市町村名	年 次	生 乳			家 畜													
		飲用乳 等向け	乳製品 等向け	計	肉 用 牛				子 牛			豚		鶏		鶏 卵	備 考	
					肉用牛	乳用種 肥育牛	乳産牛	計	肉用牛	乳用牛	肥 育 素 牛	成 豚	子 豚	成 鶏	ブロー ラー			
		t	t	t	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	百羽	百羽	t	
計																		

- (注) 1 地域の所在する関係市町村の合計について記入のこと。  
 2 農林統計、農協等の資料により作成のこと。

5 主要畜産施設の現状

( 年度)

施設名	所在地	規模	能力	最近年の稼働状況	備考

- (注) 1 地域の所在する関係市町村内にある主要畜産施設(例えば、育成牧場、家畜市場、と畜場、クーラーステーション、食肉処理施設、飼料中継基地等)について作成すること。  
 2 規模は、例えば育成牧場であればその面積、能力は収容可能頭数、最近年の稼働状況は、実育成頭数を記入すること。

第5節 土地利用現況

市町村名	農用地									山 林				原 野				その他	合計	既造成改良草地			備考			
	耕 地				肥培管理しない牧草地	野草地	採草放牧する山林	一戸当り	総面積	国有	公有	私 有		総面積	国有	公有	私 有			有草地	その他	計				
	田	畑	計	1戸当り								個人所有	その他				個人所有							その他		
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	

- (注) 1 センサス、土地台帳により記入すること。  
 2 計画対象地域全市町村について記入すること。  
 3 原野の私有その他の欄は、農協有、その他法人有、部落有(代表者の記名共有を含む。)等のものを記入すること。

第6節 主要農畜産物販売額

市町村名	米	麦類	馬鈴薯	豆類	特用作物	その他農産物	畜 産 物						合計	備考	
							総額	牛乳	牛(個体)	豚	鶏	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

- (注) 1 既存資料又は聞き取り調査により記入すること。  
 2 計画対象地域全市町村について記入すること。  
 3 販売額が不用の場合は生産額を記入すること。

第7節 家畜飼養変遷状況

市町村名	調査年月日	乳 用 牛				戸数	肉 用 牛			戸数	馬		めん山羊		豚		鶏		参考
		頭 数			計		頭 数		計		頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	
		2才以上	2才未満	計			肉用種	乳用種											
		頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	

- (注) 1 センサスその他の既存資料により記入し、分類不明なものは「計」のみでも記入すること。  
 2 原則として計画対象地域全市町村について記入するものとするが、例えば計画対象地域が広範囲の場合には計画対象地域の合計および主要市町村についてのみ記入すること。  
 3 H12年、H17年、H22年および最近3年間について記入すること。  
 4 去勢牛は「おす」に算入すること。  
 5 頭数欄の( )内には、1戸当たり飼養頭数、戸数欄の( )内には飼養農家率を記入すること。

第8節 その他

1 地域指定等の状況

市町村名	農業振興計画		市町村酪農・肉用牛生産近代化計画				集約酪農地域	各 地 域 指 定								地域森林計画	
	指定年度	担い手事業対象地域の指定の現状	計画樹立年度	目標年度	目標飼養頭数	草地飼料畑造成改良計画	指定年度	振興山指定	過疎地域指定	離島指定	半島指定	指定年度	市町村名	指定年度	市町村名	(内容)	計画年度及び計画区分

- (注) 1 農業振興計画欄の再編整備型事業対象地域の指定の現状欄には、農用地区域に区分されている場合には農用地区域と記入し、その他の





4 経営収支

( 年度)

区 分	農 業 粗 収 入				経 営 支 出				農家所得	備 考
	農産収入	畜産収入	農外収入	計	農 産	畜 産	農 外	計		
地域全体 戸当たり	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

第4節 土地の権利関係等

1 土地の権利関係

地区面積	事業着手前 の土地所有		事業着手前の所有権以外の 権原による使用収益権			事業申請 予 定 者	申請予定 者が当該 土地につ いて有す る権利	権利調整 の概要	開 発 制 限					備 考
	所有者	面積	使用権 益 者	使用収益 権の種類	面積				開発制限 の種類	開発制限 の内容	面積	許 可 見 込	許可条件 見 込	
ha		ha			ha						ha			

(注) 1 土地台帳等から土地所有関係を明らかにし、土地所有区分をできるだけ細分して記入すること。例えば国有地は、開拓財産、国有林その他国有地に区分すること。

2 開発制限の種類欄には、国立公園法による指定地域、文化財保護法による指定地域、水源かん養保安林の指定地域等の別を記入すること。

2 開発制限等

関係団地名	開発制限の 種 類	開発制限の 内 容	開発制限の 面 積	許 可 等 見 込	許可等条件 見 込 み	調整の概要	代替施設計画 種類数量構造
			ha				

(注) 開発制限等の種類には、国立公園、国定公園等の他、保安林等と区分する。また、漁業権、鉱業権等についての調査調整の結果についても本表に必要事項を記入すること。

第5節 土地の現況

団地名	地形標高 (最高最低)	地質	土 壤	面 積 (農用地造成)	土 地 の 現 況							草 地 分 級					
					牧草地	飼料畑	野草地	田	普通畑	樹園地	山林原野	その他	1級	2級	3級	4級	主要制限因子

(注) 1 普通畑には、飼料畑を含めないこと。  
2 草地分級については「草地開発事業計画設計基準」によること。

第6節 草地の現況

地区名	牧草地 面積	牧草収量	不 陸 地		排 根 線			重 粘 土		泥 炭 地		石 礫 地		備 考
			団地数	面積	力所数	延長	面積	団地数	面積	団地数	面積	団地数	面積	
	ha	kg/10a		ha		m	ha		ha		ha		ha	

第7節 気象概況

(観測機関 標高 位置)

月	気 温 ℃			降水量	平均風速 (m/s)	特殊気象			無 霜 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	9 時	最 高	最 低			区 分	数 量	年 月 日		初 終	年 月 日
1 月 2 月						最大日 雨 量	mm			初 終	年 月 日 年 月 日
11 月 12 月 年平均						最大時 間雨量				根 雪 期 間 最大積雪深	年 月 日 年 月 日
期 間									最 大 風 速 最大連続早天日数	m/s	年 月 日 日 年 月 日 ~ 月 日

(注) 1 最寄の観測機関の既存資料(おおむね過去10年間のもの)に基づき記入すること。



農家経営改善計画（その2）

管理 経営 予定者	当該草地に依存する家畜又は牧草						牧 場 経 営						資 金 計 画				備考			
	家 畜			牧 草			粗収入	生 産 費			後継者の有無	作 業 時 間 短 縮		投資額 全体事業費	借入金 金額	借入金の 年償還額		所 得 償還率		
	区分	頭数	飼養 期間	種類	数量	うち 飼料費		うち 家族労働費	所得	面積		頭数	最大			平均		最大	平均	
																				区分
A	現在				kg	千円	千円	千円	千円	hr/ha	hr/頭	千円	千円	千円	千円	%	%			
B	計画																			
C	増減																			
a	現在																			
b	計画																			
c	増減																			
平均 及び 合計	現在																			
	計画																			
	増減																			

項 目	記 載 要 領
経営管理予定者	参加経営体別に個別経営の標準類型、共同経営(法人)、協業経営、及び公共牧場等の経営について記入すること。なお、公共牧場等の場合は当該経営体数の欄に受益市町村名を記入する。
家畜飼養頭数	区分は搾乳、繁殖、育成、肥育等、頭数の合計には、類型と豚換算頭数を( )で記入する。
飼料の需給供給 牧場経営 資金計画	TDNで記入する。購入量は、粗飼料購入量があれば濃厚飼料と区分しておくこと。家族労働費以外の生産費は、畜産物生産費調査等の結果を用いて推定する。投資額は、現在欄には記入せず、追加投資額(補助金等を含み、土地買収費を除く。)を記入する。
所得償還率	借入金の年償還額÷経営の所得((A)+(B))
平均及び合計	平均を上段に、合計を下段に記入する。

第4節 土地利用計画

1 計画の概要

(傾斜、土地現況等により土地利用計画を策定した基本的な考え方を記述する。)

2 土地利用計画

(1) 総括表(現況と計画の対比)

(単位: ha)

計画	現状	山林	原野	田	普通畑	樹園地	飼料畑	牧草地	野草地	施設用地	その他	計
	牧草地											
飼料畑												
ふん尿還元農地												
野草地												
放牧林地												
施設用地												
環境保全地												
その他												

(注) 1 普通畑からは、飼料畑を除くこと。なお本表と同様の様式で団地ごとの対比表を作成しておくこと。

2 現況の各地目のうち耕作放棄地については、( )書き内数で併記すること。

(2) 集積土地の計画

(単位：ha)

団地名	番号	農地流動化対策				利用権設定等促進事業				農地法第3条第1項に基づくもの				土地改良法に基づくもの		合計
		所有権 移 転	移転又は設定		計	所有権 移 転	移転又は設定		計	所有権 移 転	移転又は設定		計	交換 分合	換 地 計	
			賃借権	左以外の 使用集益権			賃借権	左以外の 使用集益権			賃借権	左以外の 使用集益権				

団地名	未墾地等 からの造成 に係る 土地	その他 (特認)	合 計	土地集積が 行われる (予定) 年 月 日	備 考
計					

- (注) 1 本計画は、当該地区の計画策定前々年度から事業完了までに集積される土地について記入すること。  
 2 1団地において、集積土地を2以上の方策で集積される場合は、その方策ごとに団地を区分して記入すること。ただし、この場合の番号は枝番とすること。

(3) 団地別土地利用

(単位：ha)

団地名	区 分	牧 草 地				飼 料 畑				農 業 用 施 設 用 地				放牧 林地	野草地	環 境 保 全 用 地	その他	計	備 考
		個別	共用	公共 利用	計	個別	共用	公共 利用	計	個別	共用	公共 利用	計						

(注) 牧草地の内採算地専用面積については( )書きとすること。

2 土地利用計画 (道営草地整備事業に限る。)

区 分	団 地 数		集 団 化 率 ( $\frac{P-Q}{P-1} \times 100$ )	1 戸 当 たり 面 積	備 考
	総 数	1 戸 当 たり			
現 況		P		ha	
計 画		Q	%		

第5節 家畜飼養計画

区分	造成整備			既造成改良			野草地			当該地区において飼養する家畜及び給与草量								当該牧場以外における家畜に供給する牧草		
	草地			草地			草地			乳用牛				肉用牛						
	面積	反当収量	利用草量	面積	反当収量	利用草量	面積	反当収量	利用草量	利用草量	飼養の目的	飼養の時期	頭数	給与草量	飼養の目的	飼養の時期	頭数	給与草量	主要な利用家畜	供給草量
現況 計画 増減	ha	t	t	ha	t	t	ha	t	t	t			頭	t			頭	t		t

- (注) 1 利用草量、給与草量、供給草量は生草換算数量を記入すること。  
 2 当該地区における飼養する家畜の種類は、各地区の実態に応じて適宜取捨選択して記入すること。  
 また、家畜飼養の目的は育成、肥育、搾乳等を、頭数は日平均の飼養頭数を、飼養時期は放牧期、舎飼期、周年等を記入すること。  
 なお、飼養頭数は、飼養目的、飼養時期別にすること。

第6節 草地管理利用計画

1 草地利用及び家畜飼養計画

草地利用及び家畜飼養計画					飼養家畜別の給与量					備考
飼料区分	面積	生産量	利用量	供給養分量(TDN)	家畜の種類	年令区分	飼養目的	頭数	給与養分量(TDN)	
	ha	t	t	t				頭	t	

- 2 大型農業機械利用計画  
 3 施肥計画

区分	購入肥料								自給肥料								備考
	肥料名	haあたり				面積	施用量	施肥回数	堆肥				尿				
		施用量	施用分量						haあたり施用量	面積	施用量	施肥回数	haあたり施用量	面積	施用量	施肥回数	
	kg	N	P <sub>2</sub> O <sub>5</sub>	K <sub>2</sub> O	ha	t	回	t	ha	t	回	t	ha	t	回		

第7節 生産計画

- 1 牧草等の粗飼料の生産量、牛乳等の畜産物の生産量について、面積、頭数及びha当り収量等の諸元を並記して記入すること。  
 2 豚、鶏等についても同様に諸元を並記すること。

第8節 環境保全計画

- 1 家畜ふん尿処理利用  
 2 土地利用、工事計画上の配慮

第9節 その他

第5章 全体事業計画

第1節 事業費総括表

事業種目		全体		年次計画										備考		
				年度		年度		年度		年度		年度				
				事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費			
事業費	基本施設整備事業															
	計															
	利用施設整備事業															
	計															
	合計															
総計																

第2節 負担額総括表

区分	事業種目	全体事業計画				負担区分				備考
		事業量	単位	単価	金額	国	道	市町村	受益者	
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	

第3節 全体事業計画の内容

1 草地整備改良

(1) 草地整備改良

① 全体計画

整備予定地	区分	区画整理		排根線除去		起伏修正		障害物除去		耕起整地		土壤改良資材 散布及び牧草種子播種		土壤改良資材				牧草種子			事業費計					
		面積	手続	面積	手続	面積	手続	面積	手続	面積	手続	面積	手続	種類	数量	ha当たり	事業費	種類	数量	ha当たり		事業費	種類	品目	数量	事業費
計		ha	円	ha	円	ha	円	ha	円	ha	円	ha	円	t	t	円	t	t	円	kg	円	ha				

排根線除去

団地数	延長	修復面積	除去方法	工法								備考		
				切崩分散	分離集根	残根除去	埋没	耕起	砕土	土壤改良	鎮圧		施肥播種	
ヶ所	m													

不陸均

団地数	面積	工法						備考
ヶ所	ha							

心土破碎

団地数	面積	土性	破碎深	破碎間隔	備考
	ha		m	m	

有機質資材及び土壌改良資材

団地数	面積	有機質資材 (種類)	石灰質資材 (種類)	磷酸質資材 (種類)	備考
ヶ所	ha	t/ha	t/ha	t/ha	

(2) 道路整備計画

① 計画基本方針

(注) 下記の道路計画を策定した理由等について簡潔に記述すること。

② 全体計画

路線名	事業計画			幅員 (有効)	構造	主要構造物		既存道路 との連絡	管理 予定者	備考
	事業 量	単 価	事業 費			橋梁				
幹線 支線 遊歩道	m	円	円	m		ヶ所				うち改修部分 は〇〇道
計 〔 幹線 支線 遊歩道										

(注) 改修部分がある場合は、( ) 書きで内数として記入し、備考欄には、市町村道、林道等の別を記入すること。

③ 路線配置図

(注) 模式図により、既設道路との関係、既設及び計画路線の名称、既設道路の国道、都道府県道、市町村道の種別延長等を示すこと。

(3) 用水施設整備計画

① 計画基本方針

(注) 用水計画に係る基本的事項についての考え方を記述すること。

② 計画用水系統図

(注) 模式図により、既設の幹線用水路との関係、既設及び計画用水路の名称、関連用地名(施設、草地等)等を付記すること。

③ 事業計画

用水路名	延長	構造	計画給水量	関連団地	単価	事業費	管理予定者	備考
	m		m <sup>3</sup> /日		円	円		

(注) 1 構造の欄については、導水する主要な管種及び管径について記入し、付帯施設(浄水、消毒施設等)を付設する場合は、その形式を併せて記入すること。

2 関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、高度放牧林地、草地等の名称を記入すること。

3 備考欄には、計画給水量の算定の根拠を記入すること。

(4) 排水施設整備計画

① 計画基本方針

(注) 排水計画の必要性と理由を記述すること。

② 排水系統図

(注) 模式図により、幹線排水路との関係、既設及び計画用水路(施設)の名称、関連団地名(施設、草地等)等を付記すること。



③ 事業計画

排水路名	延長	構造	単位排水量	関連団地	単価	事業費	管理予定者	備考
	m		m <sup>3</sup> /秒		円	千円		

- (注) 1 構造の欄については、水路の種類（コルゲートU字フリューム水路、コンクリート水路等）、規格及び柵の種類（合流柵、落差柵、減勢柵）について記入し、水路等の構造図を添付のこと。
- 2 関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、草地等の名称を記入すること。
- 3 備考欄には、単位排水量の算定根拠を記入すること。

(5) 雑用水施設整備計画

- ① 計画基本方針  
② 事業計画

用水源概要	必要水量			取水施設			導水施設			貯水施設			給水施設			事業費計	管理予定者	
	家畜の種類	頭数	要水量	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費			
		頭	m <sup>3</sup>		箇所	千円		箇所	千円		箇所	千円		箇所	千円		千円	

2 関連草地造成改良

(1) 草地造成改良

①全体計画

造成予定地	区分	事業量費			造成工法			土壌改良資材散布及び牧草種子播種		土壌改良資材						牧草種子					
		面積	単価	事業費	工法	面積	工法概要	面積	手続	石灰質資材			磷酸質資材			種類	品目	数量	事業費		
										種類	数量	ha当たり	種類	数量	ha当たり						
		ha	千円/ha	千円		ha		ha		千円		t	t	千円		t	t	千円		kg	千円

団地数	面積	工法							種子	有機質資材(種類)	石灰質資材(種類)	磷酸質資材(種類)	備考
		抜根	排根	耕起	砕土	土壌改良	鎮圧	施肥播種					
	ha									t/ha	t/ha	t/ha	

- 注) 1 区分の欄には、採草地、放牧地、兼用地、飼料畑、普通畑等と記入すること。
- 2 事業量・事業費の欄の面積、単価、事業費には、区分ごとの計又は平均単価を記入し、造成工法により右欄にあつては工法ごとに面積を記入すること。
- 3 造成工法の欄には山成工、改良山成工、階段工に区分し、それぞれの造成面積と工法概要として山成工にあつてはしゅう曲整形型、傾斜緩和型の区分を、階段工にあつてはベンチテラス型、コンターテラス型等を記入すること。
- 4 土壌改良資材の欄の石灰質資材と磷酸質資材の欄には成分量で記入すること。

② 内容

ア 工法

(注) 工法ごとに、その工程を説明し、工法ごとの傾斜、ha 当たり土壌改良資材の種類及び投入量、耕起深及び ha 当たりの造成単価を記入すること。

イ 家畜の種類ごとの利用面積

ウ その他

(注) 草地造成改良に含めて整備される作業用道路（幹支線を除く。）、防災施設、排水施設等については、事業量、単価、内容等を適宜記入すること。

- (2)道路整備  
 (3)用排水施設整備  
 (4)雑排水施設整備
- } 様式は1の(2)、(3)、(4)に準ずる。

3 草地等の基盤整備改良

(1) 野草地整備改良計画

- ① 計画基本方針  
 ② 全体計画

整備 予定地	牧草地改良面積	立木等の除伐					障害物除去			耕起整地			土壌改良資材 散布及び牧草 種子播種			土壌改良資材				牧草種子			雑 費 計	事業 費 計			
		樹種	樹齢	本数	面積	手 段	事業 費	面積	手 段	事業 費	面積	手 段	事業 費	面積	手 段	事業 費	石灰質資材		燐酸質資材		種類	品 種			数 量	事業 費	
																	種	量	ha 当たり	事業 費							種
		ha	冊	ha	冊	ha	冊	ha	冊	ha	冊	ha	冊	ha	冊	ha	冊	t	t	冊	t	t	冊	kg	冊	冊	冊
計																											

(2) 放牧林地整備計画（高度放牧林地及び混牧林地整備を含む）

- ① 計画基本方針  
 ② 全体計画

整備 予定地	整備 面積 (工法)	前植生処理					障害物除去			耕起整地			土壌改良資材 散布及び牧草 種子播種			土壌改良資材				牧草種子			雑 費 計	事業 費 計			
		樹種	樹齢	本数	面積	手 段	事業 費	面積	手 段	事業 費	面積	手 段	事業 費	面積	手 段	事業 費	石灰質資材		燐酸質資材		種類	品 種			数 量	事業 費	
																	種	量	ha 当たり	事業 費							種
		ha	冊	ha	冊	ha	冊	ha	冊	ha	冊	ha	冊	ha	冊	ha	冊	t	t	冊	t	t	冊	kg	冊	冊	冊
計																											

(注) 整備面積の欄の(工法)には、放牧用林地整備、高度放牧林地整備（上下二段方式、林帯草帯方式）、混牧林地整備、家畜排せつ物還元用特用樹林用地造成の区分を記入すること。

③ 内容

ア 工法

(注) 工法ごとに、その工程を説明し、整備前における ha 当たりの立木本数、平均樹高、平均胸高直径並びに立木の平均伐採率、林帯草帯の平均幅、立木の平均密度、土壌改良資材の種類及び投入量、牧草導入の手法の概要、ha 当たり造成単価等を記入すること。

イ 家畜種類ごとの利用面積

ウ その他

(注) 放牧用林地整備に含めて整備される作業用道路（幹支線を除く。）、防災施設、排水施設等については、事業量、単価、内容等を適宜記入すること。

(3) 牧野樹林整備計画

- ① 計画基本方針

③ 全体計画

整備予定地	新設・改良	規 格	事 業 量	単 価	事 業 費	事業費計	管理予定者	備 考
				円	円	円		

(4) 家畜排せつ物還元用農用地造成整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	新設・改良	規 格	事 業 量	単 価	事 業 費	事業費計	管理予定者	備 考
				円	円	円		

(5) 水質汚染防止基盤整備計画

①水質浄化林・浄化水路整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 用地造成整備計画

整備予定地	事業計画			工法等	備考
	事業量	単価	事業費		
	m <sup>2</sup>	千円/10a	千円		
計					

(注) 工法等の欄には植栽床の保護柵(ブロック、石組み)等を記入

ウ 植栽等計画

整備予定地	植栽計画						浄化用骨材			備考
	植栽面積	植栽本数	単価	事業費	樹種	植栽幅、列数、樹高等	面積	単価	事業費	
	m <sup>2</sup>	本	千円/m <sup>2</sup>	千円			m <sup>2</sup>	千円/m <sup>2</sup>	千円	
計										

(注) 1 水質浄化林の樹種にあつては、地域の実情に応じたものとし、その効果についての知見データ等を添付すること。

2 浄化水路の整備にあつては、用いる効果についての知見データ等を添付すること。

② 浄化池、汚水処理池整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備改良予定地	区分	事業計画			工 法			備考
		事業量	単価	事業費	浚渫	埋め戻し	その他	
		ha	千円/ha	千円	ha	ha	ha	
計								

(注) 工法のその他欄にあつては、具体的な工法を記入すること。

③ 畜産施設及びその周辺等の地下水汚染防止基盤整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	工法等	備考
	ha	千円/ha	千円		
計					

(注) 工法等の欄には、地下水汚染を防止する方法(構内舗装、防漏処理集水池等)について記入すること。

(6) 防災施設整備計画

① 計画基本方針

③ 事業計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	種類	数量	関連団地	管理予定者	備考
	ha	千円/ha	千円					

(7) 施設用地造成整備事業

① 計画基本方針

② 用地造成整備計画

使用する施設名区分	事業量	単価	事業費	内容及び必要性
	ha	千円/ha	千円	

(注) 用地面積は平面分のみでなく法面を含むものとして記入すること。

4 農業用施設整備計画

(1) 隔障物整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	事業量	門扉の数	棚 柱			張 線		受益面積	受益頭数	単 価	事業費	備 考
			種類	規格	間隔	種類	段数					
	m	所			m			ha	頭	円/m	千円	

(2) 家畜保護施設整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	施設名	新設・改良	構造	規模	改良の場合の主な内容	畜舎等主たる施設			附 帯 施 設			事業費計	管理予定者	備 考	
						数量	単価	事業費	内容	数量	単価				事業費
							千円	千円			千円	千円			

(注) 数量、事業費等は「畜舎等主たる施設」と「附帯施設」に分け、「附帯施設」には、搾乳、牛乳処理用施設、給飼料施設、ふん尿搬出施設等に係るものを記入すること。

(3) 電気導入施設整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	構造・形式・規模等	事業費	利用施設	管理予定者	備考
		千円			

(注) 利用施設の欄には、整備する電気導入施設により電気を導入し利用する施設名(畜舎、家畜排せつ物処理施設等)を記入すること。

(4) 用水施設整備計画

① 計画基本方針

(注) 用水計画に係る基本的事項についての考え方を記述すること。

② 計画用水系統図

(注) 模式図により、既設の幹線水路との関係、既設及び計画水路の名称、関連用地名（施設、草地等）等を付記すること。

③ 事業計画

水路名	延長	構造	計画給水量	関連団地	単価	事業費	管理予定者	備考
	m		m <sup>3</sup> /日		円	円		

(注) 1 構造の欄については、導水する主要な管種及び管径について記入し、付帯施設（浄水、消毒施設等）を付設する場合は、その形式を併せて記入すること。

2 関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、高度放牧林地、草地等の名称を記入すること。

3 備考欄には、計画給水量の算定の根拠を記入すること。

(5) 雑用水施設整備計画

① 計画基本方針

② 事業計画

用水源概要	必要水量			取水施設			導水施設			貯水施設			給水施設			事業費計	管理予定者
	家畜の類	頭数	要水量	種類	数	事業費	種類	数	事業費	種類	数	事業費	種類	数	事業費		
		頭	m <sup>3</sup>		ヶ所	円		ヶ所	円		ヶ所	円		ヶ所	円	円	

(6) 飼料調整貯蔵施設整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造形式	処理能力	処理計画量	受益者数	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
			t/年	t/年	戸	ヶ所・台	円/ヶ所・台	円		

(7) 飼肥料庫整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	内容	管理予定者	備考

(8) 家畜排せつ物処理施設整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造形式	処理能力	処理計画量	受益者数	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
			t/年	t/年	戸	ヶ所・台	円/ヶ所・台	円		

(注) 付帯する施設には電気導入施設、用水施設（ポンプ）、攪拌施設等本施設整備に含めて整備される施設について記入する。

(9) 水質汚染防止施設整備計画

① 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

②全体計画

整備予定地	施設・ 機械名	構造型式	処理能力	受益者数	事業量	単価	事業費	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円 /ヶ所・台	千円	
計								

(注1) 附帯する施設には、電気導入施設、用水施設（ポンプ）、攪拌施設等本施設整備と一体的に整備される施設について記入する。

(注2) 第5章第3節2その他農業施設整備計画に記載した整備内容の内訳について記載すること。

(10) 間伐材加工処理施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	構 造 ・ 形 式 ・ 規 模 等	事 業 費	利 用 施 設	管 理 予 定 者	備 考
		円			

(11) 衛生管理施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備 予定地	施設名	新設・ 改良別	構造	規模	改良の場合 の主な内容	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
							円	円		

(12) 放牧馴致施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備 予定地	施設名	新設・ 改良別	構造	規模	改良の場合 の主な内容	数量	単価	事業費	管理予定者	備考
							円	円		

(13) 防護柵整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	施設・改良	構 造	規 模	事 業 量	単 価	事 業 費	管 理 予 定 者	備 考
				m	円/m	円		

(14) 環境保全施設整備

- ① 計画基本方針



第3節 牧場経営計画

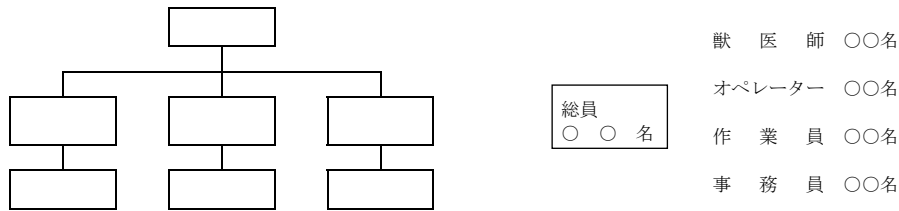
団地名 (管理経営主体)	牧 場 収 入									牧 場 支 出							収 支		
	預 託 料			売 却 料				そ の 他	計	間 接 経 費			直 接 経 費		そ の 他 経 費	計			
	延べ頭数	単価	金額	家畜頭数	単価	金額	乾草(生草)数量			金額	労務費	資材費	その他経費	小計				償却費	資本利子
	頭	円/頭	千円	頭	円/頭	千円	t	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

第4節 資金計画

経営者名	制 度 別	債 還 条 件					債 還 額			備 考	
		資金の種類	借入金	据置期間	償還期間	利率	年賦金率	年償還額	最大年償還額		平年償還額
	株式会社日本政策金融公庫資金 農業近代化資金 農業改良資金 ○ ○ ○ ○										
	計										

(注) 最大年償還額、平年償還額は、計の欄のみ記入すること。

第5節 牧場の管理機構



第6節 牧場の運営計画

区 分	事 業 前 況 〇年	整備事業実行計画					完了後 計画 〇年	備 考
		1年次 〇年	2年次 〇年	3年次 〇年	4年次 〇年	5年次 〇年		
基盤整備計画	未整備面積 (ha)							
	整備中の面積 (ha)							
	整備済面積 (ha)							
	計							
牧場運営計画	預託受入頭数 (頭/日) 夏期							
	冬期							
整備期間中の対応状況	乾草(生草)販売量 (t/年)							
	預託受入れ対応 (対受益農家)							
	乾草(生草)供給方法 (対受益農家)							

(注) 1 未整備面積には、本事業の対象予定外草地を含むものとする。  
 2 基盤整備計画欄には、造成改良面積を上段( )で内数により記載すること。  
 3 整備期間中の対応方法は、整備工事実施のため、農家の希望に応じられない場合に記載すること。



第7節 当該牧場における利用農家の範囲

1 預託受入れ

預託受入れ先 (都府県・市町村)	預託 時期	預託受入れ頭数		利用農家戸数	
		現況	計画	現況	計画
	夏期 冬期	頭	頭	戸	戸
	夏期 冬期				
計	夏期 冬期				

(注) 預託受け入れ先の区分は、道内は市町村別とし、道外については都府県別とすること。

2 牧草販売

牧草販売先 (都府県・市町村)	預託 時期	牧草販売量		利用農家戸数	
		現況	計画	現況	計画
	夏期 冬期	t	t	戸	戸
	夏期 冬期				
計	夏期 冬期				

(注) 牧草販売先の区分は、道内は市町村別とし、道外については都府県別とすること。

第7章 事業参加予定者等

第1節 事業参加予定者総括表

区 分		参 加 予 定 者	備 考
畜産農家	酪農 肉用牛 養豚 養鶏 計	戸	
	耕種農家		
合 計			

(注) 事業参加予定者に農地所有適格法人、地方公共団体、農業協同組合等が含まれる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

第2節 事業参加予定者個別明細表

事業参加者氏名	経営類型	経営所在地	事業参加内容		備考
			基本施設整備	利用施設整備	

- (注) 1 経営類型の欄には、酪農、肉牛繁殖、養豚一貫、稲作等と記入すること。  
 2 経営所在地の欄には、経営の期間となる施設等の所在地を地番まで記入すること。  
 3 事業参加内容の欄には、参加する事業内容（放牧林地整備、草地造成、飼料畑整備、畜舎等）及び事業量を記入すること。なお、共同利用施設等の事業の場合は、○○ △△/××（○○…事業内容、△△…事業量、××…事業参加数（例）家畜排せつ物処理施設 200 m<sup>2</sup>/3）と記入すること。

第3節 受益面積

受益地の所在地	事業実施面積							計	備考
	草地・ 飼料畑	野草地	放牧用 林地	高 度 放牧林地	混 牧 林地	輪作畑	水田・ 普通畑		
	( )	( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	
計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
受益面積	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
割合 (%)									
(参考) 飼料基盤 面積	現況 (R年)								
	計画 (R年)								

- (注) 1 受益地について1筆ごと（まとまりがありその受益の内容が同じ土地については、ひとまとめにしても差し支えない。）に該当する受益内容の欄にその実面積を記入  
 2 受益面積の欄には、計の欄について、草地畜産基盤整備事業に係る運用により規定する算定率に乗じた面積を記入

- 3 1筆の土地のうち一部の面積が受益を受ける場合は、その受益を受ける面積を記入
- 4 ( )内は、受益面積のうち既耕地、耕作放棄地、林野等の活用面積を記入
- 5 市町村ごとに小計を作成すること。

第8章 事業費負担計画等

第1節 事業費負担区分

1 事業費負担区分

区 分	事 業 費			負 担 率				負 担 額				備 考
	個 別	公 共	計	国	県	市 町 村	受 益 者	国 費	県 費	市 町 村 費		
基 本 備 施 事 業	千円	千円	千円	%	%	%	%	千円	千円	千円	千円	
小 計												
農 業 備 用 事 業												
小 計												
農機具等導入事業												
共 通 経 費												
合 計												

(注) 本表においては、共通経費には用地及び補償費、測量設計費を記すこと。

第2節 経営体別投資額

(単位：千円)

営体区分	所 要 投 資 額				受 益 者 負 担 額				地 代	備 考
	基本施設	利用施設	農機具等	計	基本施設	利用施設	農機具等	計		

(注) 所要投資額は、受益者負担にかかる事業項目のみを記入すること。

第3節 資金計画

経営者別	償 還 条 件							償 還 額			備 考
	制 度 別	資金の種類	借入元金	措置期間	償還期間	利 率	年賦金率	年償還額	最大年償還額	平年償還額	
関 連 団 地 名	株式会社日本政策 金融公庫資金							千円	千円	千円	
	農業近代化資金										
	農業改良資金										
計											

(注) 1 最大年償還額、平年償還額、所得償還率は、経営者別に計の欄のみ記入すること。

2 所得償還率=年償還額÷農業所得

(経営主体負担率)

工種	構造	事業費	残存価格	償却必要額	耐用年数	減価償却費	備考
		千円	千円	千円	年	千円	

## 第9章 事業効果等

### 1. 費用便益費の総括

区 分	数 値
総費用	① 千円
評価期間（当該事業の工事期間+20年又は40年）	② 年
総便益	③ 千円
総費用総便益比	③÷①

### 2. 費用便益比の内訳

経過期間	年度	割引係数 (1+割引率) (x)	初期投資額 (建設費等) (i)	再建設費(cr)					事業開始時点の既存施設の資産価額(α) (道路・水利施設等)	評価期間最終年での施設の資産価額(β)	年費用 (現在価値)	年費用 (現在価値)	総便益		備考
				計									年便益	年便益 (現在価値)	
				ア	イ	ウ	エ	オ							
①		②= (1+0.04) <sup>①</sup>	③	④=ア+イ+ウ+エ+オ					⑤	⑥	⑦=③+④+⑤+⑥	⑧=⑦/②	⑨	⑩=⑨/②	
-	RO														評価年
1	RO														
2	RO														
3	RO														
4	RO														
5	RO														
...	RO														
合計															

## 第10章 添付書類

### 1 添付図

#### (1) 位置図

ア 基 図…国土地理院発行の1/50,000地形図を使用すること。

イ 記入事項…地区、団地の範囲、造成改良農用地及び放牧林地整備の範囲、既存の牧草地、畑の範囲、事業対象及び既存道路、導水路等及び名称、農業用施設用地の位置。

#### (2) 計画概要図

ア 基 図…地区全体が一葉の図面に入るような縮尺(1/10,000~1/25,000)の地図を使用すること。

イ 記入事項…位置図の事項の他、土地利用区分、(牧草地、野草地、飼料畑、その他農用地、放牧地、環境保全用地、施設用地、その他附帯地等)等。

#### (3) 計画平面図

ア 基 図…原則として1/5,000

イ 記入事項…記入事項は、計画概要図と同じ。

### 2 積算資料、参考資料等

(1) 計画作成の基礎資料、附属資料作成の基礎となった諸資料又は説明資料

(2) 施設等の概算設計積算所及び設計図

(3) 調査成績書

(4) その他参考資料

(5) 計画基本図は原則として1/5,000であるが、改良山成工が必要な場合は1/2,500~1/1,000

別記様式第5号（第8の2関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業  
（〇〇〇型）〇〇〇事業実施計画変更報告書

番 号  
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿  
（北海道にあつては農林水産省生産局長）  
（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）

都 道 府 県 知 事 ㊟

草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、報告します。

変更理由

- （別 添）・草地畜産基盤整備事業実施計画書の様式により変更前を（ ）書きで上段に、下段には、  
変更後を記載し、二段書きとして作成したものを添付。  
・変更後の畜産活性化計画書（写）

別記様式第6号（第9関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業  
（〇〇〇型）〇〇〇事業完了報告書

番 号  
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿  
（北海道にあつては生産局長）  
（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）

都 道 府 県 知 事 ㊟

草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、下記地区に係る草地畜産基盤整備事業が完了したことを報告します。

記

事業の種類：〇〇型〇〇事業

地区名	所在地	事業主体	草地整備改良面積	草地造成改良面積	野草地整備改良面積	放牧用林地整備面積	事業費	実施期間	備考
			ha	ha	ha	ha	千円	年度 ～ 年度	

（別 添）・草地畜産基盤整備事業実施計画書と同様式により、上段に事業実施計画策定時の内容若しくは事業計画の変更報告時の内容を（ ）書きとし、下段に事業完了時の内容として二段書きで作成したものを添付すること。

・草地整備利用促進事業にあつて、別表を添付すること。

別表

草地整備利用促進事業完了報告

地区名	事業実施主体 〇〇〇〇	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等						
事業実施期間	令和〇〇年度 ~ 令和〇〇年度								
基盤整備の概要	総事業費 : 〇〇〇百万円 事業参加者数 : 〇人								
基盤整備の計画									
区分	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)			年度計画			
						RO	RO	RO	RO以降
定率助成	事業計画策定	事業計画の作成 1式							
	草地整備改良	A = 〇〇 a							
	用排水施設整備	L = 〇〇 km							
	雑用水施設整備	L = 〇〇 km							
	小計								
定額助成	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)	うち 定額助成額 (百万円)	農業者 施工の 内容				
	区画拡大	A = 〇〇〇 a 現場条件 (高低差 〇m) 畦畔除去のみの場合 L = 〇〇〇 m							
	暗渠排水	A = 〇〇〇 a 施工方法の選定理由  〔現場条件や施工機械 の都合等による選定 理由を記載〕 管径 〇〇 mm							
	湧水処理	L = 〇〇〇 m 表土扱い (有又は無) 管径 〇〇 mm							
	客土	A = 〇〇〇 a							
	除礫	A = 〇〇〇 a							
	隔障物整備	A = 〇〇〇 ha 電気牧柵又は電気牧柵 以外							
	小計								
合計									
定率助成の 費用負担の方法									
定額助成の 費用負担の方法	・総事業費 〇〇円 (うち定額助成額 〇〇円)  【総事業費 (①+②+③) の内訳】 ①事業実施主体の支出額 〇〇円 ②農業者の支出額 〇〇円 ③農業者施工等 (無償分) の金額換算 〇〇円								

予定管理者・管理方法	
その他必要な事項	

- 注：1) 定額助成の事業の場合、定額助成の事業達成状況報告、施工位置を記した図面、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。
- 2) 定額助成の事業のうち、区画拡大を行った際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。
- 3) 定額助成の事業のうち、暗渠排水を行った際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等について記入する。
- 4) 定額助成の事業を実施した場合は、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。
- 5) 事業完了報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等（無償分）を金額換算した金額について記入する。

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）

-----  
<実施前>

<施工状況>

<完了後>

注：客土、除礫及び隔障物整備を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。



【定額助成の事業達成状況報告】

事業種類	定額助成単価	受益面積 又は施工延長	定額助成額 (百万円)
	A	B	合計 C = A × B
区画拡大 高低差10cm超	12万5千円 /10a	000a	
区画拡大 高低差10cm以下 表土扱い有り	10万5千円 /10a	000a	
区画拡大 高低差10cm以下 表土扱い無し	5万5千円 /10a	000a	
区画拡大 畦畔除去のみ	3万円 /100m	000m	
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い有り	15万円 /10a ( )	000a	
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い無し	14万5千円 /10a ( )	000a	
暗渠排水 トレンチャ工法	10万円 /10a ( )	000a	
暗渠排水 掘削同時埋設工法	7万5千円 /10a ( )	000a	
湧水処理 表土扱い有り	15万円 /100m ( )	000m	
湧水処理 表土扱い無し	14万円 /100m ( )	000m	
客土	11万5千円 /10a	000a	
除礫	20万円 /10a	000a	
隔障物整備 電気牧柵	25万円 /ha	000ha	
隔障物整備 電気牧柵以外	21万円 /ha	000ha	
合計			

注:1)第10の2の(4)のウを適用する場合には、定額助成単価の下段の括弧内に加算後の助成単価を記載すること。

別記様式第7号（第10の4の関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業  
 （〇〇型）〇〇事業 〇〇県〇〇地区

資金計画書

地区所在地	
事業実施計画承認年月日	
資金計画作成者	
事業実施(予定)	

第1 地区全体計画

	必要 資金額	年度別借入希望額				関係 戸数	備考
		年度	年度	年度	年度		
農林漁業金融金庫資金 資金 資金 資金 農業近代化資金 その他資金	千円	千円	千円	千円	千円		
計							

第2 経営体計画(個別経営体又は協力経営体ごとに作成)

氏名(組織名)		住所	
---------	--	----	--

1 資金計画

	内容	必要 資金額	資金調達内訳				計
			資金	資金	農業近代化資金	その他資金	
基本施設整備 利用施設整備 農機具等導入 計	(例) 農地 ha 防災林 ha 畜産施設用地 ha 〇〇  〇〇	千円	千円	千円	千円	千円	千円
資金借入希望年度別内訳		年度 年度 年度 年度					

2 農業経営の改善計画(個別経営)

(1) 農業経営の現状と目標

		現況 (年度)	目標年度 (年度)	備考
経営 土地	水田 普通畑 草地飼料畑 採草牧地 果樹園 山林	a	a	
農建物・ 施設等	畜舎			
家畜飼養 状況	乳肉用豚鶏 牛牛	頭	頭	

(2) 経営収支及び資金運用計画

区分	科目	現況(年度)		目標年次(年度)	
		金額	算出基礎	金額	算出基礎
収支	収入 A				
	支出 B				
	収支差引 A - B				
資金 運用 計画	受 入	農業収入 A			
		運転資金			
		その他			
		計 C			
	運 用	農業経営費 B			
		借入金・負担金等の償還 家計費 その他			
		計 D			
	C - D				

(3) 償還計画

ア 現在の借入金の状況

資金名	借入計画	借入理由	返済期間	未償還金額
	千円		年	千円

イ 目標年次における借入金残高等

	借 入 金			
	資金	資金	その他の資金	計
借入残高 年間償還額	千円	千円	千円	千円

3 農業経営の改善計画

(1) 法人の概況

設立年月日	年 月 日	協業の形態	全面協業・部門協業		
組 織 名		出資金		構成員の世帯	
法人の業務内容					

(2) 経営土地等々の現況と計画

地目	区 分	現 況 ( 年度)	目標年次 ( 年度)	備 考
	法人有地 構成員からの借地 構成員以外からの借地 計 貸付地	a	a	
	法人有地 構成員からの借地 構成員以外からの借地 計 貸付地			

(3) 農業施設等の現況と計画

		現況 (年度)	目標年次 (年度)	備考
農業 用(建物・ 農機 具)		a	a	
家畜 飼養 状況	乳肉用 牛豚鶏			

(4) 経営収支及び資金運用計画

2の(2)に準じ作成する。

(5) 償還計画

2の(3)に準じ作成する。

## 別紙4（農村環境計画策定事業に係る運用）

### 第1 趣旨

要綱第2の4に掲げる農村環境計画策定事業に係る運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

### 第2 事業の内容

#### 1 現況調査

(1) 農村環境計画（都道府県知事が策定した農業農村整備環境対策指針（以下この別紙において「環境対策指針」という。）に基づき、市町村又は都道府県が策定する環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想をいう。以下この別紙において同じ。）の策定対象地域の自然環境及び社会環境について現況を調査する事業をいう。

(2) 現況調査は、原則として別表「農村環境計画策定調査項目」により行うものとする。ただし、地域の実情に応じ、調査項目を追加することができる。

#### 2 農村環境計画の策定

1の結果に基づき、農村環境計画を策定・変更する事業をいう。

### 第3 事業の対象地域

事業の対象地域は、農地整備事業、草地畜産基盤整備事業、又は水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）の別紙1の一般型、若しくは別紙2の第3の1の(2)畑地帯総合整備型のいずれかの事業（以下「対象事業」という。）を環境に配慮して実施するに当たって、農村環境計画又は田園環境整備マスタープラン（「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について（平成14年2月14日付け13農振第2513号農村振興局長・生産局長通知）」第3の1に定める田園環境整備マスタープランをいう。）が未策定の地域又はこれらの計画の変更が必要な地域とする。

### 第4 事業実施主体

事業実施主体は、市町村又は都道府県とする。ただし、都道府県が事業実施主体となるのは、農村環境計画が複数の市町村に関係する場合のみとする。

### 第5 農村環境計画の項目

1 農村環境計画には、当該農村環境計画の策定地域が所在する都道府県の環境対策指針の内容に従い、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 地域内の環境評価に関する事項

(2) 環境保全の基本方針に関する事項

(3) 地域の整備計画

(4) 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項

- (5) 農業農村整備事業における整備計画
  - (6) その他必要と定める事項
- 2 事業実施主体は、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 農村環境計画が、農村地域の環境保全対策を図るものとして十分活用されるとともに、環境対策指針の内容と合致したものであること。
  - (2) 次に掲げる市町村の施策等との調和に十分配慮されたものであること。
    - ア 農業の振興に関する施策
    - イ 農村地域の振興及び整備に関する施策
    - ウ 既に市町村において策定されている環境に関する計画等

## 第6 採択要件

農村環境計画策定事業に係る要綱第6の3の農村振興局長等が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

- 1 対象事業が環境との調和に配慮したものと認められること。
- 2 対象事業の実施が予定されていること。

## 第7 事業の申請等

- 1 都道府県知事は、第2の事業を実施しようとするときは、別記様式第1号による農村環境計画地区概要表を作成し、採択を希望する年度の前年度の3月末日までに、別記様式第2号に定める事業採択申請書を地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。2及び3について同じ。）に提出するものとする。
- 2 市町村長は、第2の事業を実施しようとするときは、別記様式第1号による農村環境計画地区概要表を作成し、都道府県が指定する期日までに、別記様式第3号による事業採択申請書と併せて都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、採択を希望する年度の前年度の3月末日までに、別記様式第2号による事業採択申請書と併せて地方農政局長に提出するものとする。
- 3 地方農政局長は、事業採択申請書等を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に別記様式第4号による採択通知書を交付するものとする。

## 第8 農村環境計画の活用

- 1 事業実施主体は、農村環境計画が円滑に実現されるよう努めなければならない。
- 2 事業実施主体は、農業農村整備事業の計画の策定に当たっては、農村環境計画に基づき、自然生態系や農村景観の保全に配慮するよう努めなければならない。

## 第9 推進指導

- 1 事業実施主体は、農村環境計画の策定に当たり、関係行政機関、関係団体等と密接な連携の下に検討を行うものとし、必要な推進体制を整備するものとする。
- 2 事業実施主体は、農村環境計画の策定に当たり、地域住民の意向に配慮すると

ともに、学識経験者等専門的知識を有する者から意見を聴取し、計画に反映させるものとする。

#### 第10 助成

農村環境計画等策定事業に係る要綱8の経費とは、別記に掲げる費用とする。

#### 別 記

- 1 調査旅費
- 2 諸謝金
- 3 補償費
- 4 請負費
- 5 委託費



(別記様式第1号)

農村環境計画地区概要表

地区名		県名		計画主体		整備計画構想		
所在地		調査費	千円					
調査目的								
地域の現況								
調査項目及び調査費	調査項目	数量	調査費				概要図	
			国費	県費	市町村費	計		

## 別表

## 農村環境計画策定調査項目

項 目	具 体 的 内 容 例
1 自然的環境調査 (1) 気象 (2) 地形・地質 (3) 水環境 (4) 植物 (5) 動物 (6) 景観	①気温、②降水量、③積雪等 ①地形：地勢図や地形図による ②地質：地質図等による ①水資源状況、②河川・水路・湖沼等の分布状態 ①植物群落の種類と分布：現存植生図等による ②貴重な植物及び植物群落の分布状況 ①野生動物・希少動物の生息状況 ①地形上、土地利用上の特徴、②代表的な景観写真
2 社会的環境調査 (1) 地域指定 (2) 地域指標 (3) 観光リクリエーション (4) 土地利用 (5) 関連計画 (6) 歴史・文化	①国際的な措置(ラムサール条約等) ②国立公園等国の指定地域 ③県立公園等都道府県の指定地域 ①位置及び地勢、②人口と世帯数、③産業構造 ④農業の現状及び動向等 ①主要な観光リクリエーション資源・施設の位置及び機能 ①土地利用の現況：土地利用図等による ①環境に関する上位計画、関連プロジェクト等の内容及び進行状況 ①地域の歴史・文化、②文化財・史跡の位置及び概要

(別記様式第2号)

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名 印

### 農村環境計画策定事業 採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号)別紙4第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

#### 記

1. 農村環境計画地区概要表(別記様式第1号のとおり)

[2. 事業採択申請書(別記様式第3号のとおり)]

事業名	都道府 県 名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

注1:[ ]は、農村環境計画を市町村長が策定する場合に添付する。

(別記様式第3号)

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長名 印

農村環境計画策定 採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号)別紙4第7の2の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

記

1. 農村環境計画地区概要表

事業名	都道府 県 名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

(別記様式第4号)

番 号  
年 月 日

農村環境計画策定事業 採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長  
地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地区について、下記のとおり農村環境計画策定実施地区として採択したので通知する。

記

事業名	都道府 県 名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

## 別紙 5（農業基盤整備促進事業に係る運用）

### 第 1 趣旨

要綱第 2 の 5 に掲げる農業基盤整備促進事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

### 第 2 事業の内容

本事業の事業内容は、別表 1 の事業種類の欄に掲げる区分に応じて定めるものとする。

### 第 3 事業実施主体

1 本事業の実施主体は、次のとおりとする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者等の組織する団体（この別紙において「農業者団体」という。）

2 1 の (3) の農業者団体とは、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 5 に規定する広域活動組織とする。

3 別表 1 の区分 2 の事業については、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

### 第 4 計画の作成

1 事業実施主体は、次に掲げる事項を記載した農業基盤整備計画を地区ごとに作成するものとする。

(1) 農業競争力強化に向けた取組方針

(2) 事業実施期間

(3) 基盤整備の概要

(4) 基盤整備の計画

(5) 農地防災事業の実施

(6) 費用負担の方法

(7) 施設の予定管理者及び予定管理方法

(8) その他必要な事項

2 農業基盤整備計画は、別記様式第 1 号により作成するものとする。

3 1 の「地区」の範囲は、同じ用水系統又は同じ排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。

4 農業者団体が事業実施主体となる場合は、都道府県及び関係市町村と調整の上、農業基盤整備計画を作成するものとする。

## 第5 採択要件

要綱第6の3の農村振興局長等が別に定める要件は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 1 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。
- 2 1地区当たりの受益者数が農業者2者以上であること。
- 3 1地区当たりの受益面積が5ヘクタール以上であること。

## 第6 事業の申請等

- 1 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合の事業採択の申請については、以下のとおりとする。

(1) 市町村長又は農業者団体は、都道府県が指定する期日までに、第4により作成された農業基盤整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長が別に定める場合を除き、事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、地方農政局長等(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。)に事業採択申請書等を提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに(1)による申請を行った市町村長又は農業者団体にその旨を通知するものとする。

- 2 要綱第7の1の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに提出するものとする。

(1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合

(2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとする場合

(3) 農地中間管理事業と連携する場合((1)又は(2)の場合を除く。)

- 3 2の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、2の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

- 4 2の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

- 5 2の(3)の場合においては、事業採択申請書等の提出期限を1月末日とする。

- 6 農業基盤整備促進事業に係る事業採択申請書は別記様式第2号、事業採択通知書は別記様式第3号により作成するものとする。

## 第7 計画の変更

- 1 計画変更の申請については、以下のとおりとする。

(1) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、要綱第7の2により採択された事業に係る農業基盤整備計画について、重要な変更が生じた場合には、地方農政局長等に事業変更申請書を提出するものとする。

(2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合

市町村長又は農業者団体は、要綱第7の2により採択された事業に係る農業基盤整備計画について、重要な変更が生じた場合には、変更内容を示した農業基盤整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業変更申請書を提出するものとする。

- 2 地方農政局長等は、1により提出された事業変更申請書を審査の上、適当であると認めるときは、都道府県知事（農村振興局長にあつては、北海道開発局長を経由して北海道知事）に事業変更通知書を交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、2の事業変更通知書の交付を受けたときは、市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合、速やかに1の(2)による申請を行った市町村長又は農業者団体にその旨を通知するものとする。
- 4 事業変更申請書は別記様式第4号により、事業変更通知書は別記様式第5号により、それぞれ作成するものとする。
- 5 1の「重要な変更」とは、次に掲げるものとする。
  - (1) 総事業費の20パーセント以上の変動
  - (2) 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動

## 第8 事業達成状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業の完了後、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、事業達成状況報告書として提出するものとする。
- 2 1の事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。
  - (1) 都道府県が事業実施主体となる場合  
都道府県知事は、要綱第7の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたとき、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。
  - (2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合  
市町村長又は農業者団体は、要綱第7の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたとき、事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。
- 3 「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第1号により行うものとする。
- 4 2の(1)及び(2)の地方農政局長等への「報告」は、別記様式第6号によるものとする。

## 第9 助成

- 1 農業基盤整備促進事業に係る要綱第8の経費は、次に掲げる区分に応じ定める額を、補助事業者に助成するものとする。
  - (1) 別表1の定率助成に係るもの  
事業費（本事業に要する費用のうち2に定める経費の総額）に別に定める補助率を乗じた額
  - (2) 別表1の定額助成に係るもの  
事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に助成単価を乗じた額の合計
- 2 定率助成について



1の(1)の助成対象となる経費は、次に該当するものとする。

- (1) 純工事費
- (2) 測量設計費
- (3) 用地費及び補償費
- (4) 船舶機械器具費
- (5) 全体実施設計費
- (6) 換地費
- (7) 調査・調整費
- (8) 経理管理・指導費

### 3 定額助成について

(1) 1の(2)の助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、別表2に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

ア イに掲げるもの以外のもの（施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価）

(ア) 別表1の区分2の事業種類の欄(1)及び(3)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行うときは、受益面積10アール当たり12万5千円【10万5千円】
- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行うときは、受益面積10アール当たり10万5千円【8万5千円】
- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わないときは、受益面積10アール当たり5万5千円【4万円】
- ・畦畔除去のみの場合は、施工延長100メートル当たり3万円【3万円】

(イ) 別表1の区分2の事業種類の欄(2)及び(4)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行うときは、受益面積10アール当たり25万円【19万5千円】
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行うときは、受益面積10アール当たり23万円【17万5千円】
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わないときは、受益面積10アール当たり17万5千円【13万円】

(ウ) 別表1の区分2の事業種類の欄(5)にあつては、使用する工法に応じ、次に定める単価

- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり15万円【11万5千円】
- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は、受益面積10アール当たり14万5千円【10万5千円】
- ・トレンチャ工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり10万円【8万5千円】
- ・掘削同時埋設工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり7万5千円【5万5千円】

(エ) 別表1の区分2の事業種類の欄(6)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・表土扱いを行う場合は、施工延長100メートル当たり15万円【11万円】
- ・表土扱いを行わない場合は、施工延長100メートル当たり14万円【10万円】

(オ) 別表1の区分2の事業種類の欄(7)にあつては受益面積10アール当たり15万5千円【11万円】(樹園地にあつては受益面積10アール当たり24万5千円【17万5千円】)、給水栓設置のみの場合にあつては1箇所当たり1万5千円【1万円】)。なお、ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合は接続管の施工延長10メートル当たり5万円【4万円】

(カ) 別表1の区分2の事業種類の欄(8)にあつては、受益面積10アール当たり11万5千円【6万5千円】

(キ) 別表1の区分2の事業種類の欄(9)にあつては、受益面積10アール当たり20万円【14万5千円】

イ 事業完了時まで中心経営体(人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。)第2に定める人・農地プラン(人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。)、実質化された人・農地プラン(人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。)2の(1)に定める実質化された人・農地プラン(実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。)をいう。)及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。)において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。)に集約化されている受益地又は集約化することが確実と見込まれる受益地にあつては、次に掲げるものとする。

(施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価)

(ア) 別表1の区分2の事業種類の欄(1)及び(3)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行うときは、受益面積10アール当たり15万円【12万5千円】
- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行うときは、受益面積10アール当たり12万5千円【10万円】
- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わないときは、受益面積10アール当たり6万5千円【4万5千円】
- ・畦畔除去のみの場合は施工延長100メートル当たり3万5千円【3万5千円】

(イ) 別表1の区分2の事業種類の欄(2)及び(4)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行うときは、受益面積10アール当たり30万円【23万円】
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行うとき

は、受益面積10アール当たり27万5千円【21万円】

- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行わないときは、受益面積10アール当たり21万円【15万5千円】

(ウ) 別表1の区分2の事業種類の欄(5)にあつては、使用する工法に応じ、次に定める単価

- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり18万円【13万5千円】

- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は、受益面積10アール当たり17万円【12万5千円】

- ・トレンチャ工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり12万円【10万円】

- ・掘削同時埋設工法を用いる場合は受益面積10アール当たり9万円【6万5千円】

(エ) 別表1の区分2の事業種類の欄(6)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・表土扱いを行う場合は、施工延長100メートル当たり18万円【13万円】

- ・表土扱いを行わない場合は、施工延長100メートル当たり16万5千円【12万円】

(オ) 別表1の区分2の事業種類の欄(7)にあつては、受益面積10アール当たり18万5千円【13万円】(樹園地にあつては受益面積10アール当たり29万円【21万円】、給水栓設置のみの場合にあつては1箇所当たり1万5千円【1万円】)。なお、ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合は接続管の施工延長10メートル当たり5万円【4万円】

(カ) 別表1の区分2の事業種類の欄(8)にあつては、受益面積10アール当たり13万5千円【7万5千円】

(キ) 別表1の区分2の事業種類の欄(9)にあつては、受益面積10アール当たり24万円【17万円】

(2) 助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。

(3) 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。

ア 別表1の区分2の事業種類の欄(1)から(4)までにあつては、受益面積10アール当たり2万円(施工延長100メートル当たり1万円)を減算

イ 別表1の区分2の事業種類の欄(5)にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算

ウ 別表1の区分2の事業種類の欄(6)にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算

(4) 別表1の区分2の事業種類の欄(5)に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり2万5千円を加算するものとする。

(5) 別表1の区分2の事業種類の欄(5)及び(6)に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり(事業種類の欄(6)にあつては施工延長100メートル当たり)1万5千円を加算するものとする。

(6) 別表1の区分2の事業種類の欄(5)に関して、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。

(7) 別表1の区分2の事業種類の欄(5)に関して、農地の区画の形状等により吸水

渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

(8) (1) のイの集約化とは、同一の農業者の経営等農用地であって、1ヘクタール（北海道にあっては3ヘクタール）以上のまとまりを有する農地となることをいう。なお、まとまりを有する農地とは、2つ以上の農地であって、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの

イ 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他、本事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

(9) (8) の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

(10) (9) の基幹ほ場3作業とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあってはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

ア 耕起

イ 代かき

ウ 田植え又は播種

エ 収穫

## 第10 その他

- 1 本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあっては、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施するものとする。
- 2 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 3 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和22年法律第67号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 4 市町村又は農業者団体が事業実施主体である場合には、都道府県知事は、市町村又は農業者団体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 5 事業の実施に当たって、事業実施主体は、農業者施工の活用等により可能な限り事業費の低減に努めるものとするとともに、契約の手續等の公正性及び透明性を図るも

のとする。

- 6 事業の着手は、原則として、国からの補助金交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、補助金交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第7号）をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）第3の規定による申請書の別紙第3の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- 7 別表1の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の（1）に該当するもの及び別表1の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の（7）に該当するものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の者による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタール超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上）の転用が行われた場合には、又は、別表1の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の（4）に該当するもの及び別表1の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の（1）から（4）までに該当するものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げるときを除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

- （1）土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
- （2）益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合
- （3）上記のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては、農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

- 8 7により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{補助金返還額} = A \times C / B$$

ただし、A：返還対象補助金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

- 9 都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により固定価格買取制度による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。
- 10 事業実施主体は、事業達成状況報告書及び土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）第13の規定による実績報告書に、農業者施工等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を把握した結果に基づき、事業費を適切に記載するものとする。
- 11 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が別表1の区分1の事業種類の欄（8）の指導（以下「指導事業」という。）を実施していない場合又は1地区当たりの単年度の補助金交付額が1億円を超える場合には、事業実施主体

は、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（4）に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。

- 12 農業者施工を行う場合には、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に加入させる等の対応を行うものとする。

別表 1

区分	事業種類	事業内容
1. 定率助成	(1) 農業用排水施設	農業用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水	暗渠の新設又は変更
	(3) 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良
	(4) 区画整理	農用地の区画形質の変更
	(5) 農作業道	農作業道の変更
	(6) 農用地の保全	(1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
	(7) 調査・調整	権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整活動
	(8) 指導	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
2. 定額助成	(1) 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(2) 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(3) 畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(4) 畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(5) 暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排水の新設
	(6) 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設
	(7) 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(8) 客土	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土
	(9) 除礫	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫

別表2

事業概要	農地の形状等	現場条件、使用工法	標準的な作業内容
田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合で表土扱いを行わない	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔除去のみ	畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	—	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合で表土扱いを行わない	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔除去のみ	畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	—	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置
暗渠排水	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設	バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)
		バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)



		トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削（トレンチャ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
		掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入（同時埋設）、資材小運搬、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
湧水処理	本暗渠管 (管径50mm~60mm)	表土扱いを行う場合	表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
		表土扱いを行わない場合	掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
末端畑地かんがい施設（普通畑、樹園地）	—	—	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、散水設備、埋戻（バックホウ）
末端畑地かんがい施設（給水栓設置のみ）	—	—	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、給水栓設置（人力）、埋戻（バックホウ）
客土	—	—	客土材運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土材散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）
除礫	—	—	除礫（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）

注) 標準的な作業内容のうち一部を農業者施工により行うことを想定している。

別記様式第1号

農業基盤整備計画（事業達成状況報告）

地区名		事業実施主体 〇〇〇〇 指導事業(〇〇〇〇)	関係都道府県・市町村名			6法指定地域等			
農業競争力強化に向けた取組方針		担い手への農地集積率の向上や高収益作物の導入・生産拡大、担い手の育成・確保、水管理の合理化・省力化、維持管理費の低減などの農業競争力強化に向けた取組方針を記載							
事業実施期間		令和〇〇年度～令和〇〇年度							
基盤整備の概要		受益面積：水田〇〇〇ha、畑〇〇〇ha、樹園地〇〇〇ha 総事業費：〇〇〇百万円 受益者数：〇者							
基盤整備の計画									
区分	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)			年度計画			
						RO	RO	RO	RO以降
定額助成	農業用排水施設	用水路 L=〇〇km							
	暗渠排水	A=〇〇ha							
	土層改良	客土 A=〇〇ha							
	区画整理	A=〇〇ha							
	農作業道	舗装 L=〇〇km							
	農用地の保全	土留工 L=〇〇km							
	調査・調整	調査・調整活動 1式							
	指導	〇〇〇〇							
		小計							
定額助成	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)	うち定額助成額 (百万円)	農業者施工の内容				
	田の区画拡大（水路の変更を伴わない）	A=〇〇〇a （うち集約化〇〇〇a） 現場条件（高低差〇m） 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合 L=〇〇〇m							
	田の区画拡大（水路の変更を伴う）	A=〇〇〇a （うち集約化〇〇〇a） 現場条件（高低差〇cm） 表土扱い（有又は無）							
	畑の区画拡大（水路の変更を伴わない）	A=〇〇〇a （うち集約化〇〇〇a） 現場条件（高低差〇cm） 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合 L=〇〇〇m							
	畑の区画拡大（水路の変更を伴う）	A=〇〇〇a （うち集約化〇〇〇a） 現場条件（高低差〇cm）							

	表土扱い（有又は無） A=○○○a （うち集約化○○○a） 施工方法の選定理由						
暗 渠 排 水	<p style="text-align: center;">〔現場条件や施工機械 の都合等による選定 理由を記載〕</p> 実施設計（外注）（有又は無） 地下かんがい（有又は無） 管径○○mm						
湧 水 処 理	L=○○○m （うち集約化○○○m） 表土扱い（有又は無） 管径○○mm						
末端畑地かんがい施設（樹園地以外）	A=○○○a （うち集約化○○○a） ほ場外からの接続管施工 （有又は無）						
末端畑地かんがい施設（樹園地）	A=○○○a （うち集約化○○○a） ほ場外からの接続管施工 （有又は無）						
末端畑地かんがい施設（給水栓設置のみ）	○○箇所 ほ場外からの接続管施工 （有又は無）						
客 土	A=○○○a （うち集約化○○○a）						
除 礫	A=○○○a （うち集約化○○○a）						
	小計						
合 計							
農地防災事業の実施	○○○事業					A, B	
定 率 助 成 の 費用負担の方法							
定 額 助 成 の 費用負担の方法 （事業達成状況報告時のみ記載）	・総事業費○○円（うち定額助成額○○円） <b>【総事業費（①+②+③）の内訳】</b> ①事業実施主体の支出額○○円 ②農業者の支出額○○円 ③農業者施工等（無償分）の金額換算○○円						
予定管理者・管理方法							
その他必要な事項							

- 注：1) 定額助成の事業の場合、定額助成の実施計画、施工位置及び受益面積（施工対象の耕地面積）を記した図面を添付する。また、その実施結果の報告には、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。  
 2) 農業基盤整備計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。  
 3) 年度計画の上段には事業量を、下段には事業費を記入する。  
 4) 農地防災事業を行う際には「農地防災事業の実施」にその地区の関連事業を記入の上、次に示す区分に応じA又はBを記入する。  
     A：防災A型（湛水防除、地盤沈下、防災ダム等）    B：防災B型（ため池等整備等）  
 5) 第9の3の（1）イの適用を受ける場合、集約化計画を添付する。  
 6) 定額助成の事業のうち、客土及び除礫を行う際には、土層改良計画を添付する。  
 7) 指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。また、「事業の概

要」の欄に指導事業の実施内容について記入する。

- 8) 定額助成の事業のうち、田の区画拡大又は畑の区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。
- 9) 定額助成の事業のうち、暗渠排水を行う際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等について記入する。施工方法の選定に当たっては、農業者の保有機械の状況や経済性等を踏まえて、できるだけ事業費の低減につながる工法とすること。
- 10) 定額助成の事業を実施する場合は、事業採択申請時に、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。
- 11) 事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等（無償分）を金額換算した金額について記入する。

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）

<実施前>

<施工状況>

<完了後>

注：客土及び除礫を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【定額助成の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 (百万円)		
	基本 A	集約化 加算 B	基本 C	集約化 加算 D	基本 E = A × C	集約化 加算 F = B × D	合計 G = E + F
田の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm超	12万5千円 /10a ( )	15万円 /10a ( )	000a	000a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm以下	10万5千円 /10a ( )	12万5千円 /10a ( )	000a	000a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm以下 表土扱い有り	5万5千円 /10a ( )	6万5千円 /10a ( )	000a	000a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 表土扱い無し	3万円 /100m ( )	3万5千円 /100m ( )	000m	000m			
畦畔除去のみ							
田の区画拡大 (水路の変更を伴う) 高低差10cm超	25万円 /10a ( )	30万円 /10a ( )	000a	000a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴う) 高低差10cm以下	23万円 /10a ( )	27万5千円 /10a ( )	000a	000a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴う) 表土扱い有り	17万5千円 /10a ( )	21万円 /10a ( )	000a	000a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴う) 表土扱い無し							
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm超	12万5千円 /10a ( )	15万円 /10a ( )	000a	000a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm以下	10万5千円 /10a ( )	12万5千円 /10a ( )	000a	000a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 表土扱い有り	5万5千円 /10a ( )	6万5千円 /10a ( )	000a	000a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 表土扱い無し	3万円 /100m ( )	3万5千円 /100m ( )	000m	000m			
畦畔除去のみ							
畑の区画拡大 (水路の変更を伴う) 高低差10cm超	25万円 /10a ( )	30万円 /10a ( )	000a	000a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴う) 高低差10cm以下	23万円 /10a ( )	27万5千円 /10a ( )	000a	000a			

表土扱い有り 畑の区画拡大 (水路の変更を伴 う) 高低差10cm以下 表土扱い無し	17万5千円 /10a ( )	21万円 /10a ( )	〇〇〇a	〇〇〇a			
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い有り	15万円 /10a ( )	18万円 /10a ( )	〇〇〇a	〇〇〇a			
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い無し	14万5千円 /10a ( )	17万円 /10a ( )	〇〇〇a	〇〇〇a			
暗渠排水 トレンチャ工法	10万円 /10a ( )	12万円 /10a ( )	〇〇〇a	〇〇〇a			
暗渠排水 掘削同時埋設工法	7万5千円 /10a ( )	9万円 /10a ( )	〇〇〇a	〇〇〇a			
湧水処理 表土扱い有り	15万円 /100m ( )	18万円 /100m ( )	〇〇〇m	〇〇〇m			
湧水処理 表土扱い無し	14万円 /100m ( )	16万5千円 /100m ( )	〇〇〇m	〇〇〇m			
末端畑地かんがい施 設(樹園地以外)	15万5千円 /10a ( )	18万5千円 /10a ( )	〇〇〇a	〇〇〇a			
末端畑地かんがい施 設(樹園地)	24万5千円 /10a ( )	29万円 /10a ( )	〇〇〇a	〇〇〇a			
末端畑地かんがい施 設(給水栓設置の み)	1万5千円 /1箇所 ( )	1万5千円 /1箇所 ( )	〇〇箇所	〇〇箇所			
末端畑地かんがい施 設(ほ場外からの接 続管施工)	5万円 /10m ( )	5万円 /10m ( )	〇〇〇m	〇〇〇m			
客土	11万5千円 /10a ( )	13万5千円 /10a ( )	〇〇〇a	〇〇〇a			
除礫	20万円 /10a ( )	24万円 /10a ( )	〇〇〇a	〇〇〇a			
合計							

注:1) 第9の3の(1)イを適用する場合には、中心経営体に集約化する農用地を確認するため、人・農地プランを添付すること。

2) 第9の3の(3)、(4)、(5)又は(6)を適用する場合には、定額助成単価の下の括弧内に加算後又は減算後の助成単価を記載すること。

3) 定額助成の実施計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記する。





【土層改良計画（事業達成状況報告）】

(1) 客 土

耕 土 深		面積	総客土量	搬出元	備考
現況	計画				
(cm)	(cm)	(ha)	(m <sup>3</sup> )		

(2) 除 礫

30mm以上の礫含有率		除礫 施工深	面積	総除礫量	(計画) 耕土深	使用機械	処理方法	備考
現況	計画							
(%)	(%)	(cm)	(ha)	(m <sup>3</sup> )	(cm)			

注:1) 現況耕土深及び礫含有率の確認に当たっては、土地改良事業計画設計基準・計画・土層改良等を参考として適正に実施するとともに、写真等を整理し添付すること。

別記様式第2号

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長  
地方農政局長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 印

事業採択申請書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第7に基づき、農業基盤整備計画を添付して申請する。

(別紙)

地区名	事業概要

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長  
地方農政局長 印  
内閣府沖縄総合事務局長

事業採択通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった農業基盤整備計画について採択したので通知する。ただし、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第8のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

地区名	事業概要

農林水産省農村振興局長  
地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
殿

都道府県知事 印

事業変更申請書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を変更したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知）別紙5の第7の1に基づき、農業基盤整備計画を添付して申請する。

(別紙)

地区名	事業概要

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長  
地方農政局長 印  
内閣府沖縄総合事務局長

事業変更通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった変更計画について承認したので通知する。ただし、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第8のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

地区名	事業概要

事業達成状況報告書

農林水産省農村振興局長  
地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
殿

都道府県知事 印

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を完了したので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知）別紙5の第8に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

(別紙)

地区名	事業概要

交付決定前着手届

農林水産省農村振興局長  
地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
殿

都道府県知事 印

〇〇（交付決定前着手が必要な理由）のため、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知）別紙5第10の6に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手したいので提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと